

平成 28 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 28(2016) 年 6 月
盛岡大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1 使命・目的等	8
基準 2 学修と教授	16
基準 3 経営・管理と財務	63
基準 4 自己点検・評価	81
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	86
基準 A 社会連携	86
A-1-① 地域連携	86
A-1-② 被災地支援	88
A-1-③ 公開講座	93
A-1-④ 教員免許状更新講習	93
V. エビデンス集一覧	96
エビデンス集（データ編）一覧	96
エビデンス集（資料編）一覧	97

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

盛岡大学の建学の精神と教育の基本理念

学校法人盛岡大学（以下「本法人」という。）は、「学校法人盛岡大学寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第2章「目的及び事業」の第3条に、本法人の教育目的を「この法人は、「教育基本法」及び「学校教育法」に従い、キリスト教精神に基づき、学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。」とし、また盛岡大学（以下「本学」という。）は、本法人のこの教育目的に基づき、盛岡大学学則（以下「学則」という。）第1条で教育の目的を「本学は、キリスト教精神により、教育基本法に則り、学術を教授研究し、広い視野と高い識見を養い、文化の向上と社会の福祉に貢献する有為な人間を育成することを目的とする。」と定めて、教育事業を展開している。

これらの規定に明文化されているように、本学の「建学の精神」は、創設者の信条であった「キリスト教精神」に由来する。そして、この創設者の精神を土台として、教育基本法と学校教育法に従い、教育事業と学術研究とを行い、高潔な人格を備え、将来社会的価値を生み出す有為な人材の育成を、教育の基本理念及び使命・目的としている。

具体的に、本学が建学の精神とするキリスト教精神は、聖書の「主を畏れることは知恵の初め。」（「旧約聖書」箴言：1章7節）という教えを基に、「隣人を自分のように愛しなさい。」（「新約聖書」ローマの信徒への手紙：13章9節）すなわち、「愛と奉仕」の精神を、実践活動に具現化することである。さらに、この精神には、人類普遍の原理である「生命と真理」（*vita et veritas*）が内在する。これは本学の校章図案の一部を形成しており、本学を象徴する言葉でもある。「愛」なくして「生命」への真の尊崇はあり得ず、そしてその尊崇の心は「奉仕」の精神へと繋がる。「真理」のあくなき探究としての「知の創造」は、「知の継承」と共に大学にとって重要な使命である。学則が定める本学の教育目的に即して換言するならば、生命と真理の探究は、「学術を教授研究し、広い視野と高い識見を養い」すなわち知恵を獲得することであり、愛と奉仕の実践は「文化の向上と社会の福祉に貢献する」ための行動・営為となる。さらに、建学の精神から、大学としての本質的な姿が見て取れる。その精神とは「3A」すなわち、Academic Autonomy（大学の自治）、Academic Freedom（学問の自由）、Academic Accountability（大学の説明責任）である。マタイによる福音書6章33節に「何よりもまず、神の国と神の義を求めなさい。」とある。大学は何よりも正義が優先されて統治されるべきところである。また、「ヨハネの福音書」8章32節に「真理はあなたたちを自由にする。」ともある。「自治」や「自由」には果たされるべき責任（説明責任）が存在することは必然である。本学の建学の理念にはこの3Aの精神が内在している。

本法人は、創立50周年にあたる平成13(2001)年に、建学の精神を更なる具体性をもって実現していくため、「対話のある学校」を行動原理として掲げた。そして、この行動原理を『愛』に支えられた『奉仕』の実践を通して、個人の魂が超自然的なものに畏敬の念をもって対する（対話する）とき、良心の自由と自己の確立による自主自律が生まれる。個の確立がなければ対話は成り立たず、対話は考えることであり、対話の目的は個の確立であり、対話を通して個の確立が可能となる。」とし、建学の精神の堅持とそれによる教育の基本理念を再確認している。対話は、個の確立を前提として、教職員と学生、学生と学生

との円滑な意思疎通と交流を図ることに留まらず、学問の追究（知との対話：知の継承・創造）、さらに、大学と地域社会との対話、にまで及ぶ。本学は東北の地に根ざし、大学と地域社会との交流を通して、建学の精神に基づく教育理念及び使命と目的の実現のために、対話によって、言葉と知を獲得し、そして豊かな心を養うことを具体的な行動原理としている。

以上、本学の建学の精神と教育の基本理念である。

盛岡大学の使命・目的

本法人及び本学の定める使命・目的は、前項で述べた通りである。さらに、「学則」第3条の2は各学部及び各学科の目的について次のように定めている。

1 文学部

文学部は、国際社会に対応できる幅広い知識と深い専門性をもち、奉仕の精神を基盤とし、実践力を身につけた教養あるよき社会人を育成することを目的とし、各学科における人材養成の目的は次のとおりとする。

（1）英語文化学科

英語圏の言語や文化についての専門知識と幅広い教養を培い同時に実践的な英語運用能力を習得し、進展する国際化や情報化社会に即応できる人材を育成する。

（2）日本文学科

日本特有の言語・文学・文化を国際的視野に立って幅広く学び、話す・聞く・書く・読む能力を備え、課題を見出し解決することができる人材を育成する。

（3）社会文化学科

文化・社会・歴史の領域を総合的に学習することにより、問題発見能力に富み、世界的視点と地域的視点とから複眼的に問題を考察し、実践的に解決の方途を模索して組織化し、社会文化的価値を創造して行くことができる人材を育成する。

（4）児童教育学科

幅広い専門的教養と創造性豊かな実践力及び対人関係能力を備え、初等教育・保育に携わる人材を養成する。

2 栄養科学部

栄養科学部は、人間の生命現象について科学的理解を深め、「生命と真理」を尊び、健康、栄養、食に関する専門の知識を授け、社会の福祉に寄与する人材を育成する。

栄養科学科

食を取り巻く環境をよく理解し、栄養科学と人間栄養学に関して高度な専門的知識と応用力を身につけ、食からの健康づくりの担い手として幅広く活躍できる人材を育成する。

さらに、本学がどのような教育を目指しているのかを明確にするため平成 10(1998)年の教授会で「盛岡大学教育運営計画」が議決され、大学の教育活動の基本構想が設定された。大学教育の目的、今後の社会展望、地域社会の本学への期待や本学のおかれている現状等を考慮しての基本構想である。それは、つぎのようなものである。

- (1) 東北の地域に根ざしながら、学術の中心として個性をもった魅力ある大学を目指す。
本学がこの地に存在する理由を絶えず確かめ、知の伝達・提供・消化にとどまらず探究・創造を目指すものである。個性はこのプロセスから形成される。個性は与えられるものではなく、知をもとに選択した結果であり創造したものである。
- (2) 広い知識と深い専門性をもつとともに、奉仕の精神を基盤とする高い道徳的実践力及び国際化時代に対応した実際の応用力を身につけた教養あるよき社会人を育成する。
教養あるよき社会人とは、4年間で学生を時代の理念の高さまで引き上げ、教育後、社会に活力ある影響を及ぼすことのできる職業人である。よき社会人になくてはならないものは、奉仕性である。今後の社会を展望するとき、奉仕性は人類の課題となる。

盛岡大学の個性・特色

本学の特色として、第一に、建学の精神があげられる。前述したように、本学はキリスト教の「愛と奉仕」を建学の精神としている。これを端的に表すべく、創設者が愛していた「テサロニケの信徒への手紙一」の一節「いつも喜んでいなさい。絶えず祈りなさい。すべての事について、感謝しなさい。」(5章 16-18 節) が本学のモットーとなっている。この聖句は入学式や卒業式などに全員の前で牧師が朗読する。また、校内の要所要所(法人役員会議室、大会議室、主要教室等)に掲げられている。

第二に、入学定員 400 名という規模を活かした特色がある。それを表しているのが「対話のある大学」という行動原理である。平成 13(2001)年、21 世紀初頭の本法人及び本学の指針として、「対話のある学校」を教育理念実現のための行動原理とすることが提唱された。これは、授業や研究会活動等を通じて、学生相互、学生と教職員とのきめ細かな交流を行ってきた学園のよさをさらに推し進め、対話を通して言葉と知を獲得し、豊かな心を培うことを行動原理としたものである。

第三の特色としては、教員養成の実績があげられる。創立当初、東北地方の私学としては数少なかった小学校教員養成課程を有する大学としての特色を活かし、教員養成に力を注いできた。平成 17(2005)年、文部科学省の教員養成 GP に選定された実践力のある教員を育てるプロジェクトの運営や、平成 21(2009)年に設置された教師教育センター(現教員養成サポートセンター)の活動などによって、その成果をさらに確かなものにしている。

第四として、地域に根ざした大学として地域への貢献も特色として欠かすことはできない。幼児教育、保育の支援や小中高大連携等の教育支援、公開講座や文化交流等の生涯学習支援、栄養指導やスポーツ等による健康増進支援、東日本大震災後の教育支援、避難した人たちへの栄養指導や図書関係等の災害復興支援(学生たちの積極的な参加)、さらに、今年(平成 28(2016)年)開かれる岩手国体での選手たちの食事献立集の作成など、本学は多方面な分野で地域との関わりを広げている。平成 26(2014)年には、盛岡大学・盛岡大学短期大学部地域連携センター(以下「地域連携センター」という。)を設置し、より組織的な取り組みの体制を充実させた。

以上が、主な本学の個性・特色であり、キリスト教精神、対話の精神が遺憾なく発揮されている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学の歩みは、創設者の細川泰子が昭和 25(1950)年、生活研究所を興したことに始まる。翌年、同研究所は盛岡生活学園に改組された。「生活」の名が冠せられたのは、生活を通して円満なる人格の滋養に務め、一人ひとりの生活を正しくすることを教育目標としたからである。創設者の「生活のない祈りは、お題目にしかありません」との言葉が示す通り、生活に根ざした信仰、信仰に根ざした生活を実現すべく、キリスト教の愛と奉仕の精神を建学の精神とした。生活学園は各種学校の開校に続いて、幼稚園、高等学校、専門学校、短期大学を次々に開設し、教育の領域を広げていった。

これらの教育実践を基礎にして、昭和 56(1981)年、盛岡市厨川の地に盛岡大学が創設された。文学部だけの単科大学として、英米文学科と児童教育学科の 2 学科体制で出発した。英米文学と児童教育が選ばれたのは、盛岡が生んだ国際人、新渡戸稲造の精神と関係している。「太平洋の架け橋」たらんと欲した新渡戸のような、国際性を身につけた人間の育成を英米文学科は目指した。目的実現の一環として、昭和 62(1987)年、本学は新渡戸の終焉の地であり、盛岡と姉妹都市のカナダ・ビクトリア市にあるカモーション大学と姉妹校の提携を結んだ。児童教育に関しては、創設者が新渡戸の言葉としてよく引き合いに出した「私の愛する人は幼児なり」と関係している。これは幼児のようにならなければ天国に入ることとはできないとの聖書の教えを受けている。幼児と向き合えるよう自らを低くすることのできる人間の育成を児童教育学科は目指した。

さらに、昭和 62(1987)年には、日本文学科が開設された。宮沢賢治と石川啄木に代表されるように岩手県は郷土文学の盛んな地であるが、地域に根ざした研究に貢献するとともに、郷土と世界を結ぶ人間の育成を日本文学科は目指して発足した。また、翌年には、日本と世界を展望する創造的な比較研究を行うことを使命として、比較文化研究センターが生まれた。「岩手から世界へ、世界から岩手へ」が合言葉となった。

昭和から平成に元号が変わった平成元(1989)年、本学は現在の地、滝沢の砂込に移転した。間近に岩手山を望むキャンパスは、大志を抱く格好の地である。

平成 12(2000)年には、3 つの学科に専攻科が設置された。これらの学科に所属する学生のあいだには教員志望者が多く、大学教育の基礎の上にさらに高度な専門教育を教授して専修免許状を付与することを目的として設置されたものである。

平成 17(2005)年、社会文化学科が誕生し、文学部は現在の 4 学科体制となった。社会文化学科は、社会や文化に関する学問領域を今日的な視点からとらえ直す多面的な視野をもった人間の育成を目指し、教員組織は従来の教養部門を改組して生まれたものである。また、同年には英米文学科が英語文化学科と改称された。社会文化学科に社会（中高）の教職課程が併設されたことにより、英語文化学科の英語（中高）、日本文学科の国語（中高）及び書道（高）、そして児童教育学科の小学校の教職課程と併せて、文学部は人文科学系の教職課程を備えることとなった。「文学部」と呼びつつも、英語名は“Faculty of Humanities”と称し、文学に限定せず広く人間学を追求してきた本学文学部の特色がここに表れている。

平成 22(2010)年には、盛岡大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）の食物栄養科が 4 年制に改組され、栄養科学部栄養科学科が発足し、2 学部体制となった。栄養教育は本法人の教育の嚆矢であり、盛岡栄養専門学校、生活学園高等学校（現盛岡大学附属高

等学校)食物科、盛岡調理師学校、生活学園短期大学(現盛岡大学短期大学部)食物栄養科と、その中核を担ってきた。創設者は「生活学園は食物を大切にしそれによって祝福された教育機関であります」と述べている。すなわち、わたしたちにもっとも身近な衣食住こそが生活を形作るものであり、わけでも日常の糧に直結する食物のことを忘れるなら、信仰は形骸化してしまうと指摘している。また、生活学園発足当時の岩手県は栄養面で厳しい環境にあったため、地域の食生活の改善に寄与することが上記の学校に託された使命であった。その後、地域の食糧事情は大きく改善されたが、現在もなお、地域の人びとの健康の維持・向上に貢献する人材への要請は大きく、栄養科学科は管理栄養士を養成することとこれに応えることを目指している。

本法人と本学の沿革は、次のとおりである。

昭和 26(1951)年 6 月	岩手県知事から各種学校盛岡生活学園の設置認可を受ける
昭和 31(1956)年 3 月	岩手県知事から学校法人生活学園の設立認可を受ける 創立者細川泰子 理事長就任
昭和 31(1956)年 12 月	岩手県知事から愛育幼稚園の設置認可を受ける
昭和 32(1957)年 4 月	愛育幼稚園開園 (のちに盛岡大学附属愛育幼稚園と改称)
昭和 32(1957)年 8 月	盛岡生活学園を盛岡栄養専門学校と名称変更
昭和 33(1958)年 4 月	生活学園高等学校開校 (現盛岡大学附属高等学校)
昭和 36(1961)年 4 月	盛岡調理師学校開校 (のちに盛岡調理師専門学校と改称)
昭和 39(1964)年 4 月	生活学園短期大学部食物栄養科開設 (のちに盛岡大学短期大学部食物栄養科と改称)
昭和 41(1966)年 4 月	生活学園短期大学保育科増設 (現盛岡大学短期大学部幼児教育科)
昭和 43(1968)年 4 月	生活学園短期大学附属幼稚園開園 (現盛岡大学附属厨川幼稚園)
昭和 48(1973)年 4 月	松園幼稚園開園 (現盛岡大学附属松園幼稚園)
昭和 52(1977)年 1 月	生活学園短期大学部保育科を幼児教育科に改称
昭和 53(1978)年 9 月	学校法人生活学園教会落成 (旧四ツ家カトリック教会を移築)
昭和 56(1981)年 1 月	文部大臣から盛岡大学文学部英米文学科及び児童教育学科の設置認可を受ける
昭和 56(1981)年 2 月	教職課程の認定 (英米文学科 (中学・高校英語教諭)、児童育学科 (幼稚園教諭))
昭和 56(1981)年 4 月	盛岡大学文学部英米文学科及び児童教育学科開設
昭和 59(1984)年 4 月	児童教育学科に小学校教職課程開設
昭和 61(1986)年 4 月	英米文学科及び児童教育学科に臨時的定員増認可
昭和 61(1986)年 12 月	文部大臣から盛岡大学文学部日本文学科の設置認可を受ける
昭和 62(1987)年 4 月	盛岡大学文学部日本文学科開設、図書館司書課程開設、教職課程の認定 (中学・高校国語教諭、高校書道教諭)
昭和 62(1987)年 9 月	カナダ・カモーンソン大学と姉妹校協定締結
平成 元(1989)年 7 月	法人本部及び盛岡大学が厨川校地から滝沢村砂込キャンパスに移転
平成 元(1989)年 9 月	盛岡大学・生活学園短期大学新校舎献堂式

盛岡大学

平成 2(1990)年 4 月	学校名の変更 生活学園短期大学を盛岡大学短期大学部に、生活学園高等学校を盛岡大学附属高等学校に、愛育幼稚園を盛岡大学附属愛育幼稚園に、生活学園短期大学附属幼稚園を盛岡大学附属厨川幼稚園に、松園幼稚園を盛岡大学附属松園幼稚園にそれぞれ変更
平成 2(1990)年 10 月	盛岡大学短期大学部が砂込キャンパスに移転
平成 5(1993)年 1 月	盛岡大学学生会館完成
平成 5(1993)年 4 月	盛岡大学セミナーハウス完成
平成 7(1995)年 4 月	学校法人生活学園を学校法人盛岡大学に名称変更 盛岡大学に学芸員課程開設
平成 11(1999)年 11 月	学校法人盛岡大学創立の日を昭和 26 年 6 月 15 日とすること について理事会で議決
平成 12(2000)年 4 月	英米文学科、児童教育学科臨時的定員を恒常化 英米文学専攻科、日本文学専攻科、児童教育学専攻科を開設 (幼稚園・小学校教諭専修免許、中学・高校英語、国語教諭専修 免許、高校書道教諭専修免許)
平成 12(2000)年 12 月	放送大学との単位互換協定締結
平成 13(2001)年 6 月	学校法人盛岡大学創立 50 周年記念式典举行 盛岡大学礼拝堂を学校法人盛岡大学細川泰子記念礼拝堂と命名
平成 13(2001)年 12 月	いわて 5 大学単位互換協定締結
平成 15(2003)年 3 月	いわて 5 大学と岩手県教育委員会との高大連携事業に関する 協定締結
平成 16(2004)年 9 月	盛岡大学短期大学部との単位互換協定締結
平成 17(2005)年 4 月	盛岡大学文学部の英米文学科を英語文化学科に名称変更 社会文化学科の開設、教職課程の認定(中学社会、高校地歴公民 教諭)
平成 17(2005)年 9 月	私立学校法の改正に伴う学校法人盛岡大学寄附行為変更認可
平成 17(2005)年 9 月	盛岡大学新図書館完成
平成 17(2005)年 10 月	盛岡大学野球練習場完工し、グラウンド等整備ひとまず完了し、大 学施設が砂込キャンパスに集結
平成 21(2009)年 9 月	盛岡大学収容定員関係学則変更認可(文学部社会文化学科)
平成 21(2009)年 10 月	盛岡大学栄養科学部設置認可及び寄附行為変更認可
平成 22(2010)年 3 月	栄養科学部管理栄養士養成施設指定
平成 22(2010)年 4 月	盛岡大学栄養科学部栄養科学科開設 盛岡大学短期大学部食物栄養科募集停止
平成 23(2011)年 3 月	盛岡大学短期大学部食物栄養科を廃止
平成 23(2011)年 3 月	中国浙江省寧波市・寧波大学と学術交流協定締結
平成 26(2014)年 3 月	盛岡大学文学部児童教育学科保育・幼児教育コース指定保育 士養成施設指定
平成 26(2014)年 4 月	盛岡大学文学部児童教育学科保育・幼児教育コース開設

盛岡大学

平成 28(2016)年 3 月 英語文化専攻科、日本文学専攻科、児童教育学専攻科を廃止

2. 本学の現況

- ・大学名 盛岡大学
- ・所在地 岩手県滝沢市砂込 808 番地

以下の表は平成 28(2016)年 5 月 1 日現在の状況を示している。

・学部構成

学 部	学 科	入学定員	収容定員
文学部	英語文化学科	60 名	240 名
	日本文学科	60 名	240 名
	児童教育学科	140 名	560 名
	社会文化学科	60 名	240 名
栄養科学部	栄養科学科	80 名	320 名
合 計		400 名	1,600 名

・学生数

(人)

学 部	学 科	1 年	2 年	3 年	4 年	合計
文 学 部	英語文化学科	70	49	65	58	242
	日本文学科	75	57	62	64	258
	児童教育学科	140	164	155	188	647
	社会文化学科	88	77	65	74	304
栄養科学部	栄養科学科	79	82	80	88	329
合 計		452	429	427	472	1,780

・教員数

(人)

	教 授	准教授	講 師	助 教	助 手	合 計
文 学 部	29	21	0	3	0	53
栄養科学部	10	3	1	2	5	21
合 計	39	24	1	5	5	74

・職員数

(人)

区 分	専任職員数	パート(アルバイトも含む)	計
人 員	61	4	65
比 率	93.8%	6.2%	100%

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学創設の根底には、生活を通した円満なる人格の滋養と個々人の生活を正すことが願いとして込められていた。この教育目標から出発した本学は、当初、生活に根ざした信仰、信仰に根ざした生活の実現という目標を掲げていた。この創設者が願う目標は、創設者が最も愛した聖句（前掲テサロニケの信徒への手紙一 5 章 16－18 節）に言い表されていた。この精神は、いまなお、法人全体に伏流水のように流れている。

この聖句は、超自然的なものに対する畏敬の念をもち、いつも喜びをもち、感謝の気持ちを常時もつことが、人としての生き方・日々の生活の規範になることを意味している。

建学の精神を理解するには、キリスト教を理解しなければならない。本学では、キリスト教学Ⅰ・Ⅱが正課科目として設定されており、Ⅰは必修であり、Ⅱは選択である。また、週に 1 回、キリスト教礼拝が行われ、これには、多くの学生が出席している。

入学試験の面接では、本学の教育にはキリスト教主義を基盤にしていることを確認している。入学式、卒業式は、奏楽、讃美歌、牧師による聖書朗読・祈祷から始まる。学長の式辞の中には建学の精神「愛と奉仕」が織り込まれている。また、別に卒業礼拝も行っている。教授会前には毎回礼拝（讃美歌、聖書、主の祈り）を行い、法人は月 2 回の礼拝を行っている。月 1 回開かれる理事会でも開会に先立って、主の祈りを全員で朗読する。建学の精神の意味・内容の具体性・明確性は十分学内に浸透している。

「対話」に関しては、教員研究室のドアに、教員の予定表が明示されており、学生は空き時間、研究室に自由に入ることができるオフィスアワーが設けられており、相談・質問等に充てられている。また、定期的な担任との面談や保護者を含めた面談等、教員と学生との対話には十分なる配慮がされている。さらに、保健室とは別に、「なんでも相談室」が設けられており、ここでは臨床心理士をはじめ、専門家が、「学生生活を豊かに暮らすために」と言うことで、日常生活の中で、トラブルや悩み等、学生たちの相談を受けている。学生たちは気軽に、“なんでも”、相談にやってくる。

震災から現在に至るまで、学生・教職員のボランティア活動では、「奉仕」の精神が遺憾なく発揮されている。また、教員は地域のいろいろな委員会、催し等で、専門家・有識者として組織の中に融和的・積極的に参加・活動している。

東北六大祭りの一つ、8 月の初旬に行われる“盛岡さんさ踊り”には学生約 250 名が参加している。過去 30 年で 13 回の最優秀賞を獲得している。この踊りで、学生たちは心を

一つにすることによって、技（踊り）が見事な“連”となって、観客の心を魅了している。これは個々人の心と身体との対話が、何百人へと広がり、周りの観客（第三者）まで巻き込んで、暗黙のうちの“個”が“衆”へと紡がれていく対話の現象である。

本学は地方の小規模私立大学で、進学校からの入学者が多いわけではない。しかし、教育目標にあるように、入学後 4 年間で学力的にも人間的にも伸びる大学であると言っても過言ではない。これを対話の行動原理に照らし合わせると、「知への欲求、学問への対話」の精神の浸透も功を奏していると言える。平成 25(2013)年度から、本学卒業生と教職員および学生が参画して、同窓会との連携を深める目的でホームカミングデーを開催している。

以上は建学の精神（対話の精神を含む）の具体性を明確に表しているものである。

【資料 1-1-1】シラバス（キリスト教学Ⅰ・Ⅱ）

【資料 1-1-2】2015 年度盛岡大学学生礼拝実施一覧表

【資料 1-1-3】平成 28 年度入学式・平成 27 年度卒業式次第

【資料 1-1-4】平成 28 年 4 月教授会資料

【資料 1-1-5】学校法人盛岡大学職員礼拝運営要領

【資料 1-1-6】オフィスアワー（シラバス）

【資料 1-1-7】学生便覧 2016 （p.25）

【資料 1-1-8】後援会報「学苑だより」第 70 号（盛岡さんさ踊り）

【資料 1-1-9】盛岡大学ホームページ（ホームカミングデー）

<http://www.morioka-u.ac.jp>

1-1-② 簡潔な文章化

本学ホームページ、「入学試験要項」、「学生便覧」には建学の精神についてそれぞれ明示されている。

本学が、建学の精神と理念に基づき、従いながら、研究・教育活動を行う際のキーワードは次の 3 点である。

ア 生命と真理の探究→学術を教授研究し、広い視野と高い識見を養い、知恵を獲得する。

イ 愛と奉仕の実践→文化の向上と社会の福祉に貢献するために行動する。

ウ 対話による交流→生命と真理に至る学問の手段、神と対するための思考の手段、自己を確立するための方法、法人全体を結びつける凝集力、そして地域社会に対しての貢献とする。

これらの活動を通して、本学は、東北の地に根ざしながら学術研究を牽引する個性を持った魅力ある大学を目指し、地域社会に貢献し、地域の発展に寄与する有為な人材の輩出に努めている。

【資料 1-1-10】盛岡大学ホームページ

【資料 1-1-11】平成 28 年度入学試験要項

【資料 1-1-12】学生便覧 2016 （p.4）

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人創立 50 周年にあたる平成 13(2001)年、当時の久慈次男理事長の「本法人の進

むべき道」についての諮問に対して、全学の代表者によって組織された「学校法人盛岡大学 21 世紀委員会」（委員長：加藤章盛岡大学・盛岡大学短期大学部学長（当時））は「21 世紀初頭の法人運営の指針及び教育の基本―学校法人盛岡大学の進むべき道」を答申した。その答申において、キリスト教精神を『愛』に支えられた『奉仕』の実践を通し、個人の魂が一切の媒介なしに神と対する（対話する）とき、良心の自由と自己の確立が求められており、そのような自己の確立による自主自律こそがキリスト教精神の本質である」ととらえ、建学の精神の堅持とそれによる教育の基本理念を再確認している。さらに、その理念の実現のための具体的な行動原理として、「対話のある学校」を掲げている。

「本法人の進むべき道」に対する 21 世紀委員会の答申から 15 年経過して、「対話のある学校」は大学全体に確実に浸透してきている。特に、その間に開設された栄養科学部では、自然科学的思考と共にエートス（精神、特性、道徳性）を重要視した「人間栄養学」を学問の中心に据え、4 年間の教育を展開してきた。これには文学部の「humanities」の精神・理念の伝統が大きく作用している。今後は、文学部と共に、建学の精神をさらに発展させていく。特に「知の創造」につながるような教育を強く推し進めていく。

「愛と奉仕」については、東日本大震災の後において大きく変貌した。人は苦難の前に立ったとき、「自我」が優先するのではなく、まさしく聖書の言う「隣人を自分のように愛しなさい。」が現実のものとなった。

以上のように、「キリスト教精神」を基盤とした建学の精神・教育の理念を堅持し、更なる具体性をもって発展させる。

【資料 1-1-13】 学校法人盛岡大学 21 世紀委員会答申

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学は、文学部 4 学科及び栄養科学部栄養科学科の 2 学部 5 学科で構成されている。

「盛岡大学学則」第 1 条に、人材の養成に関する目的が記されている。文学部の使命・目的は、国際社会に対応できる幅広い知識と深い専門性をもち、奉仕の精神を基盤とし、実践力を身につけた教養あるよき社会人を育成しようとするものである。

英語文化学科は、英語圏の言語や文化についての専門知識や幅広い教養を培い同時に実践的な英語運用能力を習得し、進展する国際化や情報化社会に即応できる人材の育成を、日本文学科は、日本特有の言語・文学・文化を交際的視野に立って幅広く学び、話す・聞く・書く・読む能力を備え、課題を見出し解決することが出来る人材の育成を、社会文化学科は、文化・社会・歴史の領域を総合的に学習することにより、問題発見能

力に富み、世界的視点と地域的視点とから複眼的に問題を考察し、実践的に解決の方途を模索して組織化し、社会的文化価値を創造して行くことができる人材の育成を、児童教育学科は、幅広い専門的教養と創造性豊かな実践力及び対人関係能力を備え、初等教育・保育に携わる人材の養成を、それぞれ志向することが文学部の個性であり特色であり、そのことは、ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー（以下「DP・CP・AP」という。）にも反映して、明示されている。

栄養科学部栄養科学科は、その前身である短期大学部食物栄養科の教育目標「食からの健康づくりの担い手の育成」のもと、地域で培ってきた役割と伝統を基盤としている。

設置するにあたっては時代に適応してそれを発展させ、「より高度で専門的知識・技能を有する人材の育成と、地域での健康と栄養に関する学術の中心としての役割をそれまで以上に果たし、地域への貢献を期する」ということを設置の趣旨・目的として、管理栄養士課程を有する4年制大学学部として平成22(2010)年4月に開設された。このような学部設置の目的を踏まえ、次のような教育目標を策定した。本学が意図する栄養科学とは、人間の生命現象について科学的理解を深め、「生命と真理」を尊び、健康、栄養、食に関する専門的知識を授け、社会の福祉に寄与する人材を育成することを目的としている。以上を具現化するため栄養科学科は、食を取り巻く環境をよく理解し、栄養科学と人間栄養学に関して高度な専門的知識と応用力を身につけ、食からの健康づくりの担い手として幅広く活躍できる人材を育成する。

この両学部の特色は、大学の社会的使命という観点からも適切である。

【資料1-2-1】盛岡大学学則 第1条

【資料1-2-2】学生便覧 2016(p.80,p.222)

【資料1-2-3】盛岡大学ホームページ

1-2-② 法令への適合

1-2-①で示した人材育成・養成の目的等は、本学の建学の精神と照らし合わせて適切であると判断される。また、「学校教育法」第83条「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と謳われており、本学の使命・目的はこの「学校教育法」の趣旨に適合している。

新設の栄養科学部は、「学校教育法」第83条の大学の目的からくみ取られる「広くかつ深く専門知識と、道徳的及び応用的能力をもち社会の発展に寄与できる人材の育成」を基本理念とし、「高い専門性と人間理解力」「高い倫理観・道徳性」「基礎学力」「科学的思考力・応用力・創造能力」「地域特性の把握」「語学力」の6項目を具体的な到達目標としている。平成21(2009)年10月30日に設置認可及び寄附行為変更認可（文部科学省）を受けるとともに、平成22(2010)年3月29日に管理栄養士養成施設指定（厚生労働省）を受け、平成22(2010)年4月1日に開設されており、法令への適合性を維持している。

【資料1-2-4】学生便覧 2016 (p.225)

1-2-③ 変化への対応

1-2-①に示したように文学部の4学科の人材養成の目的は建学の精神とも適合してい

る。そもそも本法人（旧学校法人生活学園）は、第二次世界大戦後の北東北が抱えた二つの実情を改善することを目指して、敬虔なクリスチャンであった細川泰子によって設立された。

その実情の一つは乳幼児死亡率の高さであり、“食の貧しさを改善したい”という思いが、栄養士を目指す各種学校盛岡生活学園の設置（昭和 26(1951)年）となり、さらに調理師免許を付与するような学校、生活学園高等学校（現盛岡大学附属高等学校・昭和 33(1958)年設置）、盛岡調理師学校（現盛岡調理師専門学校・昭和 36(1961)年設置）を創って行く。もう一つの北東北の実情は、幼児教育の貧困さであった。これが、愛育幼稚園（昭和 32(1957)年。この後さらに二つの幼稚園を経営。現在は二園）を設置させる。

そして、本法人は社会の多様化と教育の高度化に対応し、短期大学を設置する。前者の「食の改善」という目的は、生活学園短期大学食物栄養科設置（昭和 39(1964)年・盛岡大学短期大学部食物栄養科）となり、後者の「子どもの教育の改善」は保育科増設（現盛岡大学短期大学部幼児教育科・昭和 41(1966)年）となった。これによって、本法人は調理師・栄養士・保育士・幼稚園教諭を養成して世に送り出して行く。

そして、昭和 56(1981)年に本学文学部が誕生するが、学園創設以来の建学の精神が貫かれている。児童教育学科は「子どもの教育の改善」という目的をさらに進展させ、幼稚園一級免許と小学校一級免許を付与した人材を送り出す。英米文学科は、当時の日本全国での国際化の機運とともに東北各県で次々と誕生していた英語・英米文学を学ぶための学科が岩手県でも求められていたことに応える形で設置された。

文学部には、その後日本文学科（昭和 62(1987)年開設）、社会文化学科（平成 17(2005)年開設）が設置され、どちらもグローバルな方向性と地域文化の研究という特色を持つ学科となった。

その後、日本全体に少子高齢化が加速度的に進んで、食の課題が健康寿命の延伸と早世予防、QOL(Quality Of Life)の向上への対策というように大きく転じている。その対策として、「特定健診・特定保健指導」（平成 20(2008)年開始）や、介護予防における栄養改善プログラムが推進されている。また、医療の分野においては、栄養サポートチームによる傷病者に対する適切な栄養管理が実施されている。いずれの分野においても、個人のライフステージやライフスタイルに応じ、また罹患者には疾病の状況に応じ、科学的根拠に基づく人間栄養学によるテーラーメイドの栄養管理・指導を行う必要性が生じてきているのである。それ故、栄養業務に携わる者には高い知識と技能を身につけた栄養マネジメントの専門性が求められており、このことは本法人の創設以来培ってきた食についての地域の課題ともなっている。平成 22(2010)年度に開設した栄養科学部栄養科学科は、このような時代と地域のニーズを踏まえて誕生した。そして、さらに社会の変化に伴うライフスタイルの変化・食行動の変容を踏まえ、栄養科学部開設時、栄養学の発展を予測し、カリキュラムに反映させた。

また、平成 25(2013)年 9 月文学部児童教育学科に保育士資格を取得できる「保育・幼児教育コース」の開設について申請を行い、平成 26(2014)年 3 月指定保育士養成施設の指定を受けることになった。このコースの設置も、開学以来の本学の目指してきた道の延長線上にあり、まさに建学の精神を具現化したものである。

このように本学及び本法人が歩んできた道は、建学の精神を出発点とし、時代の変化と

ニーズに応じてきたものである。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

栄養科学部の開設時のカリキュラムでは、臨地実習の前提になる科目と臨地実習が並行する配置となっており、効果的な教育体制ができなかった。このことから、臨地実習の教育効果を上げることを目的として前提となる科目を終了した後に、順次実施することができるようカリキュラムに変更した。この新カリキュラムを平成 26(2014)年度入学生から適用しているが、さらに検討を加えていく。

大学全体では、使命・目的及び教育目的の適切性について、将来構想を検討する機会及び次の中期目標・計画等を策定する機会に見直す。また、社会の変化に応じるよう本学の教育・研究水準の向上を図り、かつ教育の目的及び社会的使命を達成するために本学の教育・研究活動等の状況について定期的に自己点検・自己評価を行い、その結果を全教職員に周知し、全教職員が共通認識を持って、授業や業務を遂行することとする。

【資料 1-2-5】学生便覧 2014

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

前掲「建学の精神、大学の理念及び使命・目的」の項(I)に示してある明文化された本学の建学の精神は、昭和 31(1956)年 3 月 20 日に設立が認可された学校法人生活学園（本法人の前身）以来、今日に至るまで一貫しており、学生・卒業生・教職員・役員の間に深く浸透している。本学の使命・目的に係る学則の改正や規程の再検討は、大学を取り巻く社会状況の変化を見据えて、時機を失することなくなされてきた。学則の改正や規程の改廃は、教授会の議決を経て、学長から法人に上申され、評議員会・理事会によって承認される。その事項は、関係部署で原案が作られ、委員会・運営委員会等での協議を重ねた上で、教授会で審議され学長が決裁する。この過程において、学長・学部長・教員・事務職員が関わることになる。教授会での議決は、評議員会と理事会の承認を必要とする。平成 27(2015)年 4 月の学校教育法の改正後は、学長が審議を付した議題の教授会での議決は学長の決裁を経た上で評議員会、理事会に上げられる。役員の意見を徴して最終決定されている。ここ数年の学則の改正・検討は、適切であったといえる。

平成 22(2010)年 4 月 1 日に開設した栄養科学部（定員 80 名）は、本法人の出発点である地域課題の「食の貧困」から「飽食・多様化」へと移行してきた課題に対応するた

めに、短期大学部食物栄養科を改組して設置された。また、グローバルな方向性と地域文化の解明という特徴をもって、社会文化学科（定員 40 名）が、平成 17(2005)年 4 月 1 日に開設された。平成 26(2014)年 4 月に、140 名定員の児童教育学科は、児童教育コース（定員 100 名）と保育・幼児教育コース（定員 40 名）の 2 コース制をとることになった。いずれも、建学の精神に基づく従前の使命・目的の意図をよく踏まえながら、めまぐるしく変化する現代の社会状況に適合させるために、役員と教職員の理解と支持を得て改善してきた結果である。

【資料 1-3-1】盛岡大学学則

【資料 1-3-2】学生便覧 2016 (p.4)

【資料 1-3-3】盛岡大学教授会資料（平成 27 年 3 月 16 日）

【資料 1-3-4】盛岡大学教授会運営規則

1-3-② 学内外への周知

大学の使命・目的及び教育目標は、学内・学外に様々な方法・手段を用いて周知が図られている。学内においては、入学式・卒業式・後援会・教職員研修会・クリスマス礼拝等の式典や行事の折に、理事長・学長の式辞・祝辞や講話で学生・保護者・教職員に周知される。

また、「大学案内」「学生便覧」などの印刷物にも掲載し、Web 上での公開（ホームページ）や大学紹介の DVD などを媒体として、学外にも広く発信している。

【資料 1-3-5】2016 盛岡大学大学案内

【資料 1-3-6】学生便覧 2016

【資料 1-3-7】盛岡大学ホームページ

【資料 1-3-8】2016 ガイドブック DVD 版

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

大学を取り巻く厳しい状況の中で、小規模な地方大学である本学にとって、少なくとも中長期の展望と将来構想の確立は必要欠くべからざることである。当然そこには建学の精神に基づく本学の使命・目的及び教育目的が反映されていなければならない。近年では現状を鑑みて、社会の福祉に貢献し、社会的価値を生み出す有為な人材を育成するために、次のような組織の新設と改変をしてきた。平成 22(2010)年度から 25(2013)年度の間に、1-3-①に記した栄養科学部の開設と文学部社会文化学科の定員増（40 名から 60 名）をし、全国的に保育士不足が叫ばれる中、本学でも保育士養成課程を設ける準備がなされ、平成 26(2014)年度に、児童教育学科の中に「保育・幼児教育コース」（定員 40 名）を新たに設置した。

大学の使命・目的及び教育目標は、DP・CP・AP の 3 つの方針に連動して、実際の授業（教育方法）に色濃く反映されてしかるべきものである。本学における DP・CP・AP の策定と明文化は、平成 25(2013)年になされた。また、平成 26(2014)年度には、学長が平成 30(2018)年度までの 5 年間にわたる「中期目標」を掲げ、さらにその計画進行をチェックする機関として「盛岡大学・盛岡大学短期大学部中長期プロジェクト推進室」を設置した。その任務は、

- 1 中期目標・計画に関する総合的な検討
課題の発見、分析項目の検証と IR 室への依頼
- 2 中期目標に基づいた各部署の計画の進捗状況を検証する
工程表のチェック
- 3 IR 室の分析の検証
- 4 次期中期目標の策定

である。メンバーは、各学科・事務職からの 7 名の代表者によって構成されている。DP に適合した人材を社会に送り出すために、CP に沿った教育課程と教育方法をもって、AP に基づいて学生を受け入れる。本学の使命・目的及び教育目的を念頭に置いた。この一連の過程を、「中長期プロジェクト推進室」を中心に、各学科・各部署が作成した「中期目標達成のための工程表」に則って、現在推進しているところである。

【資料 1-3-9】中期目標

【資料 1-3-10】盛岡大学・盛岡大学短期大学部中長期プロジェクト推進室設置運営
規程

【資料 1-3-11】中期目標達成のための工程表

【資料 1-3-12】平成 28 年度盛岡大学（文学部・栄養科学部）委員会等所属一覧

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学は、平成 21(2009)年度以前は、文学部 1 学部で 4 学科 3 専攻科を設置していたが、平成 22(2010)年度に栄養科学部栄養科学科が新しく開設され、また平成 27(2015)年度に、社会の要請に応える使命を終えたと判断して 3 専攻科を廃止したことにより、教育研究組織は現在の 2 学部 5 学科体制となった。栄養科学部の設置は、本法人の創設以来の地域貢献の中心となっていた「食」に関する時代の要請から生まれ、短期大学部食物栄養科を発展的に改組したものである。これは、従前からの本学の使命・目的を、地域と時代の要請や動きに弾力的に対応させた結果である。

2 学部 5 学科を支える運営体制は、執行組織として教員養成サポートセンター、地域連携センター、就職センター、入試・広報センター、図書館及び IR 室、総務部、学生部、学生相談室（保健室）等があり（事務部門組織図 p.75 参照）、本学の使命・目的と教育目的を達成するためのそれぞれの役割を果たしている。本学の学部・学科構成は、建学の精神に基づいた教育理念、時代や地域の要請、そして本学の財政・施設・人的資源を総合的に検討して構成され設定されている。

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学が小規模大学であるがゆえに、建学の精神に基づく使命・目的の理解と支持の度合いは、比較的把握しやすい。1-3-①に記したように、役員、教職員のこのことに関する理解と支持は得られていると思われるが、問題はその理解の深まりの程度である。これは次の「学内外への周知」(1-3-②)にも関係することだが、広く知らせることと同時に、さらに理解浸透の深まりが求められる。役員・教職員の間では、建学の精神による本学の使命・目的・教育目標に対する関心・認識の程度に、微妙な温度差があるように見受けられる。式典・行事においてはもちろんのこと、出版物、ホームページなどでの

広報を強化し、また教職員への周知を強化するために、FD・SDでも使命・目的及び教育目的を念頭に置いた、さらなる活動を推進する。

1-3-③での課題は、DP・CP・APの三つのポリシーが、建学の精神に基づいた学部・学科の特性を生かして、社会情勢と地域の要請に応えたものであるかどうかを、マーケティング等を実施して吟味することである。これは平成28(2016)年度に実施する。1-3-④については、平成22(2010)年度以降の本学を取り巻く状況の変化による新しい課題に対処していくことになる。平成22(2010)年度以降、文学部の3専攻科の志願者・入学者が激減し、平成25(2013)年度には志願者がいなかった。これは学生のみならず、住田町にも開放している免許法認定公開講座で取得可能な専修免許の魅力がほとんどなくなったことを意味する。こうした専攻科のあり方を検討して、平成27(2015)年度をもって3専攻科の学生募集を停止した。

平成20(2008)年度の戦略的大学連携支援事業である「いわて高等教育コンソーシアム」の組織に参加している本学は、担当する「地域研究推進委員会」を中心に、岩手大学・岩手県立大学・岩手医科大学・富士大学等と連携して地域貢献に積極的に関わっている。学生を取り込んだこの連携は、地域への奉仕と学生の教育という面で大きな意味がある。こうしたことから、学外との協力・連絡・調整をする執行組織として、「地域連携センター」を平成26(2014)年に立ち上げた。地域創生に向けて、地域連携センターの機能を活性化していく。

【資料1-3-13】いわて高等教育コンソーシアム地域研究推進委員会資料

【資料1-3-14】盛岡大学・盛岡大学短期大学部地域連携センター規程

【基準1の自己評価】

本学は、前身である学校法人盛岡生活学園を昭和31(1956)年3月20日に開設して以来、キリスト教の「愛と奉仕」の精神をもって掲げ、「学則」第1章第1条に建学の精神と使命・目的を明記して、それに沿った教育活動を実践してきた。建学の精神と使命・目的については、学内、学外へ様々な方法・手段を用いて周知を図り、大きな教育成果を上げてきた。しかし、平成23(2011)年3月11日に東日本大震災が発生し、被災県内にある本学にとっては、今まで以上に役員、教職員、学生の理解を深めて、建学の精神に立った教育活動を実践していく必要に迫られてきている。

本学の建学の精神、使命・目的及び教育目標は、中長期的計画の基盤となるものである。その中長期の教学サイドの計画は、平成26(2014)年に策定されたばかりである。中長期の展望と計画は、DP・CP・APと連動して構想されねばならない。現在定めているDP・CP・APそのものを、目まぐるしく変化する社会情勢、時代の趨勢、地域の要請等を視野に入れ、絶えずチェックすることによって、長いスパンで地域に貢献することができる大学経営を計画し、実行に移していく。中長期プロジェクト推進室の任務の一つに、「次期中期目標の策定」がある。現在は、それに向けての改革途上にある。

【資料1-3-15】盛岡大学学則 第1章第1条

基準2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学は、キリスト教精神により、「教育基本法」に則り、学術を教授研究し、広い視野と高い見識を養い、文化の向上と社会の福祉に貢献する有為な人間を育成することを目的とする（「学則」第 1 章第 1 条）ことを建学の精神としている。それに基づき、本学では、平成 22(2010)年度入学者選抜試験より AP を制定することによって明確にし、後掲する内容を「入学試験要項」「入試ガイド」「大学案内」大学ホームページで明示し、広く周知して学生募集を行っている。

また、高等学校に対しては、本学主催の入試説明会をはじめ、業者主催の入試相談会および高校内進学相談会、オープンキャンパスおよび本学教職員が行う高校訪問によって周知が図られ、入試ガイド等を用いて詳細に説明が行われている。

【資料 2-1-1】盛岡大学学則（第 1 章第 1 条）

【資料 2-1-2】平成 22 年度入学試験要項（AP の制定）

【資料 2-1-3】平成 28 年度入学試験要項

【資料 2-1-4】入試ガイド 2016 〈入試要項・データ編〉

【資料 2-1-5】2016 盛岡大学大学案内

【資料 2-1-6】盛岡大学ホームページ

【資料 2-1-7】平成 27 年度本学主催入試説明会実施要領

【資料 2-1-8】平成 27 年度業者主催入試相談会

【資料 2-1-9】平成 27 年度高校内進学相談会

【資料 2-1-10】平成 27 年度オープンキャンパス実施要領

【資料 2-1-11】平成 27 年度高校訪問実施計画

文学部の AP

国際社会に対応することができ、教養と実践力を身につけた人材を育成することを目的とし、この教育目標に共感し、奉仕の精神を基盤として社会の各分野で活躍したいという意志をもつ人を求めている。

各学科の AP

1) 英語文化学科

英語圏の言語や文化に対する関心をもち、英語の運用能力を身につけ、社会に貢献したい人を求めている。

2) 日本文学科

日本の言語・文学（漢文学を含む）・文化（書道を含む）の分野に強い関心をもち、その

分野について専門的に学びたいという意志のある人を求めている。

3) 社会文化学科

文化・社会・歴史に関心を持ち、それらの具体的な課題に実践的に取り組みながら、社会に広く発信する意欲のある人を求めている。

4) 児童教育学科

児童教育学科の教育目標を理解し、初等教育・保育への関心と、大学での学習にふさわしい知識や意欲をもつ人を求めている。

栄養科学部の AP

食や健康について関心を持ち、将来、食と栄養に関する職業に就くことを目標とし、その知識や技術を学ぼうとする意欲のある人、また、生命の尊さや人間を取り巻く環境等について学び、地域社会の福祉に貢献しようとする意欲のある人で、自己の目標実現に向けて努力する気概をもった人を求めている。

【資料 2-1-12】2016 盛岡大学大学案内(p.5)

【資料 2-1-13】盛岡大学ホームページ

【資料 2-1-14】入試ガイド 2016 〈入試要項・データ編〉

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

文学部、栄養科学部の学生募集は、入学者受入れの方針に沿って主として1年次入学生を対象とした募集を行っている。入学試験は、文学部では9種類、栄養科学部では6種類の方法で実施している。

これらの入学試験を行うことにより、受験生の志望や能力、高等学校の多様な学習課程に対応することができ、多彩な人材を確保することが可能となる。また、学ぶことへの意欲を有し、さらには、地域社会の福祉に貢献しようとする強い意志のある学生の入学へと繋がっている。

入学試験の実施に当たっては、入試・広報センターが原案を作成し、入試委員会で審議し教授会承認の後、受験生にとっては平等で厳正なる入学試験を実施し、その選考に当たっては、定められた選考基準と手続きに従って入試委員会の審議を経て教授会審議、学長の承認というプロセスを経て合格判定が行われており、公正性を重視し、かつ透明性をもった方式がとられている。

文学部

【AO 入学試験】

AO 入学試験は全学科で実施されており、各学科の教育目標にしたがった入学者受入れ方針を十分理解し、本学で学びたいという強い意志を持つ者であることを明確に求めている。選考において、第一次選考と第二次選考を行うことにより、文学部および各学科の AP の双方を強く反映している入学者選抜である。

【推薦入学試験】

推薦入学試験には、一般入学試験、スポーツ・芸術系推薦入学試験がある。

一般入学試験は、高等学校長からの推薦により、選考において書類審査、小論文、面接

を課し総合して合否を判定する。

スポーツ・芸術系推薦入学試験は、高等学校長からの推薦および高等学校におけるスポーツ・芸術系の課外活動実績に基づき、書類審査、小論文、面接、課外活動の実績をみるための書類審査を総合して合否を判定する。

【自己推薦入学試験】

平成 25(2013)年度に併願が可能な推薦入学試験として、推薦入学試験 B 方式を導入した。そして、それを平成 26(2014)年度に名称を改め、自己推薦入学試験とした。

この入学試験では、高等学校長からの推薦は必要とせず、調査書および志望動機書の書類審査と「総合問題」の筆記試験の結果を総合して合否を判定する。

【一般入学試験】

一般入学試験は、選考において書類審査、「国語」と「英語」の筆記試験を課し、前期・後期 2 回の日程を設けて実施している。「国語」と「英語」を試験科目に設定しているのは、文学部の学生として持っていてほしい基礎的学習能力を重視することによる。

【センター試験利用入学試験】

センター試験利用入学試験は、前期・後期の 2 回行っている。選考において書類審査と大学入試センター試験を課して志願者の能力を総合的に評価している。なお、試験科目や配点の設定で各学科の AP を反映させている。

【編入学試験】

編入学試験は、前期・後期の 2 回、英語文化学科は英語と面接、日本文学科、社会文化学科および児童教育学科は、小論文と面接によって合否を判定する。

栄養科学部

【推薦入学試験】

入学定員 80 名中、推薦入学試験の募集人員は 35 名として実施している。書類審査、小論文試験及び面接を課し、小論文を重視し総合的に判定する。

【一般入学試験】

一般入学試験は、前期・後期の 2 回行っている。前期の募集人員は 32 名、後期は 3 名である。学力試験（理科と英語）の結果ならびに書類審査の結果を総合して合否を判定する。

【センター試験利用入学試験】

センター試験利用入学試験は、前期・後期の 2 回行っている。前期の募集人員は 7 名、後期は 3 名である。大学入試センター試験（外国語および選択した 2 科目（国語・数学・理科））の結果ならびに書類審査の結果を総合して合否を判定する。

これに加え、両学部とも、社会人、帰国生徒の各特別選抜入学試験と、外国人留学生入学試験を実施している。

社会人特別入学試験は、前期・後期の 2 回行っている。大学入学資格を有し、入学時に満 23 歳以上の者を対象に若干名募集している。書類審査、小論文試験及び面接を課し、書類審査を重視し総合的に判定する。

帰国生徒特別入学試験は、前期・後期の 2 回行っている。若干名の募集としている。提

出書類審査、小論文試験及び面接を課す。書類審査を重視し総合的に判定する。

外国人留学生特別入学試験は、若干名の募集としている。1次試験で書類審査を行い、2次試験で「日本語」及び「英語」の学力試験並びに日本語による面接を課す。日本語能力及び書類審査を重視し総合的に判定する。

【資料 2-1-15】平成 28 年度入学試験要項

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学文学部・栄養科学部各学科別の過去 5 年間の志願者数、合格者数、入学者数の推移は、エビデンス集（データ編）表 2-1 のとおりである。

文学部全体の入学定員に対する入学者の比率は、1.09～1.17 であり入学定員を充足している。学科別に見た場合、年度によっては入学定員を若干名充足できなかったり、受験生の動向が読みきれずに多く受け入れたこともある。

栄養科学部の入学定員に対する入学者の比率は、0.99～1.18 である。栄養科学部は、平成 22(2010)年度に初めて入学者を受入れ、平成 23(2011)年度からはセンター試験利用入試も新たに実施した。

両学部を学部別に見たとき、平成 26(2014)・27(2015)・28(2016)年度入試においては、文学部・栄養科学部全体としては入学定員に沿った適切な学生受入れとなっている。

【資料 2-1-16】学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）

また、文学部においては、次のような入試制度改革にも着手した。

平成 24(2012)年度

- ・ AP 入学試験の名称を AO 入学試験と名称変更し、同時に各学科の募集人員を変更

平成 25(2013)年度

- ・ 一般推薦入学試験 B 方式（他大学併願型）を導入

平成 26(2014)年度

- ・ 一般推薦入学試験 B 方式を名称変更し、自己推薦入学試験を導入

【資料 2-1-17】平成 24 年度入学試験要項

【資料 2-1-18】平成 25 年度入学試験要項

【資料 2-1-19】平成 26 年度入学試験要項

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

文学部全体での平成 24(2012)年度入試以降 5 年間は、入学定員を充足しているが、英語文化学科においては、平成 25(2013)年度と平成 27(2015)年度、そして、日本文学科においては平成 27(2015)年度、また、児童教育学科児童教育コースでは平成 28(2016)年度の入学者が入学定員を下回った。今後は受験生、保護者、高校教諭および近県を含む地域社会に対して本学の学部・学科の特色を一層周知する必要がある。そこで、両学部とも、入学者の定員確保を最重要課題とし、IR 室による志願動向分析のデータを活用し、広報活動を再点検しつつ、学生募集に関する入試広報と入学者選抜試験の円滑な実施に可能な対策を講じていく。

入学者の選抜方法については、多様な入試形態をとるとともに入学試験の時期、方法、

試験科目、選考基準等について、さらに改善を行っていく。

また、本学の特徴は学生と教員の距離が近く、小規模大学ならではの魅力（面倒見の良い大学）を伝えるために、以下の 3 点を最重要項目とする。①情報提供の仕方を工夫し、高校との連携を強化する、②オープンキャンパスや進学相談会において学生広報スタッフを活用するなど、より魅力的な広報展開をする、③SNS を用いた情報発信を推進する。

【資料 2-1-20】 IR 室作成資料

【資料 2-1-21】 学生広報スタッフ、SNS 等の資料

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学の建学の精神に基づいた各学部学科の教育目的を踏まえ、学科ごとに教育課程編成及び実施方針を明確に定めている。それらは、大学のホームページに CP として掲載しており、平成 28(2016)年度版からは「学生便覧」にも載せ、年度初めの各学部学科のガイダンス等で学生に周知している。

【資料 2-2-1】 盛岡大学学則

【資料 2-2-2】 盛岡大学ホームページ

【資料 2-2-3】 2016 盛岡大学大学案内

【資料 2-2-4】 学生便覧 2016

文学部

【英語文化学科】

英語文化学科では、「英語圏の言語や文化についての専門知識と幅広い教養を培い同時に実践的な英語運用能力を習得し、進展する国際化や情報化社会に即応できる人材を育成する」という教育目的を十分に踏まえながら、平成 22(2010)年度にカリキュラム改訂を行い、以来、グローバル社会で活躍する人材の育成に努めている。

まず、世界共通語としての英語をコミュニケーションの手段として習得するために、「英語運用科目」を 1 年次から 4 年次まで設置し、段階的・発展的に英語の 4 技能を向上させることができるように配置した。

次に、英米を中心として言語・文化についての理解を深めるために、1 年次に基礎的な知識の習得をねらいとして 3 つの専門領域ごとに「必修科目」を設定した。3 つの専門領域は「グローバル・コミュニケーション領域」「言語学領域」「文化・文学領域」から構成される。各領域は次のような目的を掲げている。

1) インターパーソナル（人と人）、クロスカルチュラル（異文化）、マス（大衆）という

3) 3つのコミュニケーションを柱に、地球規模で動く時代における国際的な知識・教養とコミュニケーション力、社会応用力のある人材を育成する。

2) 人間の意志疎通に不可欠な言語の仕組みを科学的に分析し、解明できる力を養い、同時にこのような力を基盤とし、社会の発展・向上に貢献できる人材を育成する。

3) イギリスとアメリカを中心とする英語圏世界の文化・文学の研究を通して人間、歴史、宗教などについての知識を深め、同時に問題を発見し、論理的に思考し、解決し、発表する能力を身につけた、多分野で活躍できる人材を育成する。

各領域の目的を踏まえつつ、すべての領域に通底する本学科の教育目的である「実践的な英語運用能力の習得」を土台として、専門教育へ移行し、「英語圏の言語や文化についての専門的知識と幅広い教養を培う」ために、1年次から4年次まで「専門領域科目」を体系的に配置した。

最終的に、4年次における卒業研究を専門教育の集大成として結実させ、「進展する国際化や情報化社会に即応できる人材の育成」という教育目的を達成する方針のもとに本学科は教育課程を編成している。

【日本文学科】

日本文学科の教育目的は「日本特有の言語・文学・文化を国際的視野に立って幅広く学び、話す・聞く・書く・読む能力を備え、課題を見出し解決することができる人材を育成する」というものである。この目的を達成するために、専門科目として日本語学・日本文学・日本文化を中心として、さらにはそれらと関係深い中国文学の分野にかかわる科目等を配置して教育課程を編成している。

- 1) 日本語学・日本文学については、古代から近現代にわたる言語・文学に関し、学生が広く学べるよう留意して科目が設けられている。また本学が東北に立地する大学であるという点を踏まえ、東北の言語や文学を研究する科目も多く配されている。
- 2) 日本文化については、民俗学や日本芸能に加え、書道関係の科目も充実しており、多様な学生の関心に応え得るものとなっている。
- 3) 上記の各分野の中には国語科の教職課程や学芸員課程・日本語能力養成課程の科目と重なるものがあり、資格取得への道筋がつけやすくなっているため、多くの学生が資格の取得を目指しているのも本学科の特徴である。
- 4) 分野ごとの学修を的確かつ効率的に進めていくうえで、基礎となるのが「話す・書く・聞く・読む」能力である。本学科では、教養科目である日本語文章作法や日本語音声表現法の科目を必修とし、学生の話す力や聞く力、読解力・作文力の底上げを目指している。また昨今の傾向に鑑み、電子媒体によるコミュニケーション能力を養うための科目も専門科目のなかに設けている。課題の発見と解決に関する能力は主に演習系の科目によって培われるが、4年次に設けられた卒業研究の場を通して、その一層の強化が図られることになる。

【社会文化学科】

社会文化学科は「文化・社会・歴史の領域を総合的に学習することにより、問題発見能力に富み、世界的視点と地域的視点とから複眼的に問題を考察し、実践的に解決の方途を

模索して組織化し、社会文化的価値を創造していくことができる人材を育成する」ことを教育目的として掲げている。この目的を達成するべく、本学科は以下のような方針のもと教育課程を編成している。

まず全体の科目を「文化的領域」「社会的領域」「歴史的領域」の3領域に区分し、それぞれの領域ごとに「基盤科目（1年次）」「展開科目（2年次）」「専門研究科目・専門演習科目（3年次）」「卒業研究（4年次）」という、学年を追って次第に発展する系列を設定している。

例えば「基盤科目（1年次）」には「哲学」「倫理学」「文化人類学」「ヨーロッパ史」（文化的領域）、「社会学概論」「政治学」（社会的領域）、「歴史学」「考古学概論」（歴史的領域）等の入門的・概論的科目が設定され、次いで「展開科目（2年次）」には、「現代思想」「応用倫理学」「社会人類学」「フランス文化」「ドイツ文化」（文化的領域）、「社会調査」「国際政治学」（社会的領域）、「日本史概説」「オリエンタリズム」「アジア文化」（歴史的領域）等の発展的な内容を含む科目が設定されている。

さらに、これらの基本的な学修成果を前提とし、より専門的な知見の修得を目指す「専門研究科目（3年次）」として、「科学技術論」「文化研究」「ヨーロッパ社会論」（文化的領域）、「社会学理論」「比較政治学」（社会的領域）、「東西交渉史」「古文書学」「考古学研究法」（歴史的領域）等が設定されると共に、各領域での系統的学修を学生の興味関心と結びつけながら発展させる「現代思想演習」「文化人類学演習」「フランス文化演習」「ドイツ文化演習」「社会学演習」「政治学演習」「歴史学演習」「考古学演習」といった通年の「専門演習科目（3年次）」が設定されている。

最終的に4年次には、以上の体系的な学修の成果を学生が主体的に総括する「卒業研究」が実施されることになる。このような課程編成のもと、学生は各領域の中で自分の関心を系統的に深めていくことができるようになっており、同時に、学年ごとに複数の領域にわたる横断的かつ総合的な科目履修も可能となるよう配慮されている。

また、それぞれの年次の教育方法ないしはその内容は、上掲の教育目的と連動しつつ、およそ以下のような方針の下で構成されている。

- 1) 「基盤科目（1年次）」では、各領域において自分を取り巻く様々な問題に広く気づかせることに主眼を置いた教育を行っている。ここではサブカルチャーからハイカルチャーに至る様々な文化的・社会的・歴史的なテーマが幅広く題材とされる。
- 2) 展開科目（2年次）と専門研究科目（3年次）では、各自が抱く問題意識を文献研究・理論研究・実証的フィールドワークと結びつけ、種々の問題の本質を学問的な方法に準拠しつつ剔抉し、当該の問題に対する考察を深化させることが目指されている。
- 3) 専門演習科目（3年次）においては少人数のゼミナール方式での教育がなされ、学生独自の自主的な文献研究や学外フィールドワークによる自主的調査等を通じて、各人の自発性や創造性を喚起し涵養する工夫がなされている。ここでは学生みずからが発見したテーマを系統立てて考察し、その解決を目ざして発表・報告する訓練がなされ、その成果が卒業研究（4年次）へとつながっていくことになる。

1年次から4年次に至る以上のような流れは、自己を取り巻く様々な問題に強い関心を持つとともに、積極的に行動しつつそれに的確に対応し解決策を見出しうる人材の育成を目指すものとなっている。

【児童教育学科】

児童教育学科では「幅広い専門的教養と創造性豊かな実践力及び対人関係能力を備え、初等教育・保育に携わる人材を養成する」ことを教育目的としている。平成 26(2014)年度から児童教育コースと保育・幼児教育コースの 2 つに分けることで、児童教育コースでは「児童」、保育・幼児教育コースでは「幼児」を学びの核におきながら子どもの成長を長期的にとらえ、子どもへの理解と対応力を養うための科目を配置している。

- 1) 2 つのコースでの学びの核として、それぞれに学びの基礎となる科目や対人関係能力、子ども理解基礎力となる「基幹科目」を設定した。
- 2) 「基幹科目」以外の専門科目は、「学校教育系」「基礎教育系」「心理系」「表現系」「保育系」の 5 つの系に体系化し、それらを専門分野ユニット(レベル)ごとに段階化することで、1 年次から幅広く系統的に専門性を学べるように教育課程を編成し、児童教育学科の教育目標が体系的に身につくようにしている。具体的には、基礎科目群(100 レベル)・発展科目群(200 レベル)の授業を各自が自身の興味や関心に応じて履修することで、幅広く学べるようになっている。
- 3) 3 年次では、卒業研究基礎演習科目群(300 レベル)を履修し、4 年次の卒業研究(400 レベル)につながるようにしている。
- 4) 卒業研究の専門分野については、5 つの系のうち、学校教育系・基礎教育系は児童教育コース、保育・幼児教育系は保育・幼児教育コースの学生が履修でき、心理系・表現系はどちらのコースの学生も履修できるようにすることで、学生の興味・関心・意欲に応じて幅広く、且つ深く専門性を高められるようにしている。

栄養科学部

【栄養科学科】

栄養科学科は「食を取り巻く環境をよく理解し、栄養科学と人間栄養学に関して高度な専門的知識と応用力を身につけ、食からの健康づくりの担い手として幅広く活躍できる人材を育成する」という教育目的を踏まえ、下記の(1)(2)の方針に従って教育課程を編成している。編成上の特徴は以下の 1)～3)のとおりである。

- 1) 教育課程を、教養教育科目、専門科目の 2 区分の授業科目をもって構成している。授業科目は教育の内容と趣旨に対応した区分に分け、複数の区分を通した履修要件を定め、教育目的が達成できるようにしている。
- 2) 教養教育科目は、文学部と連携して内容に十分な配慮をするとともに、人間の健康と生命を対象とする科学分野であることから、人間性を育む科目を配置している。
- 3) 資格取得に関する課程については、学生の負担が過度にならないよう、できる限り本学のエデュケーションに置かれる科目で履修が可能になるよう配慮し、それを越えて必要なものについては「資格取得に関する科目」として本学のエデュケーションとは別に設けている。

(1) 教養教育科目の編成方針

人間性を育む教養教育は、本学のエデュケーションである生命の尊重、奉仕の心の涵養、モットーとしている対話のある大学、地域に根ざす学部学科の特色を具体的に教養科目に反映させ取り組んできた。また、文学部と連携し、栄養科学部がめざす「humanities」の

人間教育へと展開させ取り組んできた。

- ①建学の精神の礎となるキリスト教についての基礎的理解を促し、その精神、文化や世界観、人間観に触れる。
- ②現代に生きる人間として、社会生活に必須である権利・義務・社会的参加・責任・正義などを学び、文明社会がこれまで培ってきた人文・社会・自然の各学問分野の視点から、現代社会の様相を広い視野で洞察する目を養う。
- ③大学生活及び社会生活において必要なリテラシー、すなわちコミュニケーション能力や情報スキルを演習や実習を通して習得する。大学での学びについて考える導入科目、共生社会の実現に取り組む職業人の育成を目指すキャリア形成教育、国際社会での人的交流、文化交流活動の基礎力強化を目指す外国語教育を含む。
- ④大学生活及び社会生活を営む上で土台となる心身の健康について、生涯スポーツの観点から実践を通して理解を深める。
- ⑤情報処理の基本的な知識・技術を身に付けるとともに、情報の収集・選択・活用のできる情報リテラシー能力を修得する。
- ⑥専門教育への円滑な導入のため、自然科学系科目は専門科目に配置した。

(2) 専門科目の編成方針

職業人として社会の様々な分野で活躍するために必要な、専門的な知識と基礎的な技術を身につけることを目的として専門教育を行う。これらの教育にあたっては、「実践を通して学ぶ」ことをモットーとし、実習・実験・演習などによる問題解決型の学習方法を多く取り入れ取り組んできた。本学科の学問分野、資格取得の要件、学生のニーズ、学習効果を勘案し、前述のCPに示すように編成し取り組んできた。いずれも必要に応じ、区分ごとあるいは複数の区分を通した履修要件を定め、教育目的が達成できるようにしている。各区分の特徴は以下の①から⑤のとおりである。

- ①専門教育への円滑な導入のため、「専門支持科目」から「卒業研究」に至るまでの学問の構築に必要な基礎的科目として専門関連基礎科目を配置し、高校までの学習差を補完することもねらいとする。
- ②人間栄養学を学ぶ基礎・基本となる「専門支持科目」は、社会・環境と健康関連科目群、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち関連科目群、食べ物と健康関連科目群の3群からなる。
- ③「専門支持科目」の基礎上に立つ「基幹科目」で、「展開科目」、「実践科目」へと結びつくよう健康の保持・増進、疾病の予防・治療における栄養の役割を学ぶ。
- ④効果的な健康・栄養教育・指導の実践に向けて展開する「展開科目」は、教育的効果に十分配慮し、栄養教育論関連科目群、臨床栄養学関連科目群、公衆栄養学関連科目群、給食経営管理論関連科目群、栄養科学関連科目群の5群からなる。
- ⑤基幹科目及び展開科目で学んだ栄養教育・栄養管理を学外実習として実践し、理解をより深める実践科目で実践力を身につける。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

文学部

【英語文化学科】

英語文化学科教育課程の体系図

【必修科目】及び【英語運用科目】

ゴシック体の科目は必修科目

	Reading	Writing	Speaking	Listening
1 年	Reading&Writing I Reading&Writing II 英語文化講読 I 英語文化講読 II	英文法 I 英文法 II 基礎英語	Speaking I Speaking II	CALL 演習 I 検定英語演習
2 年	Reading&Writing III Reading&Writing IV 英語文化講読 III 英語文化講読 IV	英作文 A(和文英訳) 英作文 B(パラグラフ・ライティング) 英語情報リテラシー	Speaking III Speaking IV	CALL 演習 II
3 年	時事英語 上級英語 A(文法・読解)	Free Composition I Free Composition II 翻訳・通訳 I 翻訳・通訳 II 上級英語 B(作文・CALL)	Speech&Debate I Speech&Debate II	ワールド・ビジネス・イングリッシュ
4 年			上級英語 C(Listening・Speaking)	

【専門領域科目】

ゴシック体の科目は必修科目

	グローバル・コミュニケーション領域	言語学領域	文化・文学領域
1 年	コミュニケーション入門 I コミュニケーション入門 II	英語学入門 I 英語学入門 II	イギリス文化入門 I イギリス文化入門 II アメリカ文化入門 I アメリカ文化入門 II
2 年	国際事情 A 国際事情 B 観光学 国際交流論 ジャーナリズム	英語の歴史 英語の音声 言語学概論 A 言語学概論 B	イギリスの文学 アメリカの文学 欧米文化基礎 A 欧米文化基礎 B
3 年	異文化コミュニケーション演習 A 異文化コミュニケーション演習 B 国際関係論 国際関係論演習 グローバル・コミュニケーション演習 A グローバル・コミュニケーション演習 B グローバル・コミュニケーション演習 C 国際ビジネス	言語学演習 A(意味) 言語学演習 B(統語) 言語学演習 C(音韻) 対照言語学 社会言語学 言語習得論	イギリス文化・文学演習 A イギリス文化・文学演習 B イギリス文化・文学演習 C アメリカ文化・文学演習 A アメリカ文化・文学演習 B アメリカ文化・文学演習 C 比較文化 比較文学 英米の児童文学
4 年	卒業研究	卒業研究	卒業研究

1) 学生が体系的に英語の4技能を習得することができるように工夫している。

「英語運用科目」を4技能ごとに設置し、それぞれの技能の習得に適した教育方法を工夫している。「読む・書く・話す・聞く」力の習得のために、1、2年次に、それぞれ「Reading & Writing I・II・III・IV」と「英語文化講読 I・II・III・IV」、「英文法 I・II」と「英作文 A(和文英訳)・B(パラグラフ・ライティング)」、「Speaking I・II・III・IV」、「CALL 演習 I・II」と「検定英語演習」などを配置している。3、4年次では、「上級英語 A(文法・読解)・B(作文・CALL)・C(Listening・Speaking)」、「Free Composition I・II」、「Speech & Debate I・II」などを提供し、4技能のさらなる向上を企図している。

2) 学生が効果的に英語の4技能を習熟することができるようにクラスを編成している。

入学直後のオリエンテーション時に TOEIC 形式のプレースメントテストを行い、最初の習熟度別クラスを編成し、それから、2年次まで半期ごとに達成度を測定するために、同じ TOEIC 形式のアチーブメントテストを行い、二度、三度と習熟度別にクラスを編成している。このような、効果的なクラス編成により、高い意識をもつ学生の英語力の顕著な向上を図るだけでなく、全体の英語力の伸長を企図している。

3) 学生がグローバル時代の素養と知識を身につけるように専門科目を設置している。

「専門領域科目」は、基礎的な知識の獲得から始まり、知識の定着を図り、知識を応用して生きた知恵に変えていけるように科目を系統的に配置している。各領域の入門的講義、すなわち、1年次の「コミュニケーション入門 I・II」、「英語学 I・II」、「イギリス文化入門 I・II」と「アメリカ文化入門 I・II」で、専門教育の土台となる知識を習得する。2年次で、「国際事情 A・B」と「国際交流論」、「英語の歴史」と「英語の音声」、「イギリスの文学」と「アメリカの文学」などの講義で、個別的・特殊な事項を学ぶ。3年次では、「異文化コミュニケーション演習 A・B」と「グローバル・コミュニケーション演習 A・B・C」、「言語学演習 A・B・C」、「イギリス文化・文学演習 A・B・C」と「アメリカ文化・文学 A・B・C」などの演習科目を通して、専門的知識の論理的展開と応用を企図している。

4) 学生が将来のキャリア形成ができるように実用的な科目を据えている。

実践的な科目として、「ワールド・ビジネス・イングリッシュ」、「観光学」、「ジャーナリズム」、「国際ビジネス」などを通して、実社会で応用できる知恵を身につけ、学生がグローバル社会で活躍できる人間となることを企図している。

5) 英語教員を目指す学生が実践的な教育方法を身につけられるように指導している。

「英語科教育法 I・II・III・IV」では、教育現場の経験豊かな教員による教育方法の指導を行うと同時に、学識教員による理論の教育をバランスよく配置している。また、正規の科目以外に、「英語力 UP!特別研修」、「教員採用特別講座」、「模擬授業の実務的指導」、「英語の具体的面接指導」などを実施して、教員採用試験合格者を輩出できるように学科教員一同が熱心な指導を心がけている。

6) 正課以外に特色のある教育活動を行っている。

まず、英語の検定試験や資格試験の各種対策講座を設けている。TOEIC や英検の指導教員が、TOEIC 対策講座などを随時行い、学生個々の英語技能の一段の向上を図ると共に、学生全体の検定試験に対する意識の向上をねらいとしている。次に、年1回の学内スピーチコンテスト、原書の読書講話会、ランチバンチ(ネイティブ教員との自由な談話会)などを実施している。これらの教育活動を通して、本学科の教育目的達成の側面的な支援

にも力を入れている。

以上の教育課程編成を最も有効的に機能させるために、課題として挙げられる点は、教員の専門性の追究、授業の改善、教授方法の開発などであり、本学科は、教育面の充実はもとより、研究組織としての一層の発展を企図していく。

なお、本学科では、平成 25(2013)年度と 27(2015)年度の入学生定員(60 名)を充足できなかったことを反省し、魅力あるカリキュラムを構築するために、現行カリキュラムで手直しできる部分を修正した。具体的には、本学科の教育目標の明瞭化と学生の選択動向を踏まえて、専門領域科目の配置順を「文化・文学領域」「言語学領域」「グローバル・コミュニケーション領域」から「グローバル・コミュニケーション領域」「言語学領域」「文化・文学領域」に改めた。各領域に関連する必修科目等の配置についても、この順に従った。

【資料 2-2-5】英語力 UP!特別研修

【資料 2-2-6】英語の具体的面接指導

【資料 2-2-7】学内スピーチコンテスト

【資料 2-2-8】原書の読書講読会

【日本文学科】

- 1) 分野ごとに小異はあるが、おおむね〈1 年次に概論〉→〈2 年次～3 年次前期に講読・演習〉→〈3 年次後期に特殊研究〉→〈4 年次に卒業研究〉のように、基礎的な科目から応用・発展的な科目へと、階梯的に教育課程が編成されている。
- 2) 概論等の講義系の科目は、教員から学生への単なる知識伝達型の授業ではなく、学生に問題を提示し、それについて考え、答えさせるような形式も取り入れ、学生が授業に主体的にかかわれるよう工夫されている。
- 3) 演習科目は、学生のプレゼンテーションを中心に運営されるものであるが、教員が事前に発表資料に目を通し、助言を与えておくなど、授業の円滑な進行を図るうえでの対応がさまざま取られている。
- 4) 特殊研究は、4 年次の卒業研究と密接に関連する科目である。学生がスムーズに卒業研究に入れるよう、研究テーマの見つけ方や参考文献の探し方、研究方法や論文執筆の手順について等の実践的な内容で授業が構成されている。
- 5) 卒業研究は、4 年間の学業の集大成とも言えるものであるが、一人の教員が数名から多くても十数名の学生を担当し、ゼミ形式で指導を行っている。発表会を催して学生にそれまでの研究成果をまとめさせたり、個別面談の場を通して考察のヒントを与えたりするといった、きめ細かい対応が心がけられている。卒業研究は完成までに一年近くの日時を要する。学生の学習面だけでなく、精神面での支援も指導教員としての重要な責務である。かかる点にも充分配慮しながら、学生個々の実情に合わせた指導が進められている。

なお本学科では、平成 27(2015)年度の入学生が定員未充足であったことを重く受け止め、その対策として、3 つのポリシーの再検討とともに、平成 26(2014)年度に作成したカリキュラム改訂案を元に、魅力的かつ多様な学生に対応できるカリキュラムについて再度検討する。

【資料 2-2-9】平成 27 年度「日本文学科学生紀要」

【社会文化学科】

社会文化学科の教育課程は、2-2-①で述べた方針に基づいて以下のように編成されている。まず、3 つに大別された各領域はそれぞれ次のような個別的な学修目的を掲げている。ドイツ、フランスを中心としたヨーロッパの文化現象を広く学ぶこと（文化的領域）・現代社会の成り立ちや構造を学び、様々な社会現象を探究すること（社会的領域）・考古学や歴史学を通してアジアと日本の歴史を多角的に学ぶこと（歴史的領域）。

そのうえで、各領域ごとに1年次配当として「基盤科目」が、2年次配当として「展開科目」が、3年次配当として「専門研究科目」と「専門演習科目」が、4年次配当として「卒業研究」が設置されている。本学科では、専門科目の必修は「卒業研究」6単位ならびに各専門演習科目の選択必修4単位のみであり、そのほかは62単位以上の選択科目となっている。したがって特定の領域のみにとどまらず他の領域にも関心を向け、興味ある科目を自由に選択することが可能となっている。ただし、選択必修の専門演習科目を履修するには、2年次終了までに各演習科目ごとに指定されている関連科目を14~20単位修得しなければならないことになっており、広い科目選択の幅がありながらも、そのなかで一定の系統性が担保されるよう工夫されている。

- 1) 教育目的を教育課程と授業に活かすために、講義や文献研究による学修とならんでフィールドワークや学外実習を積極的に実施するとともに、そうした総合的かつアクティブな学修成果についてのプレゼンテーションやディスカッションの訓練を教育に取り入れている。代表的な例として、「文化人類学演習」における伝統的生活様式や習俗についてのフィールドワーク調査、「社会学演習」における地域コミュニティの実証調査、「歴史学演習」における博物館や史跡等での研修、「考古学演習」における発掘調査等が挙げられる。
- 2) プレゼンテーションやディスカッションの訓練に関しては、各専門演習を少人数化(10名以内)とすることによって効果の向上を図っている。むろん、それぞれの専門領域の性質の違いに応じて、文献研究・資料調査・フィールドワークのいずれにウェイトを置くか、あるいはどのようなプレゼンテーションやディスカッションの方途を採るかに違いはあるが、いずれにせよ単なる受動的な知識の獲得に終始することがないよう工夫が凝らされている。
- 3) 学修成果の集大成である卒業研究について、毎年度の最後に各ゼミを代表する優秀研究の発表会を学科全体で実施し、本学科の教育目的の達成度を全教員が確認・検討する機会が設けられている。

以上のような教育課程の体系的編成ならびに教授方法の工夫を通じて、本学科は大学におけるリベラル・アーツ教育の長大な伝統の一環に自らを位置づけつつ、歴史的に蓄積された学識を現代の多様な文化現象とアクティブに結びつけることを通じて、学生一人ひとりの能動的な行動力の源泉となるような「知」の形成に全力を傾注している。

【資料 2-2-10】平成 27 年度卒業研究論文発表会レジュメ集

【児童教育学科】

- 1) 2 コースの学びの核である「基幹科目」には、学びの基礎となる「アカデミックスキル基礎講座」(1年次)、創造性豊かな実践力と対人関係能力の養成の基礎となる「児童

教育講座」「幼児教育講座」(1・2年次)の他、子ども理解の基盤となる「教育実習」「保育実習」(3・4年次)を配置している。

1年次前期には「アカデミックスキル基礎講座」に加え、教養科目の「日本語文章作法」を必修科目としている。学習の基礎的なスキル(技能)である問題を探索する力、情報を選び取る力、わかりやすくまとめる力、プレゼンテーションする力が必要であるので、これらの力をまず身につけることで、大学での学びをスムーズに行えるようにしている。

また、「児童教育講座」と「幼児教育講座」は、児童教育学科の特色ある教育として位置づけられ、1年次から4年次までの異学年クラスを編成し、それぞれ二つのプログラムを通して「創造性豊かな実践力」「対人関係能力」を養成している。一つ目は、近隣の小学校や附属幼稚園を中心とした拠点校(小学校)・拠点園(幼稚園)等で学習・行事支援等の教育実践活動を行う「課題解決型実習」である。二つ目は、上級生と下級生が一緒になって取り組む「授業コンテスト」「テーマ劇コンテスト」(児童教育講座・隔年実施)・「実践保育研究会」(幼児教育講座)である。これらを通して学びがいのある授業の実践力や教師としての対人関係能力を育てている。これらの取り組みが基盤となり、各講義・演習へと発展的に展開されるようになっている。さらに、教員組織である「教員養成プロジェクト委員会」に、「授業」「表現」「実習」「保育」「評価」の各部会を置き、計画・実行・評価・改善のサイクルを循環させ、プログラムの工夫・改善を行っている。

2)「基幹科目」以外の専門科目は5つの系に分類され、それぞれの系の専門性を系統的に学べるようになっている。「学校教育系」は、小学校教育における各教科の基礎理論と実践・応用的な内容が学べるよう科目が編成されている。例えば「教職入門」や各教科の概説、初等教育法等である。「基礎教育系」は、教育学に関する科目や各教科以外に関する科目を中心に編成している。具体的な科目としては「児童教育学」「日本教育史」「教育経営」等である。「心理系」は、「発達心理学」「教育心理学」等の保育士や教員資格に関する科目の他に演習科目を多く設置している。「表現系」は、音楽と美術の基礎と応用科目で編成されている。「美術史」「音楽史」の基礎理論に加え「児童音楽論」「児童美術論」「児童音楽演習Ⅰ・Ⅱ」「児童美術演習Ⅰ・Ⅱ」等の応用科目で構成されている。「保育・幼児教育系」は、保育士資格と幼稚園教諭免許取得に共通する科目で構成され、それぞれの基礎理論及び発展・応用科目で構成されている。

その他、保育士資格にかかわる「保育・幼児教育コース限定科目」がある。履修者数の制限があるためコース限定としている。

以上のように専門科目を各系に分類することで、学生自身の興味・関心に応じて系統的に専門科目が学べるように工夫されている。さらに、複数の系にまたがって履修することができるようになっている。

3)系ごとの専門科目は、専門分野ユニット(レベル)として4つの段階に分類することで系統的に専門性が学べるようになっている。つまり、「基礎科目群」(100レベル)では、各系のベースとなる基礎理論的な講義科目と演習科目を中心に配置している。「発展科目群」(200レベル)では、基礎科目の発展・応用と位置付けられる科目を配置している。そして、3年次では200レベルまでの学修を基盤として、「卒業研究基礎演習科目群」(300レベル)を配置している。この段階では複数の「卒業研究基礎演習科目群」(300レベル)

を選択することで横断的・総合的な学修を可能としているが、4年次の「卒業研究」(400レベル)の履修条件として、系ごとに100レベルと200レベルでの最低必要単位数を設けているので、その条件を満たさなければならない。

卒業研究の専門分野は、児童教育コースは「学校教育系」「基礎教育系」「心理系」「表現系」、保育・幼児教育コースは「保育・幼児教育系」「心理系」「表現系」となっている。児童教育コースが「児童」を、保育・幼児教育コースが「幼児」を学びの核にしていることによるものである。そのため各コース所属の学生に限り、履修が認められる科目を設置している。

- 4) 幼児・児童理解のため、保育所、幼稚園、小学校の幼児・児童とかかわる機会を積極的に設けている。近隣の小学校や附属幼稚園を中心とした拠点校(小学校)・拠点園(幼稚園)等で学習・行事支援等の教育実践活動を「課題解決型実習」として、定期的に実習体験をしている。さらには、県教育委員会などとも連携して「スクールトライアル事業」などを通して、県内の小学校や特別支援学校での教育ボランティアを実施し、教員となるための意欲と資質向上を目指している。また、保育実習を予定している保育園に保育ボランティアとして活動もしている。
- 5) 幼稚園及び小学校教員を目指す学生が、実践的な教育方法を身に付けられるよう、現場経験豊富な教員スタッフを配置している。さらには、「理科教材研究」「児童体育演習Ⅱ」等では、授業内で特別講師を招請して実践的な教授方法や専門的視野を広めるようにしている。
- 6) 教員組織である「児童教育学会」において、授業実践研究会を開催している。学科所属の専任教員が年2回、各回2名ずつ各自の教授方法について発表し、参加者全員で検討することで、教授力の向上を図っている。

【資料2-2-11】授業コンテスト・テーマ劇コンテスト

【資料2-2-12】実践保育研究会

【資料2-2-13】岩手県スクールトライアル事業

【資料2-2-14】児童教育学会

栄養科学部

【栄養科学科】

1) 教育課程について

本学科の教育課程は、前述の編成方針に沿って、以下のように体系的に編成されている。また、適切な学修時間を確保するため履修登録単位数の上限を1年間で46単位に定めている。

(1) 教養教育科目

本学科の教養教育科目の編成方針に基づいて、体系的に区分して教育課程を編成している。区分別の授業科目、修得要件を表で示す。

区分	授業科目	修得要件
教養教育	キリスト教学Ⅰ キリスト教学Ⅱ	2単位必修
教養教育	日本語表現 歴史学 日本国憲法 経済学 倫理学 社会学概論 心理学概論 人間関係論 教育学概論 地域環境論 コミュニティと食 北東北の食文化	2単位選択必修
言語	英語コミュニケーションⅠ 英語コミュニケーションⅡ 総合英語Ⅰ 総合英語Ⅱ 総合英語Ⅲ ドイツ語初級Ⅰ ドイツ語初級Ⅱ フランス語初級Ⅰ フランス語初級Ⅱ 中国語初級Ⅰ 中国語初級Ⅱ	4単位必修
スポーツ	体育理論 体育実技ⅠA（基礎運動技能） 体育実技ⅠB（生涯スポーツ）	
情報	情報処理演習	2単位必修

（２） 専門科目

本学科の専門科目の編成方針に基づいて、資格取得の要件、学修効果を勘案し、体系的に区分して教育課程を編成している。

区分別の授業科目、修得要件を表で示す。

盛岡大学

区分		授業科目	修得要件
専門関連基礎科目		生物学 化学 有機化学 栄養学概説	4 単位必修
専門支持科目	社会・環境と健康関連科目	健康管理概論 公衆衛生学Ⅰ（環境と健康） 公衆衛生学Ⅱ（生活習慣と健康） 公衆衛生学実習 保健医療福祉論	6 2 単位必修
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち関連科目	解剖生理学Ⅰ（人体の構造） 解剖生理学Ⅱ（器官の機能） 解剖生理学実験 生化学Ⅰ（エネルギーの代謝） 生化学Ⅱ（遺伝情報、生体内調節と防御） 生化学実験 臨床医学総論 臨床医学各論Ⅰ 臨床医学各論Ⅱ	
	食べ物と健康関連科目	食品学Ⅰ（化学構造・物性） 食品学Ⅱ（食品の特性・加工） 食品学実験Ⅰ（一般成分分析） 食品学実験Ⅱ（成分・加工分析） 調理科学 調理科学実験 基礎調理学実習 応用調理学実習 食事計画実習 食品衛生学 食品衛生学実験 微生物学 食品流通論 地域食材資源論	
	基幹科目	基礎栄養学 分子栄養学 応用栄養学Ⅰ（発達期の栄養） 応用栄養学Ⅱ（加齢・運動・環境と栄養） 応用栄養学実習Ⅰ 応用栄養学実習Ⅱ 栄養マネジメント 運動生理学	
展開科目	栄養教育論関連科目	栄養教育概論 栄養教育実践論Ⅰ（栄養評価と栄養教育） 栄養教育実践論Ⅱ（ライフステージ・ライフスタイルと栄養教育） 栄養教育論実習 食育指導論	
	臨床栄養学関連科目	臨床栄養学 臨床栄養管理学 臨床栄養管理学演習Ⅰ（ライフステージ別） 臨床栄養管理学演習Ⅱ（疾病別） 臨床栄養学実習Ⅰ（疾病別栄養補給法） 臨床栄養学実習Ⅱ（疾病別栄養アセスメント）	
	公衆栄養学関連科目	公衆栄養学 地域栄養活動論 地域栄養活動論実習 地域栄養調査と解析 地域 社会環境と栄養問題 地域社会と健康増進	
	給食経営管理論関連科目	給食経営管理論 給食実務論 給食管理実習Ⅰ（給食の運営） 給食管理実習Ⅱ（給食経営管理）	
	栄養科学関連科目	栄養と心の健康 栄養学基礎英語 栄養学特論Ⅰ 栄養学特論Ⅱ 栄養学特論Ⅲ	
実践科目	総合演習	総合演習Ⅰ 総合演習Ⅱ	
	学外実習	校外実習（給食の運営） 臨地実習Ⅰ（臨床栄養学） 臨地実習Ⅱ（給食経営管理論） 臨地実習Ⅲ（公衆栄養学）	

なお、これらの教育課程は、その編成方針、授業の方法、履修方法とともに「学生便覧」に明記している。個々の授業科目のねらい、授業計画、評価方針を記載したシラバスは、毎年度、冊子「授業計画」にまとめ学生に配布していたが、平成26(2014)年度のシラバスから、WEBベースのシラバス・システムで運用し、利便性、厳密性、公開性を向上させている。

以上のように、本学科の教育課程は、教育目的達成のため、体系的に編成されており、学生にも教育課程の趣旨が「学生便覧」などを通して周知されている。

2) 教授方法の工夫など

前記それぞれの教育課程における授業は、教育の目的が達成できるよう、講義、演習、実習あるいはそれらの組み合わせの授業形態により行われている。以下、主要な取り組み、工夫などについて述べる。

(1) 本学科で展開される教育は、その目的に応じて講義、演習、実験、実習、実技などの教育方法による授業によって行われている。授業科目の単位数については、1単位を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを基本とし、授業の方法に応じた基準を学則第12条に定めている。

(2) 学修の成果が十分得られるよう、講義、演習、実験、実習、実技などの教育方法に応じて適切な人数規模の授業クラスを編成して教育するよう配慮している。

(3) 教育目的を達成するために必要な知識や技能は、講義からだけでなく、実験、実習、さらに、学外での実習(臨地実習)などの教育方法により修得できるようにしている。

(4) 「生命と真理」を尊び、健康、栄養、食に関する専門の知識を授け、社会の福祉に寄与する人材を育成する本学部の教育目的を見据え、臨地実習の事前・事後指導に位置づけられる演習科目などにおいて、個々の学生にきめ細かな配慮と指導を行い、その目的達成に向け努力している。

3) 管理栄養士国家試験対策講座の実施

管理栄養士国家試験を支援する管理栄養士国家試験対策委員会を設置し、以下のような対策講座を行っている。

・管理栄養士国家試験対策講座(学内講師)

時期 前期 5月中旬～7月下旬 13回

後期 10月下旬～2月初旬 13回

前期及び後期とも毎週木曜日 5時限目に開講

対象 4年生

・管理栄養士国家試験対策講座(学外講師)

時期 通年 5月下旬～2月下旬 30回

前期及び後期とも毎週木曜日 3・4時限目に開講

対象 4年生

以上の他、2-8-②で述べるように、全学的な教授方法の改善に資するべくFD委員会を組織し、研修会を実施している。

【資料2-2-15】学生便覧2016

(3) 2-2の改善・向上方策(将来計画)

文学部・栄養科学部

各学部学科の教育目的と教育課程編成方針の関係、それらの編成方針と教育課程及び各授業科目の内容との関係については、平成26(2014)年度後半から27(2015)年度に行われたカリキュラムマップの導入で一通りの整備と共通認識が進んだ。今後は、教職員各人がそこから課題を見つけ、共有して協議を重ね、必要に応じた改善を行うことで、本学の教育目的に基づく各学部学科の教育の質の向上に繋がるよう推進する。

平成28(2016)年度のシラバスからは、記載内容にDPとの関連やカリキュラムマップ上の

位置づけを意識した記述を新たに行い、部分的ではあるが第三者によるシラバスチェックを導入した。今後、各科目のシラバスの整備を継続し、授業方法の工夫・開発のための一助とする。

【資料 2-2-16】カリキュラムマップ

【資料 2-2-17】第三者によるシラバスチェック

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

文学部・栄養科学部

学生への学修支援に関する方針の決定と実施は、教務委員会を中心として、教職協働で行っている。また、教務に関する重要事項を審議する教務委員会には、教務課職員が複数名出席し、資料と情報の提供、議事録作成をはじめとし、時間割作成等の授業の運営も行っている。主な内容は以下のとおりである。

1) 履修ガイダンス

学生に対する履修方法その他の周知については、年度初めに行われるガイダンス及びオリエンテーションの際に行われ、入学時から卒業時まで継続的な履修指導に当たっている。同時に教務課職員による履修ガイダンスも行われ、円滑な履修登録が行われるようにしている。また、教務課職員は、教務システムを活用し、卒業の履修要件、資格単位についてチェックし適切な履修指導を行っている。

さらに、平成 27(2015)年度に導入した「達成度自己評価システム」の導入に伴い、学生の自己評価を通じた PDCA サイクルの構築が可能となり、学生が所定の目標にどのくらい近づけているか、学科教員(担任)、教務課職員の面談指導のもと PDCA サイクルの定着を進めている。

2) 履修モデルの提示

4 年間にわたる計画的な科目履修が可能となるように、各学部学科で専門分野別や卒業後の進路に対応した履修モデルを「学生便覧」に掲載し、履修ガイダンス等で指導している。

「達成度自己評価システム」の導入に伴い、学科ごとにカリキュラムマップが作成され、履修科目の位置づけが明確化されており、履修指導体制の確立と充実が図られている。

3) 詳細な授業計画(シラバス)の提示

学生の主体的な学修の促進や厳格な成績評価の実施、各授業科目間の連携関係などの観点から、各授業科目の詳細な学修目的や授業計画、到達目標、事前・事後学修、成績評価

基準などを盛り込んだシラバスを作成し、ホームページ、WEB ポータルシステム上で閲覧可能としている。各科目の到達目標は3つを基本とし、「達成度自己評価システム」と連動することで、学生・教員・大学のそれぞれにPDCAサイクルを構築して自己点検を可能としている。

4) 個別な学修支援

個別な学修支援については、各学科の教員が主体となって対応する他、教務課だけではなく、学生支援課、教員養成サポートセンター、就職センターにも学生窓口を設け、学修に関する相談を始めとした学生個々の各種相談等に対応している。

学科によっては、クラス担任と学生の個別面談を計画的に実施しており、高年次学生に対する学修支援はクラス担任だけではなく、所属ゼミの指導教員が行う場合もある。

成績不振の学生への学修支援は、担任や教務課職員が個別に面談し、必要に応じて学修方法等について支援している。留年者、中途退学希望者等への指導は、学科長、担任、学生支援課が中心となり、学生の状況に応じて個別に指導助言し、事後の履修指導、進路指導等を行っている。

5) WEB ポータルシステムの活用

平成 26(2014)年後期に WEB ポータルシステムを導入し、履修登録、時間割、成績（卒業単位・資格単位）照会、出席情報管理、各授業での資料提供、レポート提出機能等の運用を開始した。これらの情報は学生のパソコンやスマートフォンで受け取れるようにしている。出席情報管理では、学生ごとの各履修科目の出欠席数の把握が可能となり、長期欠席になる前段階での対応ができるようになった。このシステムを利用しながら、クラス担任と学生部職員を中心とした学修支援が効果的に行える体制をさらに構築していく。

6) 学生支援アンケート(hyper-QU)の活用

平成 27 年(2015)年度より学生支援アンケートを全学的に開始し、大学に不適應感を抱いている学生の早期発見を行い、教員、学生支援課職員、学生相談員を中心として、休学・退学の予防を含めたアンケート結果の活用を行っている。

7) 学生の休・退学（学籍異動）について

休・退学などの学籍異動が生じる場合には、必要に応じてクラス担任と本人及び家族などの保証人との面談の後、学科会、教務委員会等を経て、教授会で学籍異動が審議され決定される。

また、休・退学の事由のひとつである学納金の滞納については、主に学生支援課が担当するが、卒業期には中間状況を当該学生のクラス担任に連絡する体制をとっている。

平成 27 年(2015)年度より学生支援アンケートを全学的に開始し、大学に不適應感を抱いている学生の早期発見を行い、教員、学生支援課職員、学生相談員を中心として、休学・退学の予防を含めたアンケート結果の活用を行っている。

8) オフィスアワー

オフィスアワーの制度を設け、各教員の研究室のドアやシラバスに掲載するなどして、学生の自主的な学修を促すための支援を行っている。

9) チューター制度

留学生の支援については、チューター制を導入し、学修と日常生活の支援をしている。

10) TA(Teaching Assistant)制度

本学に大学院は設置されておらず、TA の制度はないが、SA(Student Assistant)の制度については、他大学の例を参考に履修者数の多い授業科目での活用が検討されている。

11) 基礎学力の養成について

近年、基礎学力が十分でない学生も少なからず受け入れざるを得ない状況がある。各学部学科ごとに、大学教育にスムーズに入ることができるよう、入学前教育や初年次教育を実施し、基礎学力の向上を図っている。

12) 学修・授業支援が必要な学生の把握

現在行っている特別な学修支援については、2-7-①で述べるが、それを必要とする学生の把握方法は、本人・保護者からの申し出、学生相談員からの情報の他に、平成27(2015)年度から入学生全員に対して、特別な配慮や支援の相談窓口についての文書を配布し、対応している。

【資料 2-3-1】盛岡大学教務委員会規則

【資料 2-3-2】平成 28 年度履修ガイダンス予定表

【資料 2-3-3】達成度自己評価システム資料

【資料 2-3-4】学生便覧 2016 (p.84,110,143,178,230)

【資料 2-3-5】WEB ポータルシステム資料

【資料 2-3-6】学修支援関係資料

【資料 2-3-7】学生支援アンケート(hyper-QU)関係資料

【資料 2-3-8】留学生支援(チューター制)資料

【資料 2-3-9】平成 28 年度入学前教育関係資料

【資料 2-3-10】初年次教育関係資料

【資料 2-3-11】学修・授業支援が必要な学生の把握に関する資料

(3) 2-3 の改善・向上方策(将来計画)

文学部・栄養科学部

WEB ポータルシステムを活用した学修支援が教職協働で行われ始めたが、教員によってはポータルへの出欠登録が行われていない授業科目もあり、欠席しがちな学生の早期把握のために、専任・非常勤を問わず全教員が出欠登録を行うよう推進する。そして、このシステムによって得られる授業出席状況及び成績状況等のデータを検証し、より効果的な利用方法を検討するとともに、当該システムを積極的に利用するよう学生と教員に働きかけ、利用率を向上させる。

平成 27(2015)年度から行われ始めた学生支援アンケートは、その具体的な活用法等について未決定の部分が残っており、学生委員会等での協議を継続する。それを踏まえ、アンケート結果を有効に活用できるよう、学内の意思統一を今一度図る。具体的な計画としては、アンケートの分析結果と GPA 及び修得単位数とを関連付け、学生への支援を一次から三次まで段階的に行えるよう、平成 28(2016)年度から増員の特別相談員とも協力し立案の上、実施する。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

文学部・栄養科学部

学生の多様な能力に応じた適切かつ効果的な教育を行うとともに、授業の質や教育効果を高めることを目的として、「学則」第 12～15 条、「学生便覧」において以下のように、単位認定、卒業要件の基準を設け、その厳正な適用に努めている。

本学の卒業要件は、文学部 132 単位以上(児童教育学科：平成 26(2014)年度入学生からは 124 単位以上)、栄養科学部 124 単位以上とし、「学則」「学生便覧」等に明示し、年度初めの履修ガイダンス及びオリエンテーション等において説明を行っている。編入学生の単位認定については、文学部では一括認定を行っている。

1) 単位制度

単位制度の趣旨を踏まえ、授業と自己学修を合わせた学修時間が確保できるように単位制度の実質化を図っている。「学則」第 12 条により、各授業科目の単位数は、1 単位の授業時間を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成される。

(1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験・実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

この授業時間数を確保するため、年間の学事日程の計画段階において、前期・後期とも各曜日 15 回の授業回数と定期試験及び補講期間を確保できるよう工夫し、その案を教授会で審議し決定している。

個々の授業科目の計画は、シラバスに明記されている。シラバスの記載内容は、小見出し、授業計画、授業のねらい及び概要、到達目標、事前・事後学修、評価方法、履修上の留意点、テキスト、参考文献、オフィスアワーであり、学生の計画的な学修をサポートする内容となっている。シラバスについては第三者によるチェックが本年度から一部の科目で行われている。授業計画には、15 回分の授業計画を明記することが徹底されている。

2) 成績評価基準

大学の社会的な責任と卒業時における学生の質の保証を図るために、各授業科目の成績評価基準や成績評価方法などを「学則」「学生便覧」、シラバス等に明示しており、ガイダンス及びオリエンテーションの際に説明し、授業開始時等には科目担当者が学生に説明している。成績評価基準は下表に示すとおりである。

評価	点数の範囲
S	90点～100点
A	80点～89点
B	70点～79点
C	60点～69点
D	59点以下

履修科目の成績は、学期末に行われる筆記試験、レポート試験を主とし、平常の学修状況その他の成績を加味して科目担当者が評定している。各授業科目の成績評価基準はそれぞれのシラバスに明示している。

3) 履修登録単位数の上限

学生が授業の予習・復習等に充てる時間を確保し、十分な学修効果をあげられるよう、1年間に履修登録できる単位数の上限を文学部では50単位、栄養科学部では46単位としている。ただし文学部では、前年度の所定の単位数を優れた成績で修得した学生については、50単位を超えて10単位追加して履修登録することを認めている。

4) 単位の認定

単位認定については「学則」に明確に定め、成績処理も含め厳格に運用している。また、学生に向けた丁寧な説明を、入学時や年度初めのガイダンス及びオリエンテーションにおいて行っている。

なお、「大学設置基準」第29条、第30条に基づき、本学が教育上有益と認める場合は、他の大学または短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位等についても、本学における授業科目の履修により修得したものと見なすことができるよう、学則及び関連規程において規定し運用している。

5) 進級基準

平成28(2016)年度現在、進級基準は特に定めていない。不合格科目・未履修科目があっても、休学・留学などの事由がない限り、上位学年に進級させた上で必要に応じて下位学年の科目を履修するよう指導している。

学科により（社会文化学科、児童教育学科）、3年次修了時点において、卒業要件の修得単位数が96単位以上なければ（児童教育学科：平成26(2014)年度入学生からは93単位以上）、卒業研究論文の本登録を認めないこととしている。

6) 卒業要件・認定

卒業の要件については、「学則」に要件を掲げており、それを満たした学生に卒業を認め、学士の学位を授与している。卒業要件の基盤となるDPは、大学ホームページに明示し、平成28(2016)年度からは「学生便覧」にも明記している。

卒業の認定は、教務委員会での審議を経て、教授会において卒業判定が行われ、学長決裁の後、卒業生発表を行っている。

【資料2-4-1】盛岡大学学則（第12条～15条）

【資料2-4-2】学生便覧2016（p.80,222）（p.77）

【資料2-4-3】シラバス

【資料2-4-4】盛岡大学編入学規程（第9条）

(3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

平成26(2014)年8月にGPA運用内規を定め、現在のところ進級及び卒業判定には用いていないが、児童教育学科では平成27(2015)年度入学生より教育実習・保育実習の履修承認判定の一要件として、累積GPA2.2以上もしくは履修承認判定年度のGPA2.4以上という基準で活用している。今後、進級及び卒業認定の際のGPAの活用について検討する。

【資料 2-4-5】盛岡大学 GPA 運用内規

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

本学の就職支援体制は、一般企業および公務員への就職支援、ならびに教員志望者への就職支援が柱となっている。

本学には、学生の一般企業・幼稚園・保育園および公務員への就職を支援する就職センターと、学生の教員（小学校、中学校、高等学校）への就職を支援する教員養成サポートセンターが設置されている。また、学生の進学指導については、就職センターで各大学院の入試情報を収集し、学生に情報提供をすると共に、各教員が学生の相談・指導に応じている。

1) 一般企業および公務員志望者への就職、進学支援

(1) 組織と体制

各学科から 1 名ずつ選出された教員 5 名と教員養成サポートセンター所長の計 6 名による「就職対策委員会」を設置し、学生の就職指導や就職支援などの就職・進学に関する事項を協議している。委員長は各学科から選出された教員の中から学長により指名される。委員会を教員で構成することにより、学生の就職活動の実態把握ならびにそれに応じた迅速適確な対応が可能となっている。

就職支援業務を遂行している就職センターは、教員が兼務する就職センター所長をはじめ、事務職員の副所長（兼務）1 名、参事 1 名、課長 2 名、職員 1 名の計 6 名で構成され、「就職指導」「求人情報の提供」「就職・進学相談」「インターンシップの推進と実施」「就職支援講座の実施」「公務員試験対策講座の実施」など、学生の就職・進学活動を全面的に支援している。就職センターでは毎年度末に当該年度の事業内容をまとめ、就職対策委員会に報告している。就職対策委員会はその内容を協議し、次年度の就職センター事業計画を策定し、年度末の教授会において報告している。また、就職センターは 4 月に前年度の事業報告と当該年度の事業計画を運営委員会に提出し、運営委員会がこれを協議して法人に提出している。

また、本学では学生の進路動向を把握するために、卒業研究担当教員を中心に常時、学生のさまざまな相談を受けると共に、就職センターと連携し就職指導と内定状況の把握を行っている。大学院への進学についても、研究内容や入試対策等の観点から指導教員がきめ細かな指導を行っている。

【資料 2-5-1】盛岡大学就職対策委員会規則

【資料 2-5-2】平成 28 年度盛岡大学（文学部・栄養科学部）委員会等所属一覧

【資料 2-5-3】 盛岡大学・盛岡大学短期大学部無料職業紹介業務運営規程

【資料 2-5-4】 平成 27 年度就職センター事業報告

【資料 2-5-5】 平成 28 年度就職センター事業計画

(2) 就職支援の概要

就職センターの所掌事務は以下のとおりである。

- ・ 求人情報の収集及び周知
- ・ 就職相談
- ・ 職場開拓
- ・ 学内企業説明会
- ・ 学外業者就職セミナー
- ・ 各種就職支援講演会
- ・ 各種模擬試験関係 (SPI、R-CAP)
- ・ 就職支援講座
- ・ 公務員試験対策関係
- ・ 求人一覧表作成
- ・ 就職状況関係データ作成
- ・ 就職に関する調査・統計・報告
- ・ 関係する委員会
- ・ 各種協会等対外関係
- ・ 企業・団体説明会
- ・ データ管理 (個人情報)
- ・ 就職登録カード
- ・ ホームページ運用
- ・ インターンシップ
- ・ 教員向け就職関係研修会
- ・ その他学生の就職支援

【資料 2-5-6】 学校法人盛岡大学管理運営規程 (別表 2-2-(7))

(3) キャリア形成支援事業

個人の志望や適性に応じた職業を自ら選択出来る能力を育成するため、本学においては、学生の職業観や勤労観を大学生生活の早期のうちから涵養していくことが、重要と考えている。このため本学の就職・進学をはじめとする学生のキャリア形成プログラムは、入学直後から以下のとおり系統的にその体制を整え実施されている。

① 就職ガイダンス

入学直後の新入生オリエンテーションにおいて、「就職ガイダンス」の時間を設け、4 年間のキャリア支援のプログラムについての説明をし、さらに、進級する学年末にも、ガイダンスを実施し、全学年、全学科に最新の情報とともに説明している。

② キャリア形成支援に関連する講座

「キャリアデザイン学 I・II」(文学部 1 年生前期・後期 教養科目)

大学で学ぶために必要とされる基礎知識を修得しながら、学生としての社会的位置づけ

と認識、将来に向けての自己設計にあたっての方法論、コミュニケーション・スキルを、グループディスカッションも交えながら修得する。個々のテーマは他の教養科目や専門科目等を学修するにあたってのイントロダクションにもなっている。

「栄養学概説」(栄養科学部 1 年生前期 専門関連基礎科目)

栄養科学部の学生は、卒業後、管理栄養士として働くことを目的に入学する。当該科目は、栄養と健康に対する関心と学問的興味を高め、4 年間の学びのベースを築くことを目的としている。管理栄養士の役割と業務の理解、栄養学を学ぶ意義、管理栄養士になるためのキャリアデザインを学ぶ。

「就職基礎講座」(全学共通 2 年生前期)

「就職準備講座」(全学共通 2 年生後期)

近い将来学生一人ひとりが社会人として巣立っていくことを見据え、そのために知っておかなければならない基礎的実践的な知識、発想法、技能の習得を目指している。本プログラムでは就職活動の基礎として、大卒者の就職環境、就職のためのスキル、コミュニケーション能力などの基礎を学ぶ講座として設置している。就職試験対策として、一般常識、SPI、文章力などの基礎力とともに、人間力を養う。

「就職実地講座」(全学共通 3 年生前期)

「就職直前講座」(全学共通 3 年生後期)

本プログラムでは学生の適性分析からスタートし、スタイリングやメイクアップ、面接試験対策まで、民間企業などの採用担当者が、プロの視点で学生に指導を行っている。また、4 年生や OB から、就職活動体験記や職場についての生きたアドバイスを聞く機会にもなっている。

「就職支援講座」(全学共通 4 年生 6 月～6 月下旬)

「就職支援講座」(全学共通 4 年生 10 月～12 月)

就職活動期を迎え、これまでの振り返りを通じてより実践に直結した知識と技術の習得を目指す。後期は、月 1 回未内定者を中心に個別の求人情報の提供を行っている。

「公務員試験対策講座」(全学共通)

公務員採用試験に合格するため、外部講師により前期・後期に各 13 回(週 1 コマ)開講している。また、夏季と春季に開講する特別集中講座、あるいは各種公務員の業務説明会等を実施し、公務員採用試験合格へ向けて支援している。特に保育士に関する専門職を対象とした講座は、春季に集中して支援を行っている。

また、本学では公務員を志望する学生に必要な情報を整理し、学生が様々な角度から公務員の仕事を研究し、数多い選択肢の中から最も自分に合った道を選ぶよう支援している。各講座の概要は以下の通りである。

・公務員試験対策講座

時期 前期 4 月中旬～7 月中旬 13 回

後期 9 月下旬～1 月下旬 13 回

前期及び後期とも毎週水曜日 5 時限目に開講

対象 全学年

定員 50 名

・公務員試験対策特別集中講座

時期 夏季 9月上旬 5日間 20回

春季 2月上旬 7日間 28回

対象 全学年

定員 30名

③ インターンシップ

岩手県立大学、岩手大学と連携し、平成 22(2010)年からインターンシップを実施している。平成 25(2013)年度には、岩手県立大学が幹事校となり東北地区の 6 大学が連携して東北インターンシップ推進コミュニティとして組織した「東北の結いで繋ぐふるさとインターンシップの取組拡充」が、文部科学省の事業「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマ B】インターンシップ等の取組拡大」として採択され、インターンシップの推進に活用されている。

さらに平成 26(2014)年度より東北の連携大学での相互乗り入れを可能とするインターンシップ情報ポータルサイト「インターンシップ in 東北」を開設し、企業や学生がインターネット上で参加申込できる体制が整っている。本学では平成 27(2015)年度に学生 1 名が山形大学への申込企業にエントリーし、就業体験を行った。

インターンシップの概要は以下の通りである。

時期 8月上旬から9月中旬の夏季休業中

期間 一人 3～5日間

対象 3年生

参加人数 63名（平成 26(2014)年度）、55名（平成 27(2015)年度）

場所 岩手県内企業ならびに事業所を中心に約 140 社

募集 4月下旬にガイダンスを実施し参加希望者を募集

④ 企業説明会

学生の就職活動の開始時期に合わせ、盛岡市内のホテルで学長が出席して、本学主催の合同企業説明会を実施している。学生が就職活動の仕方を知り企業研究を行えるよう、岩手県をはじめ、東北を代表する企業ならびに自治体など 60 社の人事担当者に参加を要請し、平成 25(2013)年度までは 12 月上旬に、平成 26(2014)年度以降は採用活動の後ろ倒しに伴い 3 月に実施した。参加人数は、平成 24(2012)年度 175 名、平成 25(2013)年度 183 名、平成 26(2014)年度 206 名、平成 27(2015)年度 255 名という状況であった。

また、就職支援の一貫として就職支援無料バスの運行を実施した。平成 27(2015)年度は、情報会社が主催する企業説明会への参加を目的に 3 月上旬に仙台まで往復バス 2 台を運行し 88 名が参加、3 月中旬にも仙台まで往復バス 2 台を運行し 72 名が参加した。平成 27(2015)年 10 月には、東北地区私立大学協議会主催の合同企業説明会に無料バスを運行した。

個別企業説明会は、4 月～12 月の間に 1 日 1 社に限定し、昼休み時間（12:00-12:40）に本学において実施している。平成 26(2014)年度は 47 社、参加者は延べ 336 名であった。平成 27(2015)年度は 50 社、延べ 207 名が参加した。

⑤ 企業訪問

岩手県内をはじめ、北東北の企業を中心に、職員 5 名で企業ならびに事業所訪問を実施し、採用状況や卒業生の勤務状況、次年度以降の採用計画など企業の情報収集を行って

る。金融、小売、サービス業、学校教育、医療福祉に関する業種など様々な分野の企業を訪問している。平成 26(2014)年度からは栄養科学部 2 期生が卒業したことを受け、病院や福祉施設など管理栄養士、栄養士の募集企業を訪問先に加えている。

平成 28(2016)年度からは、本学卒業生の就職先での評価等の情報収集を目的とした訪問を実施する予定である。

⑥ 就職相談

就職活動に際しての悩みや不安などを持つ学生に対し、就職センターの相談室において就職相談（個人面談）を実施している。主な相談内容は、進路の迷い・就職活動の方法・企業情報、採用試験情報、雇用条件などに関する問い合わせなどである。就職相談室の利用状況は【表 2-9】の通りである。

（４）就職・進学相談

本学卒業生の過去 3 年間の就職状況は【表 2-10】の通りである。平成 27(2015)年度卒業生の進路状況は【表 2-11】の通りである。平成 27(2015)年度卒業生の主な就職先、進学先は【資料 2-5-7】の通りである。

2) 教員志望者への就職支援

（１）組織・体制と就職支援の概要

平成 21(2009)年度に全学部学科の教員志望学生を支援することを目的とする「教師教育センター」が設置され、平成 26(2014)年 8 月 1 日「教員養成サポートセンター」に名称を変更した。

主たる支援事業内容は「教員養成サポート」「教員採用試験対策」「卒業生を中心とした教員サポート」である。「教員養成プロジェクト」を通じ教育コミュニティによる実践力の養成に力を入れており、近隣教育委員会との連携を取り、滝沢市ラーニング・サポーター・プロジェクトをはじめとする多くの教育実践体験の機会を構築している。また、「被災地学校支援プロジェクト」等の学校ボランティアに学生が参加する際の支援及び「児童・生徒の学び舎プロジェクト」の企画運営による学生の社会人力強化を支援している。

特別講座、対策講座、模擬試験の他、受験自治体別チームによる学生の自主的勉強会を支援することで、特色ある教員採用試験対策を講じている。教員を志望する卒業生及び在校生、教職に就いている卒業生に教職についての情報交換の場「盛大教職広場（掲示板）」を提供している。

教員志望学生の社会人力強化及びより質の高い教員養成を目指した「教職ガイダンス・セミナー」を実施している。特に平成 26(2014)年度からは、前年度の受験学生の意見、受験志望学生の要望に合わせ、元教員の相談員及び事務職員が月 1 回のペースで「教育・就職」をテーマとしたオリジナル企画の「教職ガイダンス」を実施している。また、教員志望学生の個々のニーズに応える個別相談体制が充実している。

大学・短大の全学部学科からの教員（12 名）で構成される「教員養成サポートセンター専門委員会」が、学生の主たる受験先自治体教育委員会の教員採用試験情報収集に係り、教職課程に関する協議の場となっている。教員養成サポートセンターには、事務室及び相談室があり、所長 1 名（専門委員会委員長）、副所長 1 名（専門委員会副委員長）、事務職員（事務室長 1 名、係長 1 名）及び相談員（元公立学校教員 3 名）と連携し、大学全学部

学科の教員志望学生のニーズに対応する支援を行っている。また、事務組織間では、就職センター・学生部・学生相談室・地域連携センターと連携を取り、より質の高い教員を養成すべくきめ細やかな支援を行っている。

教員養成サポートセンターでは、当該年度の事業内容をまとめ、次年度の事業計画を策定し、教員養成サポートセンター専門委員会に報告している。教員養成サポートセンター専門委員会がその内容を協議し、教員養成サポートセンターから法人に提出している。

【資料 2-5-7】平成 27 年度卒業生の主な就職先等一覧

【資料 2-5-8】盛岡大学教員養成サポートセンター規程

【資料 2-5-9】盛岡大学教員養成サポートセンター管理委員会規則

【資料 2-5-10】盛岡大学教員養成サポートセンター専門委員会規則

【資料 2-5-11】滝沢市ラーニング・サポーター・プロジェクト

【資料 2-5-12】被災地学校支援プロジェクト

【資料 2-5-13】児童・生徒の学び舎プロジェクト資料

【資料 2-5-14】教職ガイダンス・セミナー開講実績表（過去 3 年間）

【資料 2-5-15】教職ガイダンス

（2）キャリア形成支援事業

教員養成サポートセンターが本学で開催している主な支援事業として、教職ガイダンス・セミナー、教員採用試験対策特別講座、教員採用試験模擬試験、教員採用試験説明会などがある。

また、教員養成サポートセンターの教職員は教育庁や私立学校を訪問し、採用状況や卒業生の勤務状況、次年度以降の採用予定などの情報収集を行っている。

教員への就職活動に際しての悩みや不安などを持つ学生に対しては、教員養成サポートセンターの相談室において就職相談（個人面談）を行っている。

【資料 2-5-16】教員採用試験対策特別講座実績表（過去 3 年間）

【資料 2-5-17】外部講師による教員採用試験対策講座実績表（過去 3 年間）

【資料 2-5-18】教員採用試験模擬試験実施実績表（過去 3 年間）

【資料 2-5-19】教員採用試験説明会実施実績表（過去 3 年間）

【資料 2-5-20】教育庁訪問実績表

【資料 2-5-22】私立学校訪問実績表

【資料 2-5-22】相談室利用実績表

（3）就職状況

本学卒業生の過去 3 年間の教員採用試験合格実績および公立学校大学推薦者の合格実績は下表【表 2-5-1】、【表 2-5-2】の通りである。

盛岡大学

【表2-5-1】

教員採用試験合格実績（過去5年間）

単位：人

	教科	平成23(2011)年度			平成24(2012)年度			平成25(2013)年度			平成26(2014)年度			平成27(2015)年度		
		合計	現役	既卒	合計	現役	既卒	合計	現役	既卒	合計	現役	既卒	合計	現役	既卒
小学校		87	37 (7)	50	79	30 (11)	49	63	12 (4)	51	87	28 (10)	59	81	14 (8)	67
中学校	英	9	2	7	1	1		10	5	5	3		3	5	1 (1)	4
	国	6	1	5	8	2	6	4	2	2	6	3 (1)	3	5	3	2
	社							1		1				1	1	
	他	1		1	1		1							3		3
高等学校	英	1		1				4	1	3	1		1	1		1
	国	1		1	4	1	3	4		4	3	2	1	2	1	1
	社				1		1									
	他							1		1	1		1			
特別支援		3		3	1		1	4		4	4		4	3		3
栄養		1	1					1	1							
合計		109	41 (7)	68	95	34 (11)	61	92	21 (4)	71	105	33 (11)	72	101	20 (9)	81

※年度は、試験実施年度である。

※現役（ ）内数字は、大学推薦者である。

※高等学校書道は、国語に含まれる。

※教科の「他」は、中学校・高等学校の教科不明者等である。

【表2-5-2】

公立学校大学推薦学内選考結果及び合格実績表（過去5年間）

実施年度	募集自治体	募集数	学内選考試験		選考試験合格者数	
			応募者数	推薦者数	一次	二次
平成23 (2011) 年度	千葉県・千葉市	3	3	3	3	3
	神奈川県	4	2	1	1	0
	東京都	1	1	0	-	-
	東京都（二次）	1	0	0	-	-
	川崎市	5	7	5	5	2
	埼玉県	1	1	1	1	1
	さいたま市	1	0	0	-	-
	京都府	1	0	0	-	-
	京都市	1	0	0	-	-
	横浜市	1	1	1	1	1
合 計		19	15	11	11	7

実施年度	募集自治体	募集数	学内選考試験		選考試験合格者数	
			応募者数	推薦者数	一次	二次
平成24 (2012) 年度	千葉県・千葉市	3	1	1	1	0
	千葉県・千葉市第二	5	3	3	3	3
	神奈川県	4	2	2	2	1
	東京都	1	0	0	-	-
	川崎市	3	3	3	3	3
	埼玉県	5	3	3	3	2
	さいたま市	1	1	1	1	1
	京都府	1	0	0	-	-
	京都市	1	0	0	-	-
	横浜市	1	1	1	1	1
	相模原市	1	0	0	-	-
	合 計	26	14	14	14	11

実施年度	募集自治体	募集数	学内選考試験		選考試験合格者数	
			応募者数	推薦者数	一次	二次
平成25 (2013) 年度	千葉県・千葉市	3	2	2	2	1
	千葉県・千葉市第二	5	0	0	-	-
	神奈川県	3+数名	0	0	-	-
	東京都	1	1	0	-	-
	川崎市	3	1	0	-	-
	埼玉県	3	2	2	1	1
	さいたま市	1	1	1	1	1
	京都府	1	0	0	-	-
	京都市	1	0	0	-	-
	横浜市	1	2	1	1	1
	相模原市	1	0	0	-	-
	堺市	1	0	0	-	-
	合 計	24	9	6	5	4

実施年度	募集自治体	募集数	学内選考試験		選考試験合格者数	
			応募者数	推薦者数	一次	二次
平成26 (2014) 年度	千葉県・千葉市	3	2	2	2	2
	千葉県・千葉市第二	5	4	4	4	4
	神奈川県	2+数名	4	2	2	2
	東京都	1	0	0	-	-
	川崎市	3	2	1	1	1
	埼玉県	4	2	2	2	0
	さいたま市	1	1	1	1	1
	横浜市	2	1	1	1	0
	相模原市	4	6	3	3	1
	大阪府	5	0	0	-	-
	大阪府豊能地区	1	0	0	-	-
	堺市	1	0	0	-	-
	京都府	1	0	0	-	-
	京都市	1	0	0	-	-
合 計		34	22	16	16	11

実施年度	募集自治体	募集数	学内選考試験		選考試験合格者数	
			応募者数	推薦者数	一次	二次
平成27 (2015) 年度	千葉県・千葉市	3	3	3	3	2
	千葉県・千葉市第二	5	5	5	5	4
	神奈川県	4+数名	0	0	-	-
	東京都	1	0	0	-	-
	川崎市	4	1	1	1	1
	埼玉県	4	0	0	-	-
	さいたま市	1	3	1	1	1
	横浜市	3	1	1	1	1
	相模原市	4	3	2	1	0
	大阪府豊能地区	1	0	0	-	-
	堺市	2	0	0	-	-
	京都府	1	0	0	-	-
	京都市	1	0	0	-	-
合 計		34	16	13	12	9

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

1) 一般企業及び公務員志望者への就職、進学支援の改善・向上方策

本学の就職支援は、「就職を希望する学生が、望んでいる職業に全員就職できること」を目標に行っている。今後も現在行っている支援をさらに充実させ、活性化させていく。特に、本学では岩手県を中心に北東北での就職を希望する学生が多く、就職者の6割以上を

占めている。地域に根ざした大学として、東北地区に社会貢献できる人材の輩出に努める。また、本学で取得できる管理栄養士国家試験受験資格、栄養士、幼稚園教諭、保育士などの資格を活かした専門職への就職に向けての就職支援を充実させていく。

具体的な改善・向上方策は以下（１）～（６）の通りである。

（１）キャリア教育科目の充実

現在行っている１年次向け「キャリアデザイン学Ⅰ・Ⅱ」、「栄養学概説」の内容をさらに充実させ、学生生活の目的意識の醸成をはかる。また、２年次以降の授業科目にも単位化された正課科目としてキャリア教育に関する科目の開設を、学内各部門と連携しながら検討していく。

（２）キャリア教育の一貫性の向上

１年次から４年次までのキャリア教育に一貫性を持たせ、時代の流れに即応した授業内容や、時期にかなった情報提供など、学生中心の就職支援を行っていく。具体的な内容としては、コミュニケーション能力、課題解決能力などの向上を目的とした講座の充実に注力する。

（３）外部就職支援団体との連携の強化

岩手労働局、ハローワーク、岩手県中小企業団体中央会、東北地区私立大学協議会等との連携をさらに強め、就職支援を充実させる。

（４）インターンシップの充実

インターンシップは、現在岩手３大学で連携し、充実をはかっているが、今後単位化を含めた内容の充実をはかるとともに、見学型、体験型、就業型などの実施形態についても検討する。その上で、１００名以上の参加を目指す。

（５）人間力や社会人力の育成

就職活動における技術的な支援だけでなく、就職センターが教員組織と連携してカリキュラムを検討することにより、学生の人間力や社会人力、更にはコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力など社会のニーズに対応できる能力の育成に注力する。

（６）問題を抱えた学生・卒業生への就職支援の強化

学力や学修意欲の低下などの悩み、メンタルヘルスの問題、発達障がいを抱える学生などに対して、きめ細かな就職支援が行える体制を構築する。

卒業生に対しては、就職センターホームページから大学の求人票を閲覧できる体制にしているが、ホームページの充実などにより、卒業生に対する就職支援を向上させる。

２）教員志望者への就職支援の改善・向上方策

質の良い教員養成を目指し、キャリア形成に力を入れる。１、２年次から「心の学力(EQ)」の確認及び「社会人力基礎力」の定着を目指す。

卒業生の教職志望者が個別相談及び教員採用試験対策に参加する機会を増やし、共に学ぶ教職志望の学生に多くの啓発の機会を与える。

卒業生の現任教員が教員採用試験対策に係る仕組みを構築し、教職現場に必要なスキル及び教員の資質を教員志望学生及び卒業生が学ぶ機会を作る。

３）就職支援体制組織の今後のあり方

上述の通り、学生のキャリア形成支援を担う主たる関連部門は現在、就職センターと教員養成サポートセンターの２部門体制となっているが、学生の中にはそれら両部門双方の

支援を必要とする者もいる。また一方で、2 部門体制となっていることから、学生の就職動向に係り、情報の一元化が円滑に図れない側面もある。故に一元化する方向を目指す。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

文学部・栄養科学部

教育の内容と方法の向上に資するよう、従前より授業効果調査、FD研修会を継続して実施し、平成26(2014)年度からは学長裁量事項として、ベストレクチャー賞を新設した。ベストレクチャー賞は、授業効果調査とは趣旨を異にする別のアンケートをもとに、各学科から学生に最も評価の高かった授業担当の教員を選出し、学長が表彰するもので、平成26(2014)年度は専門科目の講義、平成27(2015)年度は専門科目の演習・講義・実験・実習を対象とした。優れた授業を行っている教員を表彰することで、更なる教育の質の向上を図っている。評価された教員については、学長がその旨を教授会で発表し、必要に応じてその授業をFD研修会のテーマとして取上げるなど、全学的な施策につなげるようにしている。

シラバスにおいては、平成26(2014)年度から到達目標を記載し、具体的・現実的・測定可能な目標を学生に明示することで、達成状況を点検・評価しやすい記載内容としている。これについては、平成27(2015)年度に導入した「達成度自己評価システム」と連動を図り、学生は学期ごと履修科目の目標に対する達成度を自己評価し、カリキュラムを通じてどのような力がつき、何ができるようになったかを自分自身で評価できるようにしている。

学生の学修状況については、WEB ポータルの出席簿を活用することで、休みがちな学生、定期試験受験の条件を満たさない可能性のある学生の把握に努めている。

学生部学生支援課においては、修得単位不足の学生を対象に、個別面談を定期的に実施し、不登校となりがちな学生の学修改善に力を入れている。

学生の単位修得状況については、教員免許状・各種資格取得のための実習の履修承認判定や4年次生の卒業判定を教授会に諮り、承認を得ている。

就職内定状況については、教授会で各学科の就職率と主な就職先が報告され、学内で共有している。

以上の他、学生の状況を把握し教育の改善や教育目的の達成状況の点検などに資するよう、隔年で年度末に学修状況や学内施設設備の利用状況等、満足度に関するアンケートを従来行ってきたが、学修状況に特化したアンケートについては、毎年行うように変更した。

【資料 2-6-1】授業効果調査（抜粋）

【資料 2-6-2】FD 研修会

- 【資料 2-6-3】 ベストレクチャー賞
- 【資料 2-6-4】 達成度自己評価システム
- 【資料 2-6-5】 学生生活調査

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

文学部・栄養科学部

授業効果調査のアンケート結果については、各設問の点数と所属学科及び全体の平均点を過去3年間分と併せて科目担当者にフィードバックしている。そして、アンケート結果に対する教員の分析と改善案についてまとめたものを、4年に1度「授業評価報告書」としてまとめ、全教員に配布し各自の授業改善に活用できるようにしている。

特に優れた教育実践を行ったと評価された教員については、必要に応じてその活動をFD研修会等で紹介して全学的な施策につなげるようにしている。

平成27(2015)年度からは、前述のようにWEBポータルシステムに達成度自己評価システムが加わり、シラバス記載の到達目標に対する学生の自己評価の数値(5点満点)が、科目担当者にフィードバックされる体制が構築された。現在、年次進行で進めており、平成28(2016)年度は1・2年次の科目で学生の自己評価の結果が教員にフィードバックされ、授業改善のためのPDCAサイクルに新たな指針が加わっている。

【資料 2-6-6】「授業評価報告書」2012年度

(3) 2-6の改善・向上方策(将来計画)

引き続き、授業効果調査、FD研修会、ベストレクチャー賞、学生生活調査を実施しながら、年次進行中の学生の達成度自己評価システムを活用することで、教育内容・方法及び学修指導等の改善への取り組みを推進する。なお、ベストレクチャー賞については、対象科目の選定方法等に改善の余地があり、より公平で効果的な運用を検討する。

また、教育目的の達成状況の点検に資するため、DPに連なる教育の成果を評価して、カリキュラムマップや履修系統図などの改善すべき点を検討し、学修指導の具体的な改善策をシラバスに反映させる。

【資料 2-6-7】 授業効果調査

【資料 2-6-8】 カリキュラムマップ

【資料 2-6-9】 履修系統図

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目2-7を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-7-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生支援組織

本学では、学生生活の安定のための支援の担当部署等として、学生委員会、クラス担任、学生部学生支援課、学生相談室、保健室が組織されている。

各学部学科のクラスは概ね 30～40 名程度で編成され、クラス担任は入学時から卒業時まで、学生の修学や生活の様々な場面で、必要に応じた個別面談等で指導・助言を行っている。

学生部学生支援課は、学修・学生生活関係を初めとして、学生に関わる学生支援を行っている。また、日常的な学生支援を行う他、学生支援について学内の各部門・部署との調整・連携を行う学生支援コーディネーター的存在としても業務に当たっている。さらに、学内だけでは負いきれない学生支援の案件が発生した場合には、学外の関係団体への相談・折衝を行い、学生指導・支援に繋げることも行っている。

学生相談室は、多様化する学生の増加に連動するように近年その利用の回数・内容が増加・深刻化する傾向にあり、本学の学生支援業務において、もはやなくてはならない存在になっている。

2) 導入支援

本学では新入生の不安等を少しでも和らげるため、新入生オリエンテーションの仕上げとして、学科ごとにバスで学外に出かける日帰りの新入生特別研修を行い、新入生の学生生活のスタートを後押ししている。ここでは、各学科の特徴を理解させるプログラムを通じて、これから始まる学修への意思を再確認し、各学科の教員と新入生、新入生同士のコミュニケーションを活性化させ親睦を図ることも狙っている。

統導者は教員だけではなく、同学科の3年次の学生アドバイザーや学科によっては留学生、外国人講師なども参加し、親しみやすく視野を広げる研修となっている。

3) 心と体の相談

本学では学生の心身の健康を管理するため、保健室・学生相談室を設置している。

保健室には学生相談員（養護教諭資格所持者）が常駐し、日々の健康相談応談のほか、健康診断の結果、2次検査が必要となった学生に対する医療機関の紹介など健康管理にかかる指導・助言を行っている。

学生相談室には従来、学校心理士が週3日間勤務していたが、それに加えて、平成28(2016)年4月からは臨床心理士が週1日勤務することになり、カウンセリング等学生のメンタルヘルスケアに努めている。それ以外に、臨床心理士資格を有する心理学担当の教員3名が、相談員として日々の相談に応じられる体制となっている。

多様な学生が在籍している現状にあって、保健室・学生相談室の対応も多様化してきている。以前であれば自力で解決できそうな問題を持ち込む学生や、発達障がいや精神疾患が疑われるグレーゾーンの学生が散見され、対応に苦慮する場面が増加している。

また、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程は、「学生便覧」に掲載し、新入生ガイダンス等で説明しているほか、相談担当者を任命し、掲示等によって学生に周知している。それらの事案が発生した場合には、規則に従って委員会・協議会が問題解決に当たることとなっている。

4) 特別支援

本学ではここ数年、通常の学生支援とはまた異なった支援、いわゆる特別支援を必要とする学生が増加しており、主として学生部・学生相談室・保健室が中心となってその支援を行っている。

特別支援は、本人及び保護者からの申し出のほか、種々の面談等において特別支援の必要があると判断された学生に対し、卒業に向けての支援を行っている。その多くが発達障がいを持つ学生及び精神に疾患を持つ学生であり、支援としては、受講科目の担当教員に、本人の許可を得た上で障がい・病状の特性の告知及び担当教員に行って欲しい合理的配慮を記入した「配慮願」を配付したり、特段の措置が必要な場合には、それに対応した設備の整備を行っている。学生によっては、学修面だけではなく一般常識・マナー等の生活全般に対する支援を要する場合があります、定期的・継続的なカウンセリング等で対応している。

また、特別支援学生への学修支援が功を奏し、卒業の目途が立ったとしても、就職活動等の卒業後の進路についての活動が困難な学生もいる。従って近年では、職業訓練等の福祉サービスとの連携が必要となるケースが増えてきており、学生支援課と学生相談室が中心となり就職センターとともに就職支援を行っている。

5) 経済的支援

平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によって被災した学生に対しては、平成 23(2011)年度から現在に至るまで一定の条件下の学生に対し、学生納付金として納付すべき年額の 2 分の 1 の額を減免する制度を施行している。

また、盛岡大学奨学会の奨学金制度がある。盛岡大学奨学会は、財源の 100%が本学からの出資金で運営されている団体で、本学の学生を対象としている。内容は、大きく分けて全学生を対象とした一般貸与奨学金と交換派遣留学生を対象とした給付奨学金の 2 種類がある。

一般貸与奨学金は、原則納付すべき学生納付金の年額の 2 分の 1 の額を無利子で貸与し、卒業後 8 年間で返済するというものである。これは、在籍する 4 年間のうち 2 回まで利用できる。

給付奨学金は、交換派遣留学生として選ばれ渡航が決定した学生に対し、返還義務のない 500,000 円が給付されるものである。

その他には、日本学生支援機構（以下、「機構」という。）、地方自治体、企業等民間団体の奨学金制度の情報提供等を行っている。中でも、在籍者全体の約 57%の学生が利用している機構の奨学金制度については、1,000 人以上の学生が利用していることに加え、機構からの各種依頼・要請が少なくない。学生支援課の中心的業務になるほどの業務量があるのが実情である。

大学独自の奨学金制度としては、特別奨学金制度があり、前年度の学業成績優秀者及びスポーツ・芸術活動・社会活動等で優秀な成績を修めた者に、奨学金 200,000 円を給付している。

奨学金等以外の経済的支援としては、民間のバス会社より割安な運賃で乗車できるスクールバスを運行していることが挙げられる。スクールバスは、授業時間・定期試験の日程・学校行事等に合わせたダイヤを組むことが可能なおうえ、民間の定期バス路線以外の箇所も通ることから、乗り換え等による学生の交通費の負担を抑制している。

6) 課外活動

本学では、学生の自主性を尊重する観点から、学友会の活動等は学生が主体となっていて行っている。とりわけ、学友会傘下の大学祭の実行委員会及び地域の郷土芸能である「さんさ踊り」の実行委員会には、盛岡大学後援会からも財政的援助があり、大学を挙げて応援しているところである。学友会の活動全般において学生だけでの対応が困難な問題が発生した場合は、学生支援課が中心となってサポートし、問題解決に向けた支援を行っている。

また学生支援課は、東日本大震災後設立された学生のボランティア委員会の活動に対しても、情報提供などの間接的支援を行っている。

【資料 2-7-1】盛岡大学・盛岡大学短期大学部学生相談室規程

【資料 2-7-2】学生相談室、医務室等の利用状況

【資料 2-7-3】平成 28 年度新入生特別研修

【資料 2-7-4】学生便覧 2016 (p.284,288)

【資料 2-7-5】特別支援配慮願

【資料 2-7-6】東日本大震災学生に対する平成 28 年度学生納付金減免に関する規程

【資料 2-7-7】盛岡大学奨学会会則

【資料 2-7-8】盛岡大学奨学会貸与奨学金規程

【資料 2-7-9】盛岡大学奨学会給付奨学金規程

【資料 2-7-10】盛岡大学特別奨学生規程

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

本学では、年度末に隔年で各学部学科 1～3 年生の全員を対象とした学生生活調査を実施している。質問事項は、建学の精神・教育目標、学修、生活、施設・設備、支援・相談など多岐にわたっている。調査結果は、集計のうえ学生委員会で共有され、改善等が必要な案件については、然るべき担当部門・部署に伝達後、検討される。

また、学生支援課職員が、学生の自治組織である学友会及び傘下の各種委員会等の幹部の学生と日常的に情報交換を行い、学生の意見・要望の把握に努めている。

学生の寄宿舍である学生会館においては、「ご意見箱」が設置され、入居学生からの意見を汲み上げやすくしている。同様に学友会が、独自で学生食堂に「目安箱」を置き、学生の意見集約を試みている。

学修に関しては、学生部では一定の基準によって学生との個別面談を年 2 回実施している。

【資料 2-7-11】学生生活調査

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

1) 学生生活の安定のための支援

学生生活の安定のための支援を行っていくうえでの向上方策として、次の 2 点について検討している。

(1) 経済的問題を抱える学生への対応

(2) 特別支援を要する学生に対する支援の充実

①学修支援

②生活支援

③進路支援

まず経済的問題を抱える学生への対応については、現在学納金の減免制度を含む奨学金制度の新設及び既設奨学金制度の見直しを、検討している。これについては、平成 27(2015)年度内に奨学金制度新設を考える有志の会（奨学金制度新設検討委員会と改称）を 5 回開催し、原案をまとめた。それは、経済困窮の学生及び家計急変の学生を対象とした給付型奨学金の新設である。これを平成 29(2017)年度から開始できるよう学生委員会、運営委員会、教授会で協議し、学長の決裁を経た上で理事会での平成 28(2016)年内の承認を目指している。

特別支援を要する学生に対する支援の充実については、特別支援の業務内容をできるだけ標準化し、担当者が支援しやすい環境を作るため、特別支援の業務フロー等を含む実施要領を制定する。そのうえで、①～③の担当部門・部署を定め、大学全体で取り組む小規模校ならではの学生支援を実現させる。特別支援はケースバイケースの場合・場面が多く、マニュアル化で対応できないことも多々あるが、効率化のためにおおよその指針は必要であると考ええる。

2) 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生の意見・要望の把握と活用についても、ケースバイケースとすることができが、現在不定期で行っているものについては定期的に実施することとし、情報の早期の収集に努める。具体的には、学友会のメンバーと学長・学生部との懇談について、実施要領等を制定し、両者の懇談を通して改善案を策定する。

同様に、学生生活調査アンケートの結果についても、学生の要望等の取扱いの道筋を明確にし、実現できるものできないもの、またできない理由等の学生に対する開示・公表を念頭に置いた取扱要領を制定する。

【資料 2-7-12】奨学金制度新設検討委員会資料

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学の教員配置は表 2-8-1 のとおりである。大学設置基準で示された教員数を満たし、各学部各学科の研究目的、内容に即した配置を行っている。

表2-8-1 盛岡大学教員組織

平成28年5月1日現在

学部／学科	専任教員数					助手	設置基準上必要な教員数	要設置専任教員数	兼任
	教授	准教授	講師	助教	計				
文学部/英語文化学科	4	5(1)	0	0	9(1)	0	6	3	71(23)
文学部/日本文学科	7	3(1)	0	1	11(1)	0	6	3	
文学部/社会文化学科	5	6(2)	0	0	11(2)	0	6	3	
文学部/児童教育学科	13(5)	7(3)	0	2(1)	22(9)	0	9	5	
栄養科学部/ 栄養科学科	10(3)	3(2)	1(1)	2(1)	16(7)	5(3)	10	5	19(5)
大学全体の収容定員に 応じ定める専任教員数							18	9	
計	39(8)	24(9)	1(1)	5(2)	69(20)	5(3)	55	28	90(28)

単位：人、（ ）内は女性の数である。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

1) 教員の採用・昇任等

教員の採用・昇任については「盛岡大学人事委員会規則」「盛岡大学文学部教員資格審査基準」並びに「盛岡大学栄養科学部教員資格審査基準」に基づき適切に行っている。

採用については、文学部長、栄養科学部長が人事委員会、教員資格審査委員会を招集し、教員資格審査専門委員会の設置について協議し、正教授会に提案する。正教授会において承認された後、学長から理事長あてに上申され、理事長の承認が得られた後に採用人事が行われる。採用募集および採用候補者の選考は教員資格審査専門委員会に資格審査が付託され、「盛岡大学文学部資格審査基準」「盛岡大学栄養科学部資格審査基準」に基づき慎重かつ厳正な審査を経た後、審査経緯及び結果を人事委員会、教員資格審査委員会に報告書として提出する。人事委員会、教員資格審査委員会の審査を経て、正教授会において承認の後、学長から理事長へ採用候補者を推薦する。採用は理事会に諮られ決定する。

昇任についても、採用人事と同様に文学部長、栄養科学部長が人事委員会、教員資格審査委員会を招集し、教員資格審査専門委員会の設置について協議し、正教授会に提案する。正教授会において承認された後、理事長あてに上申され、理事会の議決が得られた後に昇任人事が行われる。昇任候補者の選考は教員資格審査専門委員会に資格審査が付託され、「盛岡大学文学部資格審査基準」「盛岡大学栄養科学部資格審査基準」に基づき慎重かつ厳正な審査を経た後、審査経緯及び結果を人事委員会、教員資格審査委員会に報告書として提出する。人事委員会、教員資格審査委員会の審査を経て、正教授会において承認の後、学長から理事長へ昇任候補者として推薦を行い、准教授までは理事長が決定し、教授の昇任については理事会に諮られ決定する。

【資料 2-8-1】盛岡大学人事委員会規則

【資料 2-8-2】盛岡大学文学部教員資格審査基準

【資料 2-8-3】盛岡大学栄養科学部教員資格審査基準

2) 教員評価

教員評価は、「教育」、「研究」、「社会貢献」及び「管理運営」に分類している。本学では年1回、大学に「教育研究業績書」を提出し、人事委員会ではこの教育研究業績を教員評価として昇任に活用している。

また、本学ではベストレクチャー賞を設立している。ベストレクチャー賞は、学生によるアンケート結果に基づいて、優れた授業を行っている専任教員に授与されるものである。

3) 研修、FDをはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

平成20(2008)年5月21日にFD委員会規則が施行され、現在に至っている。大学の全教員を対象に教育内容及び方法の改善・向上を目的にFD研修会を（【資料 2-8-6】参照）実施している。

【資料 2-8-4】ベストレクチャー賞

【資料 2-8-5】盛岡大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則

【資料 2-8-6】盛岡大学FD研修会実施一覧（平成21年度～平成27年度）

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

開学当初の「一般教育課程」（一般教育部門担当）は、平成3(1991)年に大学設置基準の弾力化に伴って「専門基礎課程」（専門基礎部門担当）と名を改めて、教養教育を検討しながら運営してきた。そして平成12(2000)年には、教育課程の大幅な改定の際に教養教育の見直しがなされ、それまでの「専門基礎課程」を「教養課程」に改め、責任部署として担当する教員組織を「教養部門」とした。

しかし、地域のニーズ等に鑑み、平成17(2005)年に文学部の中に社会文化学科が新設されたことにより、「教養部門」の教員の多くが社会文化学科に移り、「教養課程」を別組織で運営することになった。そこで新たに運営組織として設置されたのが「教養科目協議会」である。学生部長を責任管理者として、教務委員会と各学科の調整の中で教養教育を運営する体制である。新たな運営体制の下での教養教育には、それまでの教養教育に比べて、プラス面とマイナス面が結果として混在していた。

プラス面は、語学科目・体育科目等の他には従来の主だった教養科目を「専門基礎A類」とし、さらに各学科の専門科目の中で教養科目とし得る科目を他学科の教養科目として修得できる科目にして「専門基礎B類」としたことである。学生にとっては、教養科目の選択の幅が広がったことになる。マイナス面は、「教養科目協議会」の名が示すように、従前の「教養部門」が責任をもつ運営に比べ各学科と教務委員会が調整を図りながら教養教育の運営をしていかねばならないという機動性を欠く体制になったということである。

国際化社会、情報化社会と言われて久しいが、今の学生の教養教育には何が必要か、どのようにしてそれを可能にするか等について、教養教育を組織的・総合的に把握して改善に結びつけていかねばならない。このことを意識下に置きながら、「教養科目協議会」の機能面での限界を懸念しつつ、その後も継続して組織体制の改善を考えてきたが、平成26(2014)年から文学部の改組・再編案が大きく浮上してきて、改組・再編検討委員会での

議論が度重なる中、改組・再編とも大きく関わる教養教育についての見直しは滞った。

しかし、教養教育の重要性に鑑み、平成 27(2015)年度に入って、文学部の改組・再編検討委員会の議論の進捗状況とは別に、教養科目のみならず、全学の教養教育の充実と組織体制のあり方等の課題を検討する「教養教育専門委員会」を、カリキュラム委員会の下部組織として設置した。現在、①教養教育の現状②問題点の洗い出しから見直しに入っている。

【資料 2-8-7】盛岡大学カリキュラム委員会規則

【資料 2-8-8】教養教育専門委員会

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

教員の配置は、「大学設置基準」を満たし、適切に配置されている。しかし、今後カリキュラムの見直しを行う際には再検討する。教員の採用・昇任等は本学文学部・栄養科学部が制定する規定に従って進められており、適切に運営され、教員組織がつけられている。

全学での FD 活動は平成 25(2013)年度を除き、実施している。今後は継続性を持ち、さらに授業改善を主眼とした全学 FD 活動の充実を図る。

教養教育については、平成 27(2015)年に教養教育専門委員会を設置し整備をはかった。今後は教養教育専門委員会を中心に教養教育の方向性を検討し、教育効果を上げていく。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

本学は、岩手県の県庁所在地がある盛岡市の北側に隣接する滝沢市の東部に位置している。キャンパスは周囲を山に囲まれ北上盆地の北辺の四季折々様々な表情を成す自然豊かな場所に所在する。

JR 盛岡駅よりバスで約 30 分、または IGR 滝沢駅よりバスで約 8 分ほどの場所にある。本学の校地面積（校舎敷地、運動場用地）は 94,150 m²、校舎面積は 21,957 m²と表 2-18 に示すとおり大学設置基準に基づく必要面積数を十分確保している。

【設備施設等】

教育施設整備に関しては、平成25(2013)年度末、学内にある情報処理教室（3教室）のコンピューター機器の刷新を行い、教室によって操作方法が異なっていたものを統一し、どの教室においても同じように操作・使用できるよう機器の更新を行った。平成26(2014)年度においては、文部科学省が募集をした、平成26(2014)年度私立大学教育研究活性化設備整備費事業に採択され、教員志望学生及び地域の現職教員のICT（情報通信技術）を活用した情報教育の質の向上を図るため、ICT関係機器を備えた教職アクティブ・ラーニング・

スタジオを整備した。また、平成26(2014)年1月23日開催の理事会において決定された「学校法人盛岡大学中期（平成26(2014)～29(2017)年度）経営計画」に基づき、平成26(2014)年度から、普通教室に液晶プロジェクター・スクリーン等映像機器の整備及び大講義室の視聴覚音響機器を最新のものに整備し、多様な教授方法に一層対応できるよう整備している。教室及び研究室の空調設備設置も計画的に履行されている。平成28(2016)年3月には、普通教室に配置されている、全ての学生用机と椅子の入れ替えを完了するなど教育環境の改善が図られている。

【資料2-9-1】平成26年度私立大学教育研究活性化設備整備費事業

【資料2-9-2】学校法人盛岡大学中期（平成26～29年度）経営計画

【体育施設等】

体育館(2,929㎡)はバレーボールをはじめバスケットボール、バドミントン、卓球など様々な種目の競技が可能となっている。その他、テニスコート（4面）、400mトラックやサッカー、ラグビーが使用できる多目的グラウンド、野球場（サブ練習場含む）が整備されている。

【図書館】

平成17(2005)年に現在の図書館棟が建設され、同年9月から供用開始となった。鉄筋コンクリート造2階建、専有延床面積は2,081㎡。図書の収容可能冊数は1階書庫が約13万冊、2階開架閲覧室は約7万冊、計約20万冊である。

平成28年3月31日現在の雑誌、視聴覚資料を含む所蔵数は次のとおり。

区 分		冊数又は点数等
図書の冊数（冊）	図書の冊数	177,258
	開架図書の冊数（内数）	71,061
定期刊行物の種類	内国書	2,801
	外国書	255
視聴覚資料の所蔵数（点数）		6,185
電子ジャーナルの種類		4,073
データベースの契約数		3

1階には、閉架書庫の他に、新聞・雑誌・視聴覚資料・情報検索の各コーナーを設置している。その他、幼稚園教育実習及び保育実習用の絵本・実習書、小・中・高校教育実習用教科書、指導書、授業で使用する資料を集めたシラバス掲載図書の各コーナーを設置し、学生の様々な要求に応えることができるようにしている。

平成24(2012)年度において、文部科学省による「私立大学教育研究活性化設備整備事業」に採択され、後段で詳述するように設備を整備した。1階にラーニング・コモンズを導入し、2階はサイレントエリアとして整備した。また、1階の多目的学習室は、ノートパソコン40台を新たに設置し、大人数の図書館利用講座にも対応できるようにした。学習室内にはプロジェクター・音響設備も備えており、講演会や研修会場としての利用も可能である。閲覧席数は、平成25(2013)年3月に27席増やし228席となった。キャレル、4人掛閲覧机、カウンターテーブル等利用者の目的にあわせて設置している。

車椅子対応の閲覧席や蔵書検索用パソコンの他、エレベータ、多目的トイレの設置など障害のある利用者への対応にも配慮している。

OPAC（オンライン蔵書目録）専用機は、1階及び2階開架閲覧室の各所に計9台配置しており、平成24(2012)年度には、非来館者への図書館活用を促進することを目的とし、携帯電話から図書館蔵書検索が可能となるOPAC携帯電話対応ソフトを導入した。情報検索コーナーのパソコン6台は常時インターネットに接続しており、素早い検索が可能である。特に図書館が導入している国立情報学研究所(CiNii)・メディカルオンライン等の電子ジャーナルは、利用頻度が高い。館内貸出用パソコンはオペレーション・システムの更新に対応しながら徐々に増設し現在24台となっている。いずれも無線LANによる学内ネットワークへの接続が可能である。この他、印刷専用パソコン及びプリンタは3セット設置しており、レポート・卒論等の印刷に活用されている。

過去5年間の入館者数及び資料の貸出状況は次のとおり。

年 度	入館者数	貸出者数	貸出冊数
平成 23(2011)年度	42,907 人	5,721 人	13,642 冊
平成 24(2012)年度	39,544 人	5,537 人	12,564 冊
平成 25(2013)年度	46,446 人	6,118 人	14,021 冊
平成 26(2014)年度	45,031 人	6,007 人	13,432 冊
平成 27(2015)年度	45,545 人	5,974 人	13,159 冊

【資料 2-9-3】平成 24 年度私立大学教育研究活性化設備整備事業

図書館では、図書館の基本的な利用の仕方や、レポートや論文作成の際に必要な情報を入手する方法を学ぶ利用講座も実施している。近年、利用講座について見直しを図り、講座の受講を積極的に教員に働きかけた結果、授業時間にゼミやクラス単位で利用講座を実施する割合が増え受講者は増加傾向にある。

過去5年間の受講者数は次のとおり。

講座名 年度	図書館活用 講座（基本）	文献探索講座 （文献検索等）	データベース 活用講座
平成 23(2011)年度	174 人	151 人	80 人
平成 24(2012)年度	269 人	219 人	285 人
平成 25(2013)年度	182 人	189 人	347 人
平成 26(2014)年度	316 人	189 人	619 人
平成 27(2015)年度	288 人	200 人	258 人

平成 24(2012)年度からは、図書館の活動を支援する学生ボランティア（通称：図書館サポーター）を募り活動を開始した。学生による選書ツアーや図書の展示を実施し、学生目線による図書紹介や手作りのポップが利用者に好評で貸出率が高い。その他にも、大学・短期大学部の教員による学生への推薦図書の展示や職員による企画展示など様々な取組を行っている。

1) 図書館における学生の人間力向上への取組

平成 24(2012)年度において、文部科学省が公募する「私立大学教育研究活性化設備整備事業」に交付申請し、「主体的な学びへの転換を図り、学生の学修効果を最大限発揮するための効果的な教育を行う環境を整備する取組」が採択され、次のとおり事業を実施し、図書館における設備の整備を実施することができた。

(1) 事業名称

「大学図書館における学生の人間力向上への取組」

(2) 事業内容

急激な社会変化の中でより良い人生を送るためには人間力の向上が求められる。この、「人間力」について、内閣府に置かれた人間力戦略研究会は、「社会を構成し運営するとともに、自立した 1 人の人間として生きていくための総合的な力」と述べている。このような人間力を「自ら学ぶ力」「コミュニケーション力」「社会貢献力」から構成されるものとしてとらえ、大学図書館として、学生のこれらの力（スキル）の向上を目指し、4 つの機能について整備を行った。

① ラーニング・コモンズ

「学生が共に学ぶ共有スペース」として 1 階に導入し、人数や使用目的によって自由に組み合わせて使用できる可動式の机・椅子を配置した。スクリーン兼用ホワイトボード、プロジェクターも備えた。2 階はサイレントエリアとして、キャレルの増設、4 人掛け閲覧机への間仕切り設置を行い、自己学習に集中できる静穏な環境を整備した。

現在、ラーニング・コモンズは、複数の学生が集まり、意見を交換しながら学習を進めていくスペースとして、グループ学習・ゼミの勉強会、プロジェクターを使用したプレゼンテーション練習等幅広く活用されている。

一方、2 階は静かな環境で学習に集中する学生が利用しており、1 階と 2 階の住み分けが上手く機能している。

② 情報リテラシーステーション

図書館学習室において、40 人規模の情報リテラシー教育を効果的に行えるように、収納型の机を設置しノートパソコン 40 台を収納した。大人数の演習形式による図書館利用講座の実施や、リテラシー教育関連授業等で効果を発揮している。使用予定が無い場合は、学生に常時開放しており、卒論・レポート作成にも活用されている。

③ 学生サポーターズステーション

平成 24(2012)年度から、「学生と共に創る図書館」を目指して図書館サポーターを募集し、活動を開始している。この学生サポーターの活動に必要な場所や機器等を提供するためサポーターズステーションを整備し、学生達の活動の拠点となっている。

④ 被災地図書館支援ステーション

平成 23(2011)年度から行っている被災地図書館の支援活動の一環として、被災資料蔵書再構築支援のため、資料のデジタル化を進める機材を整えた。県立高田高校の校内資料救済等で使用されている。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

本学の必修科目と専門科目は、学科単位またはクラス単位での授業を基本としている。学科の1学年の人数は、60～160人程度と学科により異なるが、学生数に応じて1学年を2～4クラスに分けて授業を実施しているため、授業受講者数は概ね均等に保たれている。

教養科目については、複数の学科の合同クラスや、選択科目の場合は履修者数の変動により、大人数での授業を余儀なくされることがある。そのため、履修登録者が極端に多数であった場合は、授業クラスを分割するなどの措置をとって対応している。一方、人数の少ない授業科目については、履修希望者5名前後を目途とし開講しない装置を講じることとしているが、最終学年、資格取得科目等の場合には例外措置も講じている。

時間割の編成により、選択科目の履修者数が変動することもあり、その調整が難しい面もあるが、その一方で、学修者が主体的に授業科目を選択できるよう時間割編成に配慮している。

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

今後も情報リテラシー教育の充実、アクティブ・ラーニングの支援等、大学を取り巻く環境の変化に即したサービスを提供するとともに、学生が自ら学ぶ活動を支援していく。

教育環境については、中期目標・中期計画の年次計画に沿って整備していくこととなるが、平成28年8月竣工予定の新校舎（延床面積2013㎡）により教室数が増加するため、時間割編成においても改善が期待されている。

新校舎をはじめとして、キャンパス全体で利用可能な無線LANネットワーク環境の整備を行い、教育・研究に資するためのIT環境の整備を推進する。

【資料 2-9-4】 中期目標

【資料 2-9-5】 中期計画

【資料 2-9-6】 砂込キャンパスネットワーク委員会規則

【基準2の自己評価】

本学では、学生を受け入れるにあたり建学の精神に基づく各学部学科のAPを、ホームページや「学生便覧」などで公表し、学生募集についてはAPや入試方法・入学定員を明確にして、「入試ガイド」「入学試験要項」等で周知を図っている。また、志願者数・受験者数・合格者数などのデータも公表している。APに基づいた多様な入試では多岐にわたる能力と学習意欲を持った高校生に対して広く受験の機会を用意している。

こうして受け入れた学生に対する入学から卒業までの教育と学修支援は充実したものでなければならない。教育課程の編成は、各学部学科のCPに基づいてなされているが、履修指導は、入学時から卒業時まで履修ガイダンスの中で継続的に実施している。それだけでなく、教務課においても学生の要望や必要に応じて随時行っている。

単位認定、卒業認定に関しては、単位制度、成績評価基準等を、「学生便覧」やシラバスなどで明示する他、ガイダンスやオリエンテーションでも説明している。

また、本学には就職センターと教員養成サポートセンターが置かれており、1年次よりキャリア形成プログラムとして就職ガイダンス、キャリア形成支援に関する講座や岩手県内の大学と連携したインターンシップ等を計画的に実施している。

教育の内容と方法の向上に資することを目的として、FD 研修会を実施する他に、教員に対しては継続的な授業効果調査やそれとは異なる学生のアンケートによるベストレクチャー賞を新たに設け、その授業内容を FD 研修会のテーマとして、全学的な施策へとフィードバックしている。また、学修の目的意識や自己管理能力を高める「達成度自己評価システム」を活用することにより、教員に対してもフィードバックできる体制を整えている。

学生に対する心身の健康管理、特別支援、経済支援、課外活動など学生サービスの体制については整えられているといえるが、さらに学生生活調査、学生生活要望の「ご意見箱」や「目安箱」の設置などによって、学生の意見・要望を広く把握することに努めている。

学修支援の一つとしての経済的問題を抱える学生への対応は、これまでその整備が不十分であり、現在新たな奨学金制度の設立・見直しを検討している。今後、給付型奨学金が開始できるよう進めていく。

教員配置については、大学設置基準を満たしている。教員の採用・昇任に関しては、その規程に従い、資格専門委員会において選考され、正教授会で承認後、学長により決裁される。准教授までは学長から理事長へ上申が行われ、教授の場合はさらに理事会の承認を得て決定するという一連の審議を経て適切に運用されている。

教養教育実施のための体制については、昨年度新たに立ち上げた教養教育専門委員会で現在見直しを図っている最中である。

教育環境としては、大学設置基準を上回る校地、校舎を有し、運動場、図書館、PC 教室を始め各種教育研究施設は整備されており、平成 28(2016)年には新校舎が完成する予定になっている。しかし、一部備品等の老朽化の状況にあり改善の必要があると判断される。

全体として教育の理念、人材養成の目的に沿った教育が適切に行われるよう、常に改善の取り組みを継続していると評価できる。

【資料 2-9-7】教育課程表

【資料 2-9-8】新入生オリエンテーション

【資料 2-9-9】就職ガイダンス

【資料 2-9-10】ベストレクチャー賞

【資料 2-9-11】FD 研修会

【資料 2-9-12】達成度自己評価システム

【資料 2-9-13】教育研究業績

【資料 2-9-14】教養教育専門委員会

基準3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

学校法人盛岡大学の経営及び管理に関しては、「寄附行為」のもと、「学校法人盛岡大学管理運営規程」（以下「管理運営規程」という。）、「就業規則」「学則」及びそれらに基づく諸規則・規程等に定めるところにより、法人を運営している。

「学校法人盛岡大学中期経営計画（平成 26(2014)年度～平成 29(2017)年度）」（以下「中期経営計画」という。）を策定し、高等教育機関を設置する法人としての社会的責任を果たすべく継続的な努力を行っている。

毎年度 12 月の理事会において、事業計画を策定し、それに基づき予算編成方針を決定している。

関係法令及び設置基準に則り、学校法人の運営に関する規定を適切に定め法令遵守のもとに円滑な運営を行い、内部監査室を設置し、学校法人に係る、監事及び会計監査人による監査体制を整備している。

また、環境保全に努め、防火・防災、安全管理を行い、個人情報保護、セクシャル・ハラスメントの防止など人権に配慮している。

財務情報は閲覧に供され、教育情報とともにホームページを利用して、適切に公開・公表されている。

【資料 3-1-1】 学校法人盛岡大学管理運営規程

【資料 3-1-2】 学校法人盛岡大学就業規則

【資料 3-1-3】 職員の懲戒に関する細則

【資料 3-1-4】 盛岡大学学則

【資料 3-1-5】 学校法人盛岡大学中期（平成 26～29 年度）経営計画

【資料 3-1-6】 盛岡大学個人情報の保護に関する規則

【資料 3-1-7】 盛岡大学・盛岡大学短期大学部におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対策等に関する規則

【資料 3-1-8】 盛岡大学・盛岡大学短期大学部におけるパワーハラスメントの防止及び対策等に関する施行規則

【資料 3-1-9】 学校法人盛岡大学情報公開規程

【資料 3-1-10】 盛岡大学ホームページ

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

「寄附行為」第 3 条で「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づき、学校教育を行い、有意な人材を育成することを目的とする。」と定め、「管理運営規程」第 2 条では、「管理運営のための組織は、寄附行為第 3 条に規定する目的の達成のため、業務の領域に応じて区分された組織単位によって構成する。」としている。

これらを受けた「学則」では、第 1 条において「本学は、キリスト教精神により、教育

基本法に則り、学術を教授研究し、広い視野と高い見識を養い、文化の向上と社会の福祉に貢献する有為な人間を育成する。」と定めている。「寄附行為」から「盛岡大学学則」に至る規律は一連の体系をなし、建学の精神は本学の教育の柱であるとともに、その精神である堅実と誠実を旨としている。

使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定のため、「寄附行為」第 16 条に基づき、法人の最高意思決定機関として理事会を開催している。

理事会は、建学の精神を理解し、法人の健全な経営について学識及び見識を有した理事で構成され、学校法人の業務を決し、この法人の職務の執行を監督している。

理事会は「寄附行為」に基づき、法人全体の予算、決算、財務の管理・運営、規定の制定及び改廃、学則変更、入学定員変更、授業料改定などの重要事項を審議し、適切な意思決定を行っている。

理事は、「寄附行為」に基づき選任され、理事会への出席状況は良好である。理事長は、理事総数の過半数の議決により選任され、建学の精神及びこれを受けた明確な目的のもと、法人運営に努め、法人を代表して法人の業務を総理している。

また、理事会の諮問機関である評議員会を毎年度定期的に開催するほか、理事会に提案する案件及びこれに準ずる重要案件の内協議機関として、理事長のもとに学校法人盛岡大学案件審査会議を設置し、迅速で実効性のある意思決定ができる体制を整え、大学に課せられた使命を達成すべく継続的努力をしている。

【資料 3-1-11】学校法人盛岡大学寄附行為（第 3 条、16 条）

【資料 3-1-12】学校法人盛岡大学管理運営規程（第 2 条）

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本学は、標記法令のほか「学校教育法施行規則」「私立学校振興助成法」「学校法人会計基準」等の関係法令で遵守すべき事項については、上述の「寄附行為」第 3 条や「学則」第 1 条に定めるとおり、適宜、法令改正や関係する通達に基づき関係諸規定を適切に制定または改正を遅滞なく対応している。

先般の「学校教育法」の改正においては、中央教育審議会大学分科会の審議まとめに「ガバナンス改革の実効性を担保するため、自己点検・評価や認証評価、監事による監査等を活用するとともに、機動的な運営が行えるようにすべき」とあり、監事の業務監査機能の強化等について記されており、監査が十分に機能するよう監事と次年度事務局の監査計画について協議を経ながら進めていくこととしている。

また、「大学が、人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築することが重要である。」という今般の「学校教育法」改正の趣旨にそって、教授会の役割を次のように改めた。教授会は教育研究に関する事項について審議する機関であり、決定権者である学長に対して意見を述べる関係にあることを明確化するために、教授会における審議事項等、「学則」中の関係規定を整備し、さらに「教授会運営規則」を一部改正した。

この改正「学則」と改正「教授会運営規則」は、平成 27(2015)年 4 月 1 日から施行さ

れている。学長が教授会の審議事項を決め、教授会で審議された意見は最終的に学長の決裁に委ねるという運営体制である。

現在、大学としての意思決定はこのように行われている。

このほか、学校法人の業務運営に関し、「学校法人盛岡大学公益通報に関する規程」を定め、法令若しくは学内諸規程等に違反する行為の早期発見、不正の防止のために法令遵守に努めている。

【資料 3-1-13】 盛岡大学教授会運営規則

【資料 3-1-14】 学校法人盛岡大学公益通報に関する規程

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

本学は、平成元(1989)年に盛岡市街地（厨川地区）から現在の滝沢市砂込に校地を造成して全面移転しており、自然に囲まれた緑豊かな環境の中に立地している。また、植栽、芝生、花壇など造園業者に委託をし、季節の花々で心癒される環境保全に努めている。教室及び研究室については、年次計画でエアコンを設置しており、衛生環境の改善にも努めている。

本学はまだ全面禁煙までには至っていないが、平成 27(2015)年 12 月まで屋内に喫煙室を 2 箇所設置して分煙にした。さらに平成 27(2015)年 12 月から喫煙室を撤去して、屋外喫煙所（開放系）1 箇所に集約し、受動喫煙の防止に努めている。

人権への配慮は、平成 15(2003)年 1 月 1 日に「学校法人盛岡大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程」を施行した。その後、「学校法人盛岡大学パワーハラスメント防止に関する規程」を平成 22(2010)年 4 月 1 日に施行し、対象は教職員及び学生を含んでおり、広義にはアカデミック・ハラスメントの防止の対策を講じている。また、学生には「学生便覧」の中に「セクシュアル・ハラスメント防止のために」とのタイトルでハラスメントの定義を詳述し、被害にあった際の大学及び公的機関への相談窓口を明記し周知を図っている。

安全への配慮に関して、火災等の事故・災害等の対応は「防災管理規程」第 7 条に示すように自衛消防組織を設置している。大きく「通報連絡班」「避難誘導班」「消火工作班」「警戒班」「搬出班」の 5 班に分けられおり、それぞれの分掌が定められている。火災・地震等の避難場所は校舎前の駐車場となっており、学内には非常口の掲示をしている。火災避難訓練は毎年 1 回、盛岡西消防署の立ち会いのもと定期的実施している。

地震避難訓練は、平成 26(2014)年 1 月 14 日（火）初めて訓練を実施し、平成 27(2015)年 11 月 12 日（木）にも継続し実施している。火災・地震避難訓練のマニュアルを配付し各々の役割分担、避難経路等について周知を図っている。

キャンパス内の警備は外部業者に委託契約をしており、派遣警備員を配置している。異常が起きた際は、法人本部管財課長に連絡され、受信した管財課長は緊急連絡網にしたがい責任者へ報告あるいは招集して対応することになっている。

平成23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災では、本学学生教職員は幸いにも被害は無く、校舎についても軽微な被害で済んだ。帰宅困難な学生や教職員はほとんどいなかったが、それまで非常事態への危機管理が不十分であったことが露呈した。これを機に、非常食料、非常備品の備蓄を平成25(2013)年度から年次計画により開始し4年目となっている。

情報処理に関する危機管理体制については、学内に設置しているサーバーにウイルス対策ソフト及びファイアウォールを導入、併せて危険な Website のフィルタリングを行うとともに無停電電源装置（UPS）を設置している。また、パスワードを厳格に管理するとともにデータのバックアップを行っている。利用する端末機全てにウイルス対策ソフトのインストールを奨励している。現在までウイルス等による被害は発生していない。

【資料 3-1-15】 学校法人盛岡大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程

【資料 3-1-16】 学校法人盛岡大学パワーハラスメントの防止に関する規程

【資料 3-1-17】 学校法人盛岡大学防災管理規程

【資料 3-1-18】 自衛消防組織図

【資料 3-1-19】 避難訓練マニュアル（平成 27 年度版）

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

「学校教育法施行規則」第 172 条の 2 に基づく教育情報の公表に準拠し、盛岡大学ホームページに「情報公開」のタブを設け、教育情報（表 3-1-1）及び財務情報（表 3-1-2）を公表している。

また、各事務室には「私立学校法」第 47 条第 2 項及び「寄附行為」第 35 条第 2 項の規定に基づき「平成 26 年度事業報告書」、「平成 26 年度計算書類(1)資金収支計算書及び資金収支内訳書、(2)消費収支計算書及び消費収支内訳書、(3)貸借対照表」、「財産目録」、「監事の監査報告書」を、また、規定には定められていないが「独立監査法人の監査報告書」も備え付け閲覧に供している。また、他の文書について開示請求があった際は「学校法人盛岡大学情報公開規程」に基づいて対応している。

【資料 3-1-20】 盛岡大学ホームページ（盛岡大学情報公開）

【資料 3-1-21】 学校法人盛岡大学寄附行為（第 35 条第 2 項）

【資料 3-1-22】 学校法人盛岡大学情報公開規程

表 3-1-1 ホームページに公表している教育情報一覧

教育研究活動等情報	内 容
教育研究上の基礎的な情報	・ <u>学部、学科、課程ごとの名称及び教育研究上の目的</u> ・ <u>専任教員数</u> ・ <u>キャンパス概要、運動施設概要及びその他の学習環境、交通手段</u> ・ <u>授業料、入学料その他の大学が徴収する費用</u>
修学上の情報等	・ <u>教員組織（人数）・各教員が有する学位及び業績</u> ・ <u>入学者に関する受入方針</u> ・ <u>入学者数、収容定員、在学者数</u> ・ <u>卒業者数、進学者数、就職者数</u> ・ <u>年間の授業計画（シラバス）</u> ・ <u>学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準</u> ・ <u>必修・選択・自由科目別の必要単位修得数・取得可能学位</u> ・ <u>学生の修学の支援</u>

修学上の情報等	・ <u>進路選択の支援</u> ・ <u>心身の健康等に係る支援</u> ・ <u>履修モデルの設定</u>（各学部学科） ・ <u>主要科目の特徴</u>（各学部） ・ <u>科目ごとの目標</u> ・ <u>教育研究上の情報</u>
教育条件及び教育内容	・ <u>教員一人当たりの学生数</u> ・ <u>収容定員充足率</u> ・ <u>年齢別教員数</u> ・ <u>職階別教員数</u> ・ <u>専任教員と非常勤教員の比率</u> ・ <u>学位授与数または授与率</u> ・ <u>就職先の情報</u>
学生の状況	・ <u>入学者推移</u> ・ <u>退学、除籍者数</u> ・ <u>中退率</u> ・ <u>社会人学生数</u> ・ <u>留学生数及び海外派遣学生数</u> ・ <u>留年者数</u>
国際交流社会貢献	・ <u>協定相手校</u> ・ <u>社会貢献活動</u> ・ <u>大学間連携</u> ・ <u>産官学連携</u>

表 3-1-2 ホームページに公表している財務情報一覧

財務情報	内 容
財務情報	・ <u>事業報告書、監事監査報告書</u> ・ <u>財産目録、貸借対照表、収支計算書、財務比率表</u> ・ <u>学校会計の解説、会計科目の説明</u>

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本法人運営において、上述のとおり経営の規律と誠実性に問題はなく、適切に対応している。今後は、少子化を迎え、さらに厳しさを増す社会環境の変化及び社会からの要請への適切な対応に努めていくとともに、高等教育機関としての公共性に鑑み、関係する法令を遵守し社会的責任を果たすべく努めていく。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人は、既述の「寄附行為」第 3 条に掲げた「有為な人材を育成する」ことを目的としている。このことを達成するために、本法人の管理・運営は、「寄附行為」、「管理運営規程」とこれらの規則に基づき定められた「学則」等内部規則により行われている。

理事会は、理事長と理事長を補佐する常務理事 2 人、そして学内理事 4 人、学外理事 2 人の合計 9 人で構成され、本法人の基本的な運営方針や事業計画などの業務に関する意思

決定機関となっている。理事会は毎月1回開催され、常勤監事1人を含む監事2人も理事会に出席し学校法人の業務及び財産状況について意見を述べている。このように理事会は、定期的に開催され、法人の運営状況に関する情報を共有するなど適切に運営されている。

また、本法人では理事長のもとに法人運営について日常的協議等を行う「案件審査会議」が常設されている。案件審査会議の設置及び運営は「学校法人盛岡大学案件審査会議設置運営要綱」に規定されている。

案件審査会議で協議される事項としては、法人業務全般にわたる重要事項の策定や執行計画の企画立案、予算及び決算に関する事項、資金調達及び運用に関する基本方針、法人の各学校の管理運営に関する事項などである。構成員は学内理事7人で、定例化はされていないが必要に応じて随時開催され、様々な協議事項に対して迅速に対応している。ちなみに、平成26(2014)年度は11回開催されている。

教学部門の責任者である学長は理事に選任されており、大学等の状況は学長より理事会に報告され、また、理事会の意思は学長を通じて教授会及び各部門へと伝達されており、大学の管理運営に関する事項をはじめ、法人の業務全般の執行に関して教学部門の意向が反映されるシステムが構築されている。さらに、月に一度法人傘下の各学校部署長が集まり、法人本部及び各学校間の連絡協調、情報交換が行われる定例連絡会議が開催されている。

【資料3-2-1】学校法人盛岡大学寄附行為（第3条）

【資料3-2-2】学校法人盛岡大学案件審査会議設置運営要綱

【資料3-2-3】役員名簿

【資料3-2-4】定例連絡会議の開催要領

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

本法人では、少子化・グローバル化等の進展による社会を巡る環境が大きく変化する中で、永続する学校法人となるため、平成22(2010)年度から平成25(2013)年度までの4年間にわたる法人経営計画を策定した。この計画は4つの重点項目を柱に、教育・研究、社会貢献・人材育成の機能を十分に発揮し、地域社会にさらなる存在感のある学校法人となることを目指すものであった。この経営計画は主旨達成されている。平成26(2014)年1月に平成26(2014)年度から平成29(2017)年度までの中期経営計画を策定し、法人運営の中期的方向性と基本課題を定め、その達成に努力しているところである。

当面、平成26(2014)年度から平成29(2017)年度の中期経営計画を達成することが本法人にとって最優先の課題となり、社会環境が大きく変化する中、常にガバナンス体制の見直しを行い、使命・目的の達成に向けて一層迅速かつ適切な意思決定ができる組織機能の充実、体制の整備を図る。

【資料3-2-5】学校法人盛岡大学平成22年度→平成25年度経営計画

【資料3-2-6】学校法人盛岡大学中期（平成26～29年度）経営計画

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学の教育・研究組織における意思決定のための審議機関として、教授会・運営委員会・各種委員会がある。中心的機関となるのは教授会である。盛岡大学学則第 9 章第 44 条第 45 条第 46 条に「教授会の設置」「教授会の組織」「教授会の審議事項」が定められており、教授会の運営については別に「盛岡大学教授会運営規則」が設けられている。教学の最高責任者は学長である。学長の下における教授会をはじめとした各会議の役割を、以下に述べる。

教授会は、学部には所属する専任教員で構成され、毎月 1 回（8 月を除く）日時を定めて定例教授会を開く。また、必要に応じて臨時教授会が開催される。招集者は本学が 2 学部となる平成 22(2010)年度から、学長から学部長になったが、学長は入試・卒業判定・学位授与の議題では臨席する。教育・研究組織の最終的な審議機関である「教授会」では、諸規程の改廃、入試合格判定、学生の入学・休退学、卒業判定などの重要事項を審議している。その審議結果は、学長に報告される。教授会の議題の主なものは、次に記す「運営委員会」で協議され整理される。

運営委員会の所掌事項は、次のとおりである。

- ① 教授会の運営に関すること
- ② 各種委員会の連絡、調整に関すること
- ③ 学内の業務及び行事に関すること
- ④ 大学の教育計画に関すること
- ⑤ 大学の予算に関すること
- ⑥ その他学内運営の為必要なこと

現行の「盛岡大学運営委員会規則」によれば、委員会の構成員は、学長、文学部長、栄養科学部長、英語文化学科長、日本文学科長、社会文化学科長、児童教育学科長、学生部長、教員養成サポートセンター所長、図書館長、地域連携センター所長、宗教委員会委員長、入試委員会委員長、広報委員会委員長、就職対策委員会委員長、その他学長が必要と認める者である。事務局職員も会議に参加する。

各種委員会は各学科から選出された教員によって構成されている。本学の委員会は、既述の運営委員会と人事委員会、人権委員会、倫理委員会の他に、大学における教育・研究活動を円滑に実施するため、次の 17 の委員会を置いている。

入試委員会、広報委員会、教務委員会、カリキュラム委員会、学生委員会、宗教委員会、提携大学交流委員会、紀要編集委員会、就職対策委員会、図書館委員会、自己評価委員会、FD 委員会、学術研究助成選考委員会、ネットワーク委員会、地域連携センター運営委員会、教員養成サポートセンター運営委員会、言語教育研究委員会

各委員会は、委員会規則に基づき、規定に定められた所掌事項について立案・審議する。また、運営委員会からの諮問や学科、他の部署からの要請があった場合に、委員長が判断

して委員会を開催する。委員会からの提議は、学長を委員長とする運営委員会を経て、教授会の協議事項または報告事項として付される。

また、上記の組織とは別に「学科会議」がある。「学科会議」は規定されていない会議であるが、英語文化学科・日本文学科・社会文化学科・児童教育学科、栄養科学科の各学科に所属する教員によって構成され、学科の運営や各種委員会からの提案事項について検討する。学生に最も近く接するのは各学科の教員であり、とくに担任・研究会の顧問・ゼミの担当者は、学生の修学状況・生活状況・就職活動の状況などの把握と相談・指導では大きな役割を果たしている。本学が特徴として学外に謳う「キメ細かな指導」の原点である。学科会議は、各委員会情報の共有のほか提案される問題を、学科長を中心にして協議・検討している。

【資料 3-3-1】盛岡大学教授会運営規則

【資料 3-3-2】盛岡大学運営委員会規則

【資料 3-3-3】平成 28 年度盛岡大学（文学部・栄養科学部）委員会等所属一覧

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

本学の学長は、2 学部（文学部・栄養科学部）と事務局の、いわゆる教学サイドの責任者である。また、法人の運営においては理事も兼ねており、理事会や評議員会を通して、本学の現状を踏まえた将来構想を策定し、他の併設校の実態を理解し、法人内での連携のあり方等を考える立場にもある。学長職は、大学全体の教育・研究活動と運営において、中心的役割を果たす重要なポストであり、課される責務は極めて重い。

本学は、平成 22(2010)年度に栄養科学部が新設されて、文学部と合わせて 2 学部となった。これを機に、従前、教学側の最高審議・決議機関であった教授会の招集者であり議長であった学長の権限を学部長に委譲した。しかしこれは、大学の意思決定と業務執行において、学長と各学部長との間に綿密な打合わせがなされ、学長のリーダーシップのもとに学部長が学部の責任者としての責務を果たしていると考えられるべきものである。平成 25(2013)年度に、新たに学部長の選任規程が制定され、学部長は各学部の選挙で選ばれることになった。それまでは、学長の指名で学部長が決められていたが、その時代と比べ、大学の意思決定と業務執行については、学長の適切なリーダーシップが、より一層強く求められる結果となった。平成 25(2013)年度から「コア・ミーティング」として学長、3 学部長（文学部、栄養科学部、短期大学部）、事務局長を中心として、大学全体及び各学部の喫緊の課題について意見交換をする場を設けている。必要に応じて開かれるもので、その時の課題に迅速に対応するために、課題に応じたメンバーが招集される。

平成 24(2012)年 12 月 31 日に前学長が辞任し、学長の代行期間を一か月おいて、平成 25(2013)年 2 月 1 日に現学長が就任した。学内を活性化させる新しい企画を次々に打ち出し、リーダーシップを十分に発揮している。

【資料 3-3-4】盛岡大学文学部長及び栄養科学部長並びに盛岡大学短期大学部長の選任に関する規程

【資料 3-3-5】コア・ミーティング

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定と業務執行は、現体制の下で着実に実効を伴ってなされている。平成 25(2013)年度以降、社会情勢など大学を取り巻く学外のさまざまな問題や、学内で抱える課題を解決していくために、それまでの運営体制・組織の見直しを始めた。新しく求められる部署や有名無実化した組織の整理を視野に入れての見直しである。本学の中長期を見据えた将来構想が、やっと具体的に始動した。これを本格的に軌道に乗せるには、学長のリーダーシップの下に、組織が一丸となって取り組まねばならない。中心となる組織として、将来構想検討委員会あるいは IR 委員会のような組織を、本年度中に立ち上げることを目指す。

また、従来からある委員会は、改めて委員会の構成・権限・役割を明確にし、改善すべきところは早急に改善するという姿勢で、将来構想の中に位置づけることになる。ただ一方では、将来を見据えた運営体制の整備で、性急に過ぎて教職員の当事者意識が低下することが懸念される。教職員の自覚と理解を求めて、具体的に改善策を進めていく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

法人の職務の執行を監督するのは理事会である。理事長は法人を代表し、その業務を総理する。教学部門の最高責任者である学長は、本学を代表し、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

理事会に提案する案件及びこれに準ずる重要案件の内協議機関として、理事長のもとに常務理事及び常勤職員の理事で構成する案件審査会議が置かれている。

平成 26(2014)年 4 月 30 日に「寄附行為」を改正し、学長を 1 号評議員とした。学長は理事の一員でもあり、理事会と案件審査会議に出席し、法人と大学の各管理運営機関、つまり経営と教学とのコミュニケーションを円滑に運ぶ重要な役割を担っている。

大学における最終の意思決定は理事会であるが、教育・研究における諸課題の意思決定は教授会に徴して学長によって決せられる。その中で、学長が法人に上申した案件については、内容により案件審査会議を経て理事会で審議する。

理事会での審議・報告事項は、学内の各部署に文書で回覧され、教授会では理事会報告がなされている。

法人からは毎月 1 回、「盛岡大学時報」や法人内の各学校の「月間行事予定一覧」が配

布され、理事会等の法人の動向を含む新しい情報が全教職員に伝えられる。

法人の一体的運営に資することを目的として、併設校の学校長と企画部長等で構成される定例連絡会議があり、大学からは事務局長が出席する。毎月 1 回開催されるこの会議に、教授会の議題と審議内容を報告し、法人の所属職員に周知している。

【資料 3-4-1】 学校法人盛岡大学寄附行為

【資料 3-4-2】 盛岡大学時報

【資料 3-4-3】 月間行事予定一覧

【資料 3-4-4】 定例連絡会議の開催要領

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

監事の選任については、「寄附行為」第 3 章「監事の選任及び職務」第 7 条に「監事は、この法人の理事、職員（学校の長、教員その他の職員を含む。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから「評議員」の同意を得て理事長が選任する」と定め、学校法人盛岡大学監事監査規程に監事の監査機能について規定している。2 名の監事が就任し、任期は 2 年となっている。監事は「理事会」及び「評議員会」に出席しているほか、監査計画に基づき、法人の業務及び財産の状況について監査を実施している。具体的には、監査計画に従い監事監査を実施し、また関連部署の長より業務の進捗状況についてのヒヤリング、調査等を実施して、日頃の本学の教育・研究活動の把握に努めている。

「評議員会」は、「寄附行為」第 4 章第 22 条「評議員会の意見具申等」に、「この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況について、役員に対し意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる」と定められている。

【資料 3-4-5】 学校法人盛岡大学寄附行為（第 4 章第 22 条）

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は本学の最高意思決定機関である理事会・評議員会・案件審査会議に出席し、本学の経営に適切なリーダーシップを発揮している。

学長は、平成 26(2014)年度に教職員からの意見・提案等の提出をもとに「中期目標」を策定し、平成 26(2014)年 12 月の教職員研修会で説明を行った。

本学に設置されている各種委員会は、教職員からの提案等をくみ上げる役割を担っている。各種委員会には教職員が、委員及び事務担当として参加しており、協働して審議された提案等は、教授会・案件審査会議・理事会等の場で再度審議され、学校法人の運営に適切に反映されている。

【資料 3-4-6】 中期目標

【資料 3-4-7】 教職員研修会（平成 26 年 12 月）

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

中期経営計画の実施状況の中間報告を、平成 28(2016)年 8 月に予定している。

これまで、本学の管理部門である法人と教学部門である大学との間では、様々な情報の交換・共有・連携がなされ、リーダーシップを発揮できる体制及び教職員の提案等をくみ

上げる仕組みを適切に整備してきたが、各種委員会活動をさらに活性化させ、教職員からの提案等を広くくみ上げ、学校法人の運営に反映させる。

法人と大学が緊密な連携をとり、より一層ガバナンスの機能を生かしたリーダーシップとボトムアップのバランスの取れた運営体制をめざす。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学の組織編成については、組織図（表 3-5-1「学校法人盛岡大学管理運営規程」第 3 条関係別表第 1-2 事務部門）にし、教職員に示している。法人本部事務局を除く大学運営の事務体制は、事務局長、IR 室、総務部、学生部、学生相談室、就職センター、入試・広報センター、図書館、地域連携センター、教員養成サポートセンターの部署により編成されている。事務組織のうち、学生部、就職センター、入試・広報センター、図書館、地域連携センター、教員養成サポートセンターの長は教員が兼務しており、教員と職員の協働体制が取られている。

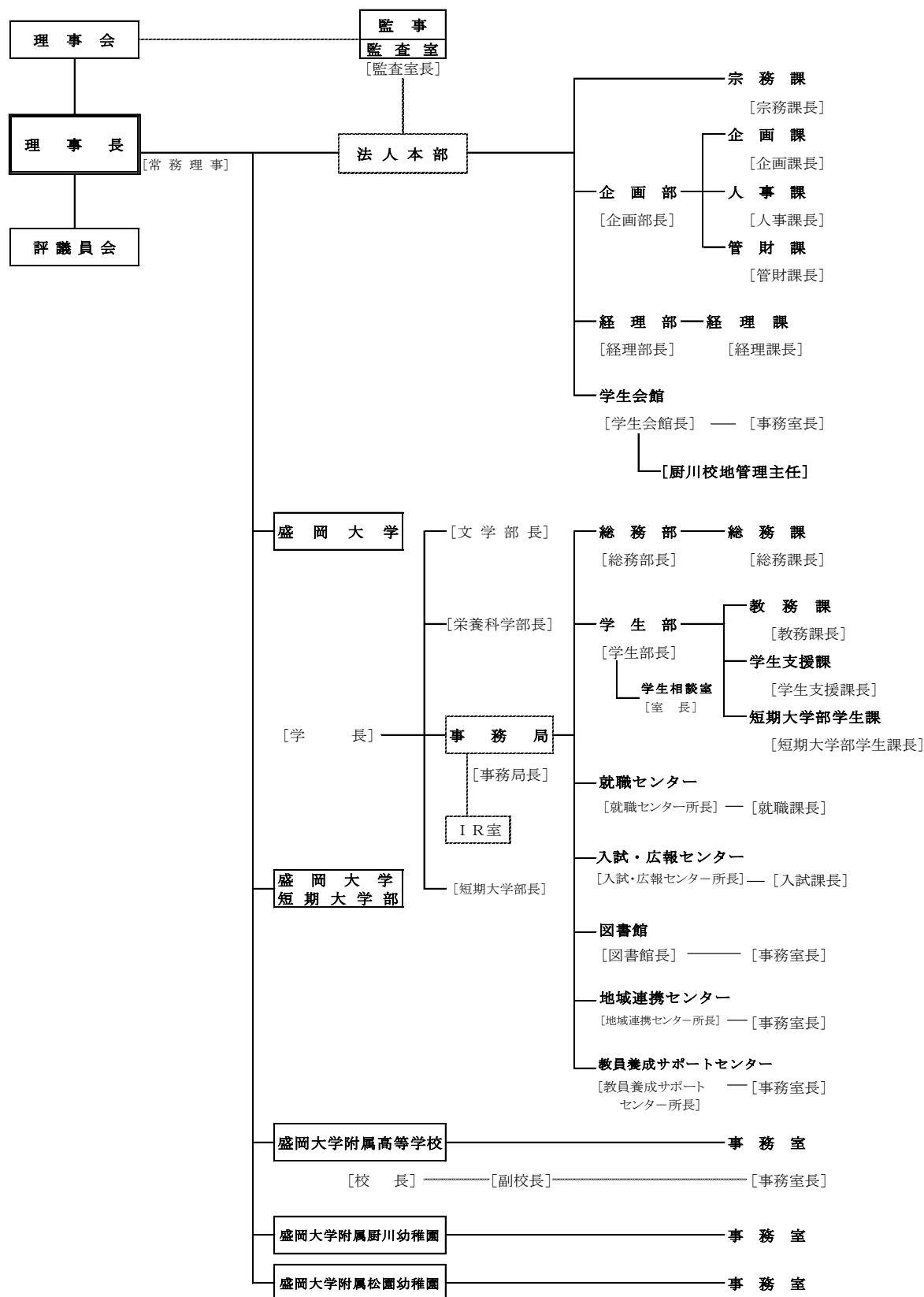
事務組織に係る職務、責任及び権限については、「管理運営規程」第 15 条（分掌事務及び職務権限）に定められている。すべての職員は、職務の遂行に当たっては、職制上の指揮に従い、監督に服し、法人内外の制度を守り、常に業務を迅速確実に遂行するように努め、もって組織が総体で総力を発揮できるよう図られている。

また、各組織の人員は、職務の負担量に応じてほぼ適切に配置され、4 月の人事異動のほか、10 月など定期的な異動により組織の硬直化を防ぐとともに、機動的な組織編成と職員配置の見直しが行われている。

【資料 3-5-1】学校法人盛岡大学管理運営規程

表 3-5-1 「学校法人盛岡大学管理運営規程」 第 3 条關係別表第 1－2 事務部門

2 事務部門



3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

法人及び大学の運営に関する管理体制については、それぞれの部署の責任権限の所在を明確にするために「管理運営規程」第 15 条（分掌事務及び職務権限）に定めており、各部署の分掌事務及び責任権限が確認でき、情報の共有が図られ有効な管理体制が構築されている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

職員の資質・能力向上の一助として法人本部人事課が中心となり、夏と冬の年 2 回、事務職員だけではなく法人の職員も参加して SD 研修会を開催している（表 3-5-2 過去 5 年間の教職員研修会実施一覧）。従前は、法人内の各学校・施設間の交流を目的として理事長や常務理事等から法人の現状や課題、それに対する施策の執行状況等についての報告が中心に行われていたが、近年は管理運営や教育・研究支援に関わる事務職員の支援組織としての資質向上を目的とする SD が入って、事務職員による担当部署での業務内容や事例発表等が多く行われるようになり、プレゼンテーション能力の向上が見られるようになってきた。本研修により職員の法人全体の施策について共通認識及び共通理解が図られている。

上記の研修以外には、「いわて高等教育コンソーシアム」の FD・SD 連携推進委員会が開催する FD・SD プロジェクトに本学も参画している。また、事務職新任者の事前研修や係長職研修も行っている。大学の事務局では学事、学務、就職、教員養成等の専門系は、私立大学協会等が主催する教務、厚生補導、補助金事務、就職、教職等の研修会への積極的な参加を奨励しており、そこで得た情報を担当部署にフィードバックするようにしている。

【資料 3-5-2】いわて高等教育コンソーシアム FD・SD 連携推進委員会

表 3-5-2 過去 5 年間の教職員研修会実施一覧

	上期研修会（8 月）	下期研修会（12 月）
平成 23 (2011) 年度	・海外研修成果発表（イングランド） ・海外研修成果発表（オーストリア） ・22 年度決算から学ぶ ・3 月 11 日から宮古での日々に何を考えたか ・学長候補者選出選挙について ・23 年度入試から学ぶ	・附属高校の取組み ・学長二期目の抱負 ・東日本大震災から 9 ヶ月 ・栄養科学部のこれまでの歩みと計画との整合性
平成 24 (2012) 年度	・23 年度決算の概要 ・この地が「盛岡」と呼ばれるまで～2～ ・新入試制度を導入 ・最新の就職動向	・本学財政の現状の見通し ・児童教育学科で保育士を養成することについて ・学長退任挨拶 ・本学学生と学生相談 ・歯と健康

平成 25 (2013) 年度	・平成 24 年度決算から見える本法人の課題 ・本学学生事情 ・新制「滝沢市」の未来 ・入試最前線 ・岩手・東北の名所めぐり雑感	・消費税改正と本法人の対応 ・教師教育センターの現在と未来 ・日本人英語教師をどのように育てるか ・わが幼稚園の行く途（みち） ・古典の日
平成 26 (2014) 年度	・本学の提携先とその実態 ・比較文化研究センターから地域連携センターへ ・盛岡大学入試事情 ・障害者と向き合う教育現場 ・救命救急講習	・盛岡大学・盛岡大学短期大学部における日本学生支援機構奨学生の実態と同奨学金の傾向 ・中期目標の策定について ・来るべき“生徒減”に備えて ・あなたの家族はだいじょうぶですか？ ～悪徳商法に負けないために～ ・国家試験の成績向上をめざして
平成 27 (2015) 年度	・本学の子育て支援と学内規則 ・注目の hyper-QU(学校生活に対する満足度や心の状態を知る補助ツール)とその可能性 ・岩手の世界遺産～橋野・平泉・縄文遺跡群、そして…… ・教員採用試験における最近の本学の傾向 ・地域医療について	・平成 28 年夏、新校舎完成！ ・学外派遣研修を終えて ・本法人の財政状況 ・わたしと百名山 ・ストレスチェックの実際 ・いよいよ始まった！マイナンバー制度 ～本学の安全管理措置～

表 3-5-3 盛岡大学 SD 研修会実績一覧（平成 26 年度～平成 27 年度）

年 度	実施日	講 師	演 題
平成 26 年度	平成 26 年 8 月 20 日	桑木 康宏	新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて
平成 26 年度	平成 27 年 3 月 23 日	武蔵 由佳	学生のメンタルヘルスケアについて
平成 27 年度	平成 27 年 12 月 3 日	小田 隆博	私が「先輩」から学んだこと
平成 27 年度	平成 28 年 2 月 18 日	内村 貞子	私が携わった業務から皆さんに伝えたいこと

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

本法人は、消費支出超過がおよそ昭和 56(1981)年の開学から平成 11(1999)年まで恒常的に続いた。この状態を改善するため、平成 11(1999)年 2 月に財政確立計画が策定された。その一つの方策として事務職員退職補充の抑制があげられ、暫く事務職員の採用は控えられていたが、現在は毎年 2～3 名の採用がなされ人的補充が計画的に行われており、年齢構成比率の若返り化が図られている。一方、事務職の業務内容が複雑、高度化している状況を鑑みると、SD をはじめとする職員の資質、技能・能力のスキルアップがなされる方

策を講ずる必要があることから、盛岡大学・盛岡大学短期大学部スタッフ・ディベロップメント委員会規則を平成 28(2016)年 3 月 1 日に制定し、事務職員の大学の管理運営、教育、研究支援等に関わる資質向上を図ることとした。

【資料 3-5-3】平成 11 年財政確立計画策定

【資料 3-5-4】盛岡大学・盛岡大学短期大学部スタッフ・ディベロップメント委員会規則

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 17(2005)年度以前緒の本法人の財政状況を見ると、短期及び中長期の収支バランスにあまり重きを置かずに、施設・設備の整備拡充を遂行してきたため、翌年度繰越消費支出超過額は多額になっていた。

しかし、平成 18(2006)年度から平成 27(2015)年度までは、単年度の消費収支においては収入超過を維持し、繰越消費支出超過額は、緩やかではあるが改善されつつある。

学校法人を取り巻く情勢が年々悪化の一途を辿り、いわゆる 2018 年問題等社会環境が一層厳しさを増す時代の到来に備え、本法人は永続的な教育運営を目指し、平成 25(2013)年 12 月開催の理事会において「学校法人盛岡大学中期(平成 26～29 年度)経営計画」(以下「中期経営計画」という。)を策定した。

中期経営計画では 6 つの重点項目が掲げられ、法人経営の中核をなす本学及び短期大学部を中心に日々の教育が営まれている。本法人の財政に係る所見・対策は、夏・冬の教職員研修会で経理部長から報告があり、また、各学校事務室に「事務状況等情報公開関係書類綴」を備え付け公開に供している。

【資料 3-6-1】学校法人盛岡大学中期(平成 26～29 年度)経営計画

【資料 3-6-2】学校法人盛岡大学情報公開規程

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本法人の平成 26(2014)年度の自己資金構成比率は、86.3%であり、全国私大平均 88.8%には及ばない。しかし、平成 22(2010)年度が 81.5%であったことから、数値は漸増しており、財政的には徐々に安定感を増していると言える。

また砂込校舎改築・改装資金については、第 2 号基本金の組み入れに係る計画表を策定し、積み立てを行った。退職金については、退職支給引当特定資産運用規程を定め、特定資産として積み立て管理しているところである。さらに第 4 号基本金については、定期預金として確保している。

本法人では、例年 12 月開催の理事会において、次年度の予算編成の骨子を確認、決定のうえ予算を編成している。基本方針として「当年度の支出は当年度の収入の範囲内とし、再び支出超過の発生しない体質とすると共に繰越支出超過額の縮減を図る」を柱に各学校等への配付予算の上限額を決定し、前述の計画に沿って予算編成を行い、予算執行にあたっている。

本法人の平成 18(2006)年度～平成 26(2014)年度の当年度消費収支は、連続して収入超過となっており、単年度における収支のバランスは保たれていると判断できる。

補助金比率については、平成 26 年度で 14.3%と全国平均の 12.2%を上回っている。各学校現場においては、日本私立学校振興・共済事業団からの補助金をはじめ各種補助金についての研究調査を強化し、さらなる獲得に向け応募率・採択率を高めるべく鋭意努力しているところである。また寄付金比率については、1.5%で全国平均 3.9%に届いていない。

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

中期経営計画終了後も継続して目標を掲げ、繰越消費支出超過額の縮減を図り、諸財務比率を全国私大平均に近接させる。

少子化等の社会環境に柔軟に対応すべく、学費改定等を視野に入れた財務運営に関する抜本的な施策を、理事会で平成 29(2017)年度までに検討する。

寄付金については、より一層の寄付募集の強化が必要であると思われる。例えばホームカミングデーを主催する同窓会の組織を通して、卒業生に対しての働きかけを強化するなど、寄付者の範囲を広げ、より寄付しやすい環境を整え、これまで以上に積極的な活動を展開していく。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

日々の会計処理は、「学校法人会計基準」に従って適切に行われている。

平成 26(2014)年度には会計システムを一新するとともに、「学校法人盛岡大学経理規程」(以下「経理規程」という。)についても改正を実施し、平成 27 年 4 月 1 日に施行された「学校法人会計基準」の一部改正に対する対応について万全を期した。

予算執行及び現金、有価証券、機器備品等については、「経理規程」、「固定資産及び物品管理規程」他、本法人の財務関係諸規則規程を遵守し処理・管理している。

【資料 3-7-1】学校法人盛岡大学経理規程

【資料 3-7-2】学校法人盛岡大学固定資産及び物品管理規程

【資料 3-7-3】物件等の調達に関する規則

【資料 3-7-4】退職金支給引当特定資産運用規程

【資料 3-7-5】学校法人盛岡大学資産運用基準及び基準外運用の手続き等に関する規程

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人の会計監査は、監事による内部監査と公認会計士による外部監査とによって行われており、両者で連携、協力し、有効性を高めるよう努めている。

監事による内部監査については、「寄附行為」によって選任された常勤 1 名、非常勤 1 名の監事により、「学校法人盛岡大学監事監査規程」に則った監査が実施されている。結果は法人本部に設置された監査室によって取りまとめられ、監事が評議員会、理事会に報告している。

監事は、評議員会及び理事会に出席し、監査結果報告の他、議案等について意見を述べる場合もある。

公認会計士による外部監査については、監査法人との契約により年 6 回の監査が行われている。監査結果に指摘事項等があった場合は、速やかに訂正、修正、改善等を行うこととしている。この監査には毎回常勤の監事が立会しており、公認会計士との情報交換の機会となっている。

【資料 3-7-6】学校法人盛岡大学監事監査規程

【資料 3-7-7】学校法人盛岡大学経理規程（第 3 条第 2 項第 1 号）

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

会計監査に関連し、内部統制の遵守及び SD 研修の充実を図る。さらにそれらにかかる業務監査の機能を強化し、以って法人全体における適正な会計処理を目指す。

【基準 3 の自己評価】

法人（管理部門）及び大学（教学部門）は、それぞれの役割を認識しており適切な連携を保っていることから管理運営体制は適切に機能していると判断できる。

これは本学が経営と教学が明確に分担され、法令に基づいた経営体制（理事長－理事会－評議員会）が構築され健全に機能しており透明性の高い経営が行われている結果といえる。

大学運営においては学長－運営委員会－委員会－学科会の教学体制のもとに、教授会の審議を経て、学長のガバナンスのもと、ボトムアップとトップダウンも概ね良好に機能しているといえる。

財政基盤の確立については、平成 22(2010)年 2 月に「学校法人盛岡大学平成 22(2010)年度→平成 25(2013)年度経営計画」を策定し、財務の項目では「財政の健全化を進める」とし、数値目標を掲げ財務状況の改善を図った結果、平成 20(2008)年度末 431 百万円あった借入金 は平成 25(2013)年度末に 0 円になるなど、目標を大幅に上回ることができた。平成 26(2014)年 3 月の理事会において「中期（平成 26～29 年度）経営計画」が策定され、「財務体質を私大平均に近づけ、経営基盤を強化する」との財務項目をかかげ、引き続き財政基盤の改善を図っている。

【資料 3-7-8】学校法人盛岡大学平成 22 年度→平成 25 年度経営計画

【資料 3-7-9】 学校法人盛岡大学中期（平成 26～29 年度）経営計画

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学では、学則に自己点検・評価を行うことを明示して、自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。

平成 3 (1991) 年 6 月に「大学設置基準」の一部を改正する省令に自己点検・評価が盛り込まれると、これに対応して平成 5 (1993) 年 4 月に学長を委員長とする自己評価委員会が発足した。そして、大学・短大の委員会が合同で 2 年間にわたって議論を重ね、平成 7 (1995) 年 10 月に中間報告をとりまとめた。その後、平成 11 (1999) 年 10 月に初めて刊行物として外部に公表する報告書「盛岡大学自己点検・自己報告書」をとりまとめ、以降 4 年を目安にして報告書を刊行することを取り決めた。そして、平成 15 (2003) 年 3 月、平成 19 (2007) 年 3 月、平成 27 (2015) 年 3 月に「盛岡大学自己点検・自己評価報告書」を刊行した。これに加えて、平成 21 (2009) 年 6 月には、日本高等教育評価機構の認証評価を受けるために、「自己評価報告書」をまとめた。また、教務委員会が委員会内に「FD 専門委員会」を作って教授会に発議し、FD の一環として、每期ごとに行う「授業効果調査」についての自己点検評価をそれぞれの教員がとりまとめ、その PDCA サイクルの記録として 4 年に一度「授業評価報告書」をまとめることを決め、直近では平成 26 (2014) 年 3 月に刊行した。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

これまで刊行してきたそれぞれの報告書は、その時の自己評価委員会で決められた方針でそれぞれに編集されている。平成 7 (1995) 年の中間報告は最初のものということもあって、総合的な自己点検・評価というよりも、現状を見直すことから将来的展望をまとめたものとなっている。特に建学の精神を出発点にした教育理念と、大学・短大の比較文化研究センターを基軸にした連携を構想している。平成 11 (1999) 年のものは、最初に公表するというのもあって大学の歩みを総合的に詳述し、教員の研究業績を初めて公表した。平成 15 (2003) 年のものは、学生アンケートをもとにした教員の授業評価の結果を全教員が記述し、これが全体の 45% を占めている。平成 19 (2007) 年のものは、日本高等教育評価機構の評価基準に従って報告書をまとめている。平成 27 (2015) 年には、初めて栄養科学部も「自己評価報告書」を刊行することとなったが、この年も日本高等教育評価機構の評

価基準に従いつつ、教員の研究業績を収録した。

日常的な自己評価の試みとして、平成 16 (2004)年から委員会、学科ごとに毎年 PDCA サイクルを確立すべく、事業計画とその報告書を取りまとめて学長宛に提出し、運営委員会により良いとりまとめの方法を協議している。年度のサイクルとしては、3～5 月に前年度の点検 (3 月末で部門ごとにまとめた点検を運営委員会で共有)、9～10 月に次年度の計画、12～1 月に予算請求となっていて、点検評価とその改善のシステムは確立している。

このように本学における PDCA サイクルは、年度ごとの事業計画とその点検とが次年度の計画の立案に活かされるというように各部門において行われ、それを総合的に点検評価したものが 4 年ごとの自己評価報告書となるように位置づけられてきた。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

平成 11 (1999)年以降、4 年ごとというサイクルを決めて実施してきた。しかし、このサイクルからみると平成 23 (2011)年 3 月の刊行がなされていないが、平成 21 (2009)年度に認証評価のための「自己評価報告書」をまとめたばかりであったことと、平成 25 (2013)年度に「授業評価報告書」の刊行を控えていたために、自己評価委員会でこの年の刊行を取りやめることにした結果である。

本学は、いわゆる三つのポリシー (AP・CP・DP) が設定される前にも、4 年に一度の「教育目標」の見直しを行い、それに基づいて自己点検評価を行ってきた。この教育目標は、「自己評価報告書」のサイクルと連関している。具体的に述べれば、平成 19 (2007)年に「自己評価報告書」をまとめたが、その翌年の平成 20 (2008)年には教育目標を点検して見直し、それに基づいて平成 21 (2009)年 6 月には認証評価を受けるための「自己評価報告書」をまとめた。そして、その「自己評価報告書」に指摘した課題の解決プランを策定するために、運営委員会の中に課題解決プロジェクト委員会という項目ごとに数人ずつの委員を配置するワーキンググループを作って年度内にプランを策定した。そのうちのいくつかはすぐさま実施されたが、東日本大震災が起こったためにプランの再策定を余儀なくされたものや先送りになったものもある。しかし、その後に AP・CP・DP が設定され、中長期目標も設定され、それを点検するという形式が確立しつつある。

(3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の自己点検・評価の実施体制については、部門ごとや取り組みごとには PDCA サイクルが単年度に限定すれば確立しており、結果は教授会において共有されている。

一方、総合的な評価の体制と、中長期を視野に入れた点検評価の体制が十分ではなかったが、平成 26 (2014)年度に「中期目標」を作成し、「中長期プロジェクト推進室」が設置された。この「中長期プロジェクト推進室」と「自己評価委員会」とを中心とした体制を基本としつつ、具体的な実施にあたっては、全学的な協力と評価についての理解を共有できる体制を構築する。また、本学が独自にまとめる「自己点検・自己評価報告書」、認証評価のための「自己評価報告書」、FD 専門委員会がとりまとめる「授業評価報告書」など、とりまとめのサイクルが異なる自己評価報告書があるので、その整理を行う必要がある。

中長期の視野に立った点検評価ということでは、東日本大震災の混乱もあって、従来の自己点検評価のサイクルにずれが生じてしまった。その後に設定された中期目標と AP・

CP・DP との関連による各種の取り組みや部門の点検を合わせて、どのようなサイクルで自己点検評価を行い、報告書を刊行し、認証評価を受け、それを学内運営に還元してゆくかを自己評価委員会で今年度中に案を策定し、教授会で審議する。

【資料 4-1-1】盛岡大学自己評価委員会規則

【資料 4-1-2】平成 7 年 10 月の自己評価委員会の中間報告

【資料 4-1-3】平成 11 年 10 月「盛岡大学自己点検・自己報告書」

【資料 4-1-4】平成 15 年 3 月「盛岡大学自己点検・自己評価報告書」

【資料 4-1-5】平成 19 年 3 月「盛岡大学自己点検・自己評価報告書」

【資料 4-1-6】平成 27 年 3 月「盛岡大学自己点検・自己評価報告書」

【資料 4-1-7】平成 21 年 6 月「自己評価報告書」

【資料 4-1-8】盛岡大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則

【資料 4-1-9】「授業評価報告書」2012 年度

【資料 4-1-10】平成 21 年 7 月からの運営委員会資料（課題解決プロジェクト委員会関係）

【資料 4-1-11】AP・CP・DP

【資料 4-1-12】教育目標（平成 15 年 3 月「盛岡大学自己点検・自己評価報告書」p.14）

【資料 4-1-13】中期目標

【資料 4-1-14】盛岡大学・盛岡大学短期大学部中長期プロジェクト推進室設置運営規則

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

自己評価報告書の作成に際しては、全学体制で各部署に各種データの作成と資料収集を行って、評価に臨んでいる。自己評価を行う年度には、年度初めに自己評価委員会で日程を決め、それに基づいて整理を求めている。また、自己評価報告書の記述にあたっては、各委員会の所掌部署に保存された記録を用いて透明性の高い自己点検・評価を行っている。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

現状把握のための調査やデータの収集は、学内の部署単位で年度ごとに行って、翌年の事業計画を策定することに用いている。学生部においては、各期の「授業効果調査」や、ポータルシステムで年度初めに行う「学生生活調査アンケート」など、豊富なアンケートを行っている。就職センターでは、様々な企画についてのアンケートを繰り返し実施し、事業計画の見直しに役立てている。入試・広報センターでは入試広報を中心に、参加する

受験生のニーズや企画の適正性を判断するためのアンケート集計をこまめに行っており、各種調査とデータの収集と分析を各部署において適切に行っている。また、IR 室が平成 26(2014)年度に設置され、現在は本学における教育活動の充実に資する学内外の諸情報の収集・分析を進めている。

【資料 4-2-1】授業効果調査

【資料 4-2-2】学生生活調査アンケート

【資料 4-2-3】就職センターの事業計画・報告（平成 28 年 3 月教授会資料）

【資料 4-2-4】入試広報の計画・アンケート・報告など（平成 27 年 4 月教授会資料）

【資料 4-2-5】盛岡大学・盛岡大学短期大学部 IR 室運営規則

【資料 4-2-6】平成 27 年度 IR 室活動概要

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

上記の各部署における調査・データは、各種委員会を経て教授会に報告され、全教員の共通理解となっている。

本学がまとめた自己評価報告書は、全教職員に配布されるほか、文部科学省、各大学、各短期大学、関係する官公庁、県内の高等学校等に送付され公表されている。また、認証評価を受ける際に作成した自己評価報告書は、ホームページ上で公開され、ダウンロードも可能となっている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

現状の調査とデータは、各部署の事業が適正かどうかを判断するものであるが、自己評価報告書のデータとするためのものという形となっている。データは資料として常に公開され、横断的に全教職員がこれを用いて大学全体、また個々人の不断の自己点検評価のエビデンスとなるものと位置づけなければならない。新設された IR 室の収集するデータとともに、これらをどこが一括して管理し、公開するようにするか、運営委員会と自己評価委員会が連携してプランを今年度中に策定する。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 21(2009)年 6 月には、認証評価を受けるための自己評価報告書をまとめたが、その中に記された改善が必要な事項についての方策をまとめるべく、すぐさま 7 月に運営委員会が開催され、13 項目に整理して「課題解決プロジェクト委員会」というワーキンググループを作り、項目の性格によって改善報告の時期を三つに分けて具体案の策定に入り、年度中に方策をまとめた。13 の項目とは次の通りである。

(1) 建学の精神の周知徹底：周知方法とともに建学の精神を体した宗教行事以外の催し

など

- (2) 学生からの意見の汲み上げと対応：アンケート以外の汲み上げ方策と対応方策
- (3) 2学部体制になったときの委員会の在り方：一つの委員会・教授会の運営方法
- (4) 専攻科の見直し：定員充足のための方策
- (5) 各部署の調査を総合的に検討する（特に達成度の検証）：設置されている資格は適切性、学生の志向の変化、などを検討する方法
- (6) AP・CP・DP の明確化と基本計画：建学の精神と設置の理念から出発する長期計画の策定
- (7) 研究費と教育研究のための予算：個人研究費と研究助成などの在り方の検討
- (8) 自己評価システムの構築：教員兼務職の任期と事業計画・予算のずれを含めた事業計画や種々の見直しの組織的なシステム構築
- (9) 外部資金の獲得：特に GP の対策
- (10) 施設設備の更新・整備計画：来年度に実施できるものを中心に
- (11) 企業や地域社会との連携
- (12) 危機管理：避難訓練なども
- (13) 広報活動：入試に限定しない方策

これらの課題解決には、緊急性や成案を得るに至る過程に多少に差があるので、次のような三つの時期に分けて議論を進めた。

- ① 平成 22 年度事業計画策定まで（9 月上旬まで）
- ② 平成 22 年度予算案策定まで（12 月末まで）
- ③ 平成 21 年度末まで

そして、出された報告の内容については、すべてが解決されたわけではないが、その多くが現在に至る過程の中で解決・改善されて今日に至っている。

評価システムとしては、大学運営について AP・CP・DP が設定され、中期目標が設定された。そして、IR 室では自己評価するためのエビデンスを収集している。また、自己点検評価を改善の取り組みへと展開させる「中長期プロジェクト推進室」が設置され、半期ごとのチェックと取り組みの見直しが行われており、確実に自己点検・評価の結果を活用するための PDCA サイクルの仕組みが確立し、機能してゆく途上にある。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学における PDCA サイクルの仕組みを確立させようという試みは、平成 10 (1998) 年の「教育運営計画の設定」や平成 12 (2000) 年の「教育目標の設定と 4 年ごとの見直しサイクルの決定」に始まり、自己点検評価を機に改善されてきた。特に、前回の認証評価後については、そのことが十分活かされて学内運営が行われた。

また、AP・CP・DP の設定（平成 25(2013)年）、中期目標の設定（平成 26 (2014)年）、IR 室の設置（平成 26 (2014)年）、中長期プロジェクト推進室（平成 26 (2014)年）と、確実に PDCA サイクルの仕組みが確立し、自己点検評価が機能する環境が整ってきた。今後は、個別にスタートした仕組みを整理し、明確な PDCA サイクルの周期を提示して、それぞれの年度のなすべきことを平成 28 (2016)年度中に決定する。

【資料 4-3-1】平成 21 年 7 月からの運営委員会資料(課題解決プロジェクト委員会関係)

【資料 4-3-2】 中長期プロジェクト推進室資料

〔基準 4 の自己評価〕

本学は、平成 3 (1991) 年 6 月に大学設置基準の一部改正する省令に盛り込まれた自己点検・評価に呼応して、平成 5 (1993) 年 4 月に学長を委員長とする自己評価委員会を発足させ、自主的・自律的な自己点検・評価の実施体制を整え、これを学則に明記し、報告書を定期的に発行してそれを公表してきた。大学の自己点検・評価の推移にしたがって、それらはそれぞれまとめる際に自主的に方針を決めて、報告書の項目を決定してきた。これらの自己評価報告書に記された内容は、その後の教育研究運営に確実に活かされてきている。

本学の教育運営は、それぞれの担当部署によって年度ごとの PDCA サイクルが構築され、教授会で全教員が共有して進められてきた。また、そうした年度ごとの見直しにとどまらず、中長期的な運営計画に基づいた運営を目指して、平成 10 (1998) 年に教育運営計画を設定している。その後、AP・CP・DP が設定され、平成 26 (2014) 年度からの中期目標の設定に伴って、IR 室、中長期プロジェクト推進室が設置され、自己点検・評価の実施体制が整い、確実に PDCA サイクルが形成されつつある。平成 27 (2015) 年度は、その体制環境が整ってスタートした年度と位置づけることができる。

平成 28 (2016) 年度は、この体制と、サイクルを伴った評価（自主的にまとめる「自己点検・自己評価報告書」と「授業実践記録」、義務づけられた認証評価）とを組み合わせ、改善・向上につなげるための計画を自己評価委員会で策定する。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

（以下は使命・目的に基づく大学独自の基準の例）

基準 A. 社会連携

A-1 大学の施設の解放、公開講座、免許状更新講習など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

《A-1 の視点》

A-1-① 地域連携

A-1-② 被災地支援

A-1-③ 公開講座

A-1-④ 教員免許状更新講習

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域連携

1) 地域連携センターの活動

本学は、地域に根ざした大学・短期大学部として、地域の課題解決に貢献してきた。この地域貢献を様々な分野に広げ、地域との連携を総合的かつ組織的に遂行することを地域連携センターは目的としている。地域支援活動の継続・推進、地域との共同研究・事業の

推進、大学施設の地域との共同利用、相互包括協定事業の推進・新規開拓を主な活動内容としている。

平成 17(2005)年度から継続している滝沢市教育委員会との提携による「滝沢市ラーニング・サポーター・プロジェクト」、岩手県教育委員会との提携による「岩手県スクールトライアル事業」の他、「盛岡市内拠点校実習」に参加し、小・中・特別支援学校における教育ボランティアに教員養成サポートセンターと連携して取り組んでいる。

本学は、地域連携センターが設置される以前から、大学所在地である滝沢市と「包括的連携に関する協定」を締結し、共同事業の企画運営を実施してきた。地域連携センター発足後は、本センターが主となって企画運営を行い、「たきざわ GP」「たきざわ夢プロジェクト」「たきざわ学びフェスタ」などこれまでにやってきた連携事業への参加だけでなく、地元のニーズに応じて様々な交流事業を行っている。以下はその活動例である。特に平成 26(2014)年 12 月から始まった「児童・生徒の学び舎プロジェクト」は、学生が主体となって企画・運営し、滝沢市教育委員会、本学教員養成サポートセンター及び地域連携センターが支援を行なう事業である。地元の児童・生徒を招き、夏には本学学生が学習支援や団扇作りを行ったり、冬には学習支援はもとより、雪の灯籠作りや雪遊びを一緒に楽しんだりしている。

- ・児童・生徒の学び舎プロジェクト（夏期・冬期）
- ・滝沢市東部地域の活性化委員会への参画
- ・滝沢市ジュニアリーダーズセミナーへの学生の派遣
- ・滝沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業への協力
- ・「小学校体育活動コーディネーター」への学生派遣
- ・滝沢市スポーツ推進委員サポーターへの協力
- ・友遊親子キャンプへの学生ボランティアの派遣

また、協定の有無にかかわらず、県内外の教育機関や自治体等からの要請にも応えてきている。地域連携センターが発足したことにより、これらの窓口が一元化され、要請に応じて適切な対応がとれるようになった。

【資料 A-1-1】盛岡大学・盛岡大学短期大学部地域連携センター規程

【資料 A-1-2】滝沢市と盛岡大学・盛岡大学短期大学部との包括的連携に関する協定書

【資料 A-1-3】滝沢市ラーニング・サポーター・プロジェクト

【資料 A-1-4】岩手県スクールトライアル事業

【資料 A-1-5】盛岡市内拠点校実習

【資料 A-1-6】たきざわ GP

【資料 A-1-7】たきざわ夢プロジェクト

【資料 A-1-8】たきざわ学びフェスタ

【資料 A-1-9】児童・生徒の学び舎プロジェクト

2) 地域研究推進

県内 5 大学（岩手大学・岩手県立大学・岩手医科大学・富士大学・盛岡大学に加え、現在では一関高等専門学校・放送大学が加わっている）が文部科学省に申請した「いわて高等教育コンソーシアムにおける地域の中核を担う人材育成と知の拠点形成の推進」の採択

(平成 20(2008)年度)を受けて、本学は、平成 21(2009)年度より地域研究推進委員会の主務校として他大学との連携を図りながら、地域文化(平泉・宮沢賢治)研究の推進、生涯学習の場の提供及びその他必要な事業を行っている。また、平成 23(2011)年 6 月に平泉が世界遺産に登録されたが、その登録に本学教員が大きく貢献している。

【資料 A-1-10】いわて高等教育コンソーシアム地域研究推進委員会資料

3) 図書館の地域への開放

本学図書館は、平成 17(2005)年に新図書館を開館してから、本学卒業生や地域住民の利用が増加した。絵本コーナーでは親子で来館し絵本を選ぶ姿が見かけられる。閲覧・図書の貸出・情報検索・館内複写と、相互貸借を除き学生とほぼ同様の幅広いサービスを提供しており評価できる。

学園祭においては、古本市や楽しみながら図書の探し方を理解できる図書館企画を継続して実施しており、学内のみならず多くの地域住民の方々が来館している。

近年は、近隣の小学校の社会見学コースの一環として見学希望などもあり、図書館案内や、ゲームを交えた図書の探し方などを実施し好評を得ている。過去 5 年間の学外者の図書館利用状況は次のとおりである。

年 度	入館者数	貸出者数	貸出冊数
平成 23(2011)年度	509 人	117 人	333 冊
平成 24(2012)年度	526 人	96 人	229 冊
平成 25(2013)年度	456 人	70 人	201 冊
平成 26(2014)年度	757 人	97 人	263 冊
平成 27(2015)年度	600 人	132 人	406 冊

【資料 A-1-11】学外者の図書館利用状況一覧（過去 5 年間）

A-1-② 被災地支援

平成 23(2011)年、いわて高等教育コンソーシアムは、「岩手の教育及びコミュニティ形成復興支援事業」というプログラムで、文部科学省から「大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業」に採択された。そのプログラムの柱の一つが、「地域貢献事業」で、被災地の各種ニーズに対応するため、連携大学の特色を活かした横断的な研究チームを設置して調査研究を行い、その結果を被災自治体の復興計画や企業・住民に還元し、地域復興に役立てることを目的としている。このプログラムの企画立案を行ったのが、本学が主務となっている地域研究推進委員会である。現在連携大学の中に「文化財チーム」「学校教育チーム」「図書館チーム」の 3 チームをつくり、連携を取りながら直接的な被災地支援活動と、復興計画等に有為な提言をするための調査研究を進めている。

【資料 A-1-12】地域貢献事業関係資料

1) 被災地の文化財保護支援

文化財チームは、資料保存の立場から東日本大震災を検証するとともにその調査研究活

動を地域に還元するために、平成 24(2013)年から、シンポジウムの企画運営を行っている。

平成 23 (2012)年 11 月に、国文学研究資料館と共催で「なぜアーカイブスは必要なのか—文書保存の意義と実態」をテーマに講演会を開催した。平成 25(2014)年 3 月に、資料保存の立場から東日本大震災を検証することと、とりわけ公文書の保存・図書館支援に焦点を当てて「東日本大震災の検証と来るべき震災の備えへの提言—資料保存と救済のあり方から」をテーマにシンポジウムを開催した。平成 26(2015)年 7 月に、「震災の記録と記憶をどうとどめるのか—震災資料の収集保存と活用—」をテーマにシンポジウムを開催した。東日本大震災からの復興が本格化し、被災地に震災遺構を残すことやメモリアル施設の建設計画なども明らかにされつつある中で、震災の記録と記憶をどうとどめていけばよいのか、阪神淡路大震災と中越大震災の被災地のあり方に学び、今後進むであろう東日本大震災被災地の記録・記憶のとどめ方についての提言を行った。そして、平成 27(2016)年 7 月には、「これからの『文化財』—津波被災地の文化財のあり方を考える—」をテーマにシンポジウムを開催した。津波被害の現状を踏まえつつ、地域全体で文化財を捉え直す、住民目線で文化財を選定していくという新たな考え方と取り組みを提示し、今後の津波被災地の文化財の見方と保護のあり方を提言した。

【資料 A-1-13】いわて高等教育コンソーシアム実績報告書

【資料 A-1-14】シンポジウム報告書（録）

2) 被災地の教育支援

東日本大震災後 3 年が経過した頃から、被災した沿岸部の小学校において指導が困難な状況が発生していた。特に、被災した 4 つの小学校が 1 つに統合された大槌町立大槌小学校の子どもたちは、仮設校舎で勉強し、スクールバスで登下校し、仮設住宅で生活するという状況が続き、落ち着かない学習環境で学校生活を送っていた。そこで、平成 25(2013)年度から、いわて高等教育コンソーシアムと連携しながら本学教員養成サポートセンターと地域連携センターの共催で「被災地学校支援プロジェクト」を開始した。学生を被災地学校に派遣して教育活動を支援することを通して、学生の学校教育に関する理解や教育実践力の向上を図るとともに、大学教職員による被災地学校の状況調査や提言ならびにニーズに応じた支援を行うことを目的としている。

学生の活動は、授業中の学習補助、休み時間の遊び補助、給食や清掃等の教育活動支援、学校行事の支援など多岐にわたるものであった。平成 25(2013)年度から平成 27(2015)年度までの 3 年間を通じて、活動に参加した学生及び統導教職員数は以下のとおりである。

実施年度	支援回数	学生ボランティア（人数）			統導教職員（人数）		
		岩手大学	盛岡大学	合計	岩手大学	盛岡大学	合計
平成 25(2013)年度	23	71	283	354	9	39	48
平成 26(2014)年度	32	139	526	665	8	72	80
平成 27(2015)年度	16	39	255	294	9	45	54
合計	71	249	1064	1313	26	156	182

（人数はすべて延べ人数）

参加した学生は、「周囲の状況を把握してどのように行動を取るべきかを考えて行動でき

るようになった」「どのような姿勢、表情で子どもたちに接したらよいのか自信がなかったが、支援で出会った先生方の言動や表情などの在り方から影響を受けて学ぶことができた」「子どもたちとともに学ぶことのできる教師のやりがいを感じた」などの感想を寄せている。このことから、参加学生は、支援活動を通して多くのことを学ぶことができた。

また、大槌小学校の先生からは、「大変心強かった」「支援を受けるばかりでなく、明日の教員を育てるという気持ちで学生にとっての支援を考えるようになった」「児童は大学生の来校を楽しみに待つようになった」「身近に大学がないので、その存在を知って大学生に憧れる児童も現れた」との感想をいただいた。学校に大学生がいるということ自体が子どもたちのキャリア教育の機会となるだけでなく、教師の活力となり得ることが明らかとなった。

【資料 A-1-15】被災地学校支援ボランティア実績表（過去3年間）

3) 被災地の図書館支援活動

東日本大震災により、沿岸の多くの公立図書館及び学校図書室が被災し、その復旧・復興には多方面からの支援が必要となった。本学図書館では、「社会の福祉に貢献する有為な人間を育成する」という建学の精神に基づき、岩手県における図書館司書養成の中核を担う大学として、専門的知識と技能を生かした支援を行うことを決定した。その後「盛岡大学被災地図書館支援プロジェクト委員会」、「富士大学・盛岡大学復興支援ライブラリーネット」を立ち上げ、いわて高等教育コンソーシアムと連携しながら、幅広い支援活動を行ってきた。主な支援内容は下表の通りである。

支援先(公立図書館)・日程	支援内容等
陸前高田市立図書館 平成 23(2011)年 11 月 20 日～平成 24(2012)年 2 月 5 日	作業場所：岩手県立図書館 陸前高田市「広報りくぜんたかた」（岩手県立図書館所蔵 1988 年 1 月 1 日号～2010 年 12 月 1 日号）電子データ化 司書課程教員、司書課程履修学生 32 名 ※ NPO 法人地域資料デジタル化研究会に協力
野田村立図書館 平成 24(2012)年 2 月 6 日～2 月 27 日	作業場所：盛岡大学図書館 「3.11 絵本プロジェクトいわて」から野田村立図書館に寄贈される図書のデータ入力・ラベル・ブックコーティング等。 処理冊数 2,474 冊 司書課程教員 2 名、学生ボランティア 76 名、地域ボランティア 38 名、図書館職員 8 名（延べ活動人数 346 名） ※ ブックコーティング等講習会を実施 協力団体：「3.11 絵本プロジェクトいわて」、「(株)富士通東北システムズ」、「(株)図書館流通センター（通称 TRC）」

盛岡大学

陸前高田市立図書館 平成 24(2012)年 3 月 17 日 ～3 月 18 日	作業場所:陸前高田市立図書館跡 陸前高田市立図書館郷土資料救済(岩手県立図書館からの 依頼)。救出資料約 500 点は旧広田水産高校校舎に保管。 司書課程教員 1 名、図書館職員 3 名、学生ボランティア 3 名 (県立図書館職員、NPO 多摩デポ会員の他、きずなプロジェ クト学生ボランティア、富士大学司書課程教員と共同作業)
野田村立図書館 平成 24(2012)年 5 月 14 日 ～5 月 15 日	作業場所:野田村立図書館 図書館再開にむけた書架レイアウト助言及び配架作業。 司書課程教員 1 名、図書館職員 4 名、学生ボランティア 2 名
陸前高田市立図書館 平成 24(2012)年 5 月 21 日 ～6 月 25 日	作業場所:盛岡大学図書館 陸前高田市立仮設図書館へ寄贈された図書のブックコーテ ィング作業。 計 1,292 冊 図書館職員 6 名、学生ボランティア 59 名
陸前高田市立図書館 平成 24(2012)年 6 月 3 日 ～6 月 5 日	作業場所:岩手県立博物館 陸前高田市立図書館郷土資料第 2 次救済作業。 (3 月に救済された資料約 200 点のドライクリーニング) 司書課程教員 1 名、図書館職員 1 名
宮古市立図書館 平成 24(2012)年 8 月 9 日	宮古市教育委員会主催 「平成 24 年度読書ボランティア等研修会」講師派遣 司書課程教員 2 名、図書館職員 3 名
陸前高田市立図書館 平成 24(2012)年 8 月 27 日 ～8 月 31 日、9 月 21 日～ 10 月 27 日	作業場所:盛岡大学図書館 陸前高田市立図書館郷土資料第 3 次救済 資料 61 点の複製。 第 1 期 撮影(デジタル化)第 2 期 印刷出力作業 司書課程教員 2 名、学生ボランティア 7 名
宮古市立図書館 平成 24(2012)年 11 月 7 日	宮古市立図書館主催 「図書の修理講座」講師派遣 司書課程教員 1 名、図書館職員 3 名
宮古市教育委員会 平成 25(2013)年 4 月 1 日 ～4 月 4 日	宮古市教育委員会主催 「宮古市学校図書館支援員の新任研修」の講師派遣 司書課程教員 1 名、図書館職員 1 名
宮古市立図書館 平成 25(2013)年 8 月 28 日	宮古市立図書館主催「本の補修講座」講師派遣 司書課程教員、図書館職員 3 名
宮古市立図書館 平成 26(2014)年 7 月 31 日	宮古市立図書館主催「役立つ本の技術講座」講師派遣 司書課程教員 1 名、本学非常勤講師、図書館職員 2 名
宮古市立図書館 平成 27(2015)年 9 月 3 日	宮古市立図書館主催「本の修理ステップアップ講座」講師派 遣 図書館職員 3 名

盛岡大学

支援先(学校)・日程	支援内容等
大槌町立吉里吉里小学校 平成 23(2011)年 10 月 21 日～12 月 2 日	作業場所：盛岡大学図書館及び吉里吉里小学校 寄贈図書廃棄分の仕分け（約 500 冊）、汚破損図書修理（約 100 冊）、寄贈図書受入・原簿作成・ラベル等装備（216 冊） 図書館職員 6 名 協力団体：「3.11 絵本プロジェクトいわて」
陸前高田市立小友小学校 平成 23(2011)年 12 月～ 平成 24(2012)年 1 月	作業場所：陸前高田市立小友小学校 図書（国語科教材）受入・ラベル等装備（約 750 冊）、図書除籍処理相談 図書館職員 3 名
岩手県立高田高校 平成 25(2013)年 3 月 11 日～3 月 21 日	作業場所：盛岡大学 高田高校・校内資料救済資料の修復、資料への付番、ドライクリーニング、洗浄及び乾燥処理を実施。 資料総数 1,152 点 司書課程教員 1 名、図書館職員 4 名、学生ボランティア 20 名外部ボランティア 4 名 協力団体 遠野文化研究センター、(株)寿広
岩手県立高田高校 平成 25(2013)年 5 月 9 日～5 月 15 日	作業場所：盛岡大学図書館 修復済みの被災資料のファイリング作業。冊子（研究紀要など）14 点、パンフレット類（学校要覧など）19 点、プリント・新聞スクラップ等 1,107 点 司書課程教員 1 名、図書館職員 3 名、学生ボランティア 47 名
大槌町立大槌小学校 平成 26(2014)年 2 月 6 日 平成 26(2014)年 2 月 13 日	作業場所：大槌町立大槌小学校図書室 大槌小学校図書室レイアウト整備及び指導 司書課程教員1名、図書館職員2名、学生ボランティア22名
大槌町立大槌小学校 平成 26(2014)年 6 月 10 日	作業場所：大槌町立大槌小学校図書室 大槌小学校図書室電算化支援実施計画打ち合わせ他 文学部教員1名、教師教育センター教員1名、図書館職員2名
大槌町立大槌小学校 平成 26(2014)年 7 月 31 日	作業場所：盛岡大学図書館 大槌小学校図書室の図書7,000冊の搬入作業 図書館職員1名、学生ボランティア15名
大槌町立大槌小学校 平成 26(2014)年 7 月 23 日～8 月 27 日	作業場所：盛岡大学図書館 大槌小学校図書室の図書8,000冊の電算化支援作業 図書資料データのパソコン入力、バーコード貼付 図書館職員7名、非常勤講師他、学生ボランティア17名

大槌町立大槌小学校 平成 26(2014)年 9 月 2 日	作業場所：大槌町立大槌小学校図書室 大槌小学校図書室の図書8,000冊 電算化作業終了図書搬入 図書館職員4名、学生ボランティア34名
-----------------------------------	---

支援作業は、司書課程教員・図書館職員・学生が連携して活動に関わった。マンパワーが必要な際は学生ボランティアを募り（地域ボランティアにも協力を依頼した活動実績あり）、図書補修などのスキルが必要な実務については、図書館職員が中心となって活動し、図書館情報学の専門的知見が必要な場合は教員が支援を行うといったように、支援の内容に応じ柔軟な活動を展開することができた。

図書館職員が支援活動に積極的に関わったことにより支援活動の範囲が広がり、教員と職員の連携によって学生ボランティアの募集や活動もスムーズに行うことができた。この間のボランティア参加人数は、延べ 600 名にも上り、学生のボランティア活動への参加機会を提供し、「社会の福祉に貢献する人間の育成」という大学の理念に沿った活動を行うことができた。

また、岩手県立図書館・絵本寄贈のボランティア団体・データ入力を可能とするシステム提供会社・資料洗浄のノウハウ提供の協力団体等、図書館に関するハード・ソフトそれぞれを有する諸団体と連携が図られたことなど貴重な経験ともなった。

なお、活動の詳細は図書館のホームページ上でも「被災地図書館支援プロジェクト」として詳細に掲載し、学内外へ情報を発信している。

【資料 A-1-16】盛岡大学ホームページ（被災地図書館支援プロジェクト）

A-1-③ 公開講座

本学は、平成 25(2013)年度までに公開講座を通算 33 回開講してきた。平成 26(2014)年度に地域連携センターが設置されてからは、当センターが中心となって業務を担っている。平成 26(2014)年 10 月 18 日に、地域連携センター発足記念フォーラムとして「地域と大学が紡ぐ未来～『繋がる』を超えて～」をテーマに第 1 回目を開催し、盛岡市・滝沢市の地域行政関係者と本学教員によるパネルディスカッションを行い、これからの連携の在り方について有意義な意見交換を行った。約 80 名の参加者があった。平成 27(2015)年度は、「短歌で詠む心と教育」をテーマに開催し、130 名を超えるこれまでにない多くの参加者があった。なお、この公開講座は盛岡市（所管：教育委員会生涯学習課）との共催事業として開催経費の一部が補助金として交付されている。

また、「陸前高田市と盛岡大学・盛岡大学短期大学部との相互連携・協力協定書」に基づいて、陸前高田市で行われる公開講座に本学の教員を講師として派遣している。

【資料 A-1-17】盛岡大学公開講座開設状況

【資料 A-1-18】陸前高田市と盛岡大学・盛岡大学短期大学部との相互連携・協力協定

【資料 A-1-19】平成 27 年度盛岡大学・盛岡大学短期大学部公開講座

A-1-④ 免許状更新講習

岩手大学をはじめ岩手県内の大学と共催で平成 21(2009)年度より実施している。現在は岩手大学、岩手県立大学、本学、盛岡大学短期大学部、富士大学、修紅短期大学、岩手山

青少年交流の家が構成機関となり、教員免許状更新講習を実施している。平成 26(2014)年度、27(2015)年度とも、8月(3日間)に本学を会場とし、大学・短期大学部の教員を講師に依頼して実施している。

【資料 A-1-20】教員免許状更新講習実施状況(平成 26 年度、27 年度)

(3) A-1 の改善・向上方策(将来計画)

A-1-① 地域連携

大学生が自ら企画運営する「児童・生徒の学び舎プロジェクト」は、教員志望学生が、教員の資質向上を目指すのみならず、社会人力を身に付ける機会を目指すものである。今後も全学あげて学生の活動を支援し、実践力のある教員養成事業に活かしていく。滝沢市との「包括的連携に関する協定」に基づく共同事業の企画運営は、市長部局、教育委員会とのつながりが深く、事業は順調に推移しているところである。今後も活発な事業展開を推進していく。設置した地域連携センターの活用が促進されるよう、各自治体等に周知する必要がある。そこで、平成 27(2015)年度より実施している盛岡市を含む岩手県内自治体への訪問先の拡充を図り、本学が提供可能な知的資源、物的資源を PR するとともに、市民講座や生涯学習等における連携事業を協議していく。

いわて高等教育コンソーシアムの地域研究推進委員会の活動は、平成 27(2015)年度で補助金の受給が終了した。しかしながら、平泉の文化は岩手の誇るべき文化遺産であり世界遺産でもあることから、各大学との連携を続けていく。

また、本学図書館の蔵書構成は、大学の学科の特性を反映しており、それを更に充実させ提供することが地域貢献につながっていく。市街地から離れて位置している本学の立地条件等を踏まえた上で、図書館の存在を地域に広くアピールしていくとともに、地域住民に親しまれる図書館を目指していく。

岩手県知事から平成 28(2016)年度に開催される「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会(障害者スポーツ大会)」の選手団サポートボランティア養成協力校として委嘱されている。障害者スポーツ大会に学生ボランティアを派遣するほか、養成校として学生に対し専門教員による 15 コマの講義が必要であり、本学教員が講義を行うこととなっている。

【資料 A-1-21】児童・生徒の学び舎プロジェクト

【資料 A-1-22】滝沢市と盛岡大学・盛岡大学短期大学部との包括的連携に関する協定書

【資料 A-1-23】希望郷いわて国体・希望郷いわて大会(障害者スポーツ大会)」の選手団サポートボランティア養成協力校

A-1-② 被災地支援

前述したように、いわて高等教育コンソーシアム事業の見直しが図られる。そこで、本学が主務校となって進めてきた地域研究推進委員会の事業を総括するために、報告書を作成するとともに、これまでに蓄積したノウハウを活かし、今後も支援活動を継続していく。

特に、被災地の教育支援活動は、教員を目指す学生の貴重な実践経験の場となっただけでなく、大槌小学校の児童との良好な関係を築くことができた。

補助金の打ち切りで、被災地の文化財保護支援、教育支援、図書館支援の活動を終わりにするのではなく、本学が独自に行っていける支援のあり方を考えていく。

A-1-③ 公開講座

本学の公開講座は平成 27(2015)年度で通算 35 回となり、また、陸前高田市との包括協定による公開講座への参加者の集まりも堅調である。しかし、これまでの公開講座の実施状況の分析から、内容のマンネリ化、参加者の固定化と高齢化、教員への負担増が課題となっている。

そこで、地域連携センター運営委員会において、今後の公開講座のあり方について早急に検討していく。会場は集客の大きな要素と考えており、これまでも試行錯誤を続けているが、参加者のアンケートなどから利便性のある盛岡駅周辺の外部施設での開催希望が多く、調整を行わなければならない。開催時期についても、学内行事との関連で適切な時期を検討していく。

A-1-④ 教員免許状更新講習

今後も継続して講習を実施していく。平成 28(2016)年度からは、新たに栄養教諭を対象とした免許状更新講習を開講する予定である。

[基準 A の自己評価]

本学は、地域に根ざした大学・短期大学部としての使命を果たすために、地域の課題解決に貢献してきた。特に、いわて高等教育コンソーシアムの地域研究推進委員会の主務校として、被災地の文化財保護支援、被災地の教育支援、被災地の図書館支援をリードしてきた意義は大きい。

- ① 被災県にある本学としての使命を果たすために、被災地の文化財保護のあり方についての調査研究と 4 回に渡るシンポジウムの開催を踏まえた提言を行ったこと。
- ② 学生ボランティアと教職員が毎週片道 2 時間半かけて大槌小学校に出向き、教育支援活動を 3 年にわたって行ってきたこと。
- ③ 被災地の図書館での汚破損図書修理、寄贈図書受入・原簿作成・ラベル等装備作業。本学図書館での救済資料の修復、洗浄及び乾燥処理、資料への付番等被災地の図書館支援を行ったこと。

こうした支援活動は社会連携の面で大いに評価できる。それに加えこれに参加した学生自身が多くのことを学ぶことができたことは特筆に値する。

本学に地域連携センターを設置したことによって窓口が一元化され、地域の要請に応じて迅速に適切な対応が取れるようになった。今後、地域貢献の窓口として機能をより充実させていく。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料減免制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	

【表 3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
----------	-----------------------------------	--

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人盛岡大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	2016 盛岡大学大学案内	
【資料 F-3】	大学学則	
	盛岡大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	平成 28 年度入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生便覧 2016	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 28 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 27 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	交通アクセス、キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	役員名簿及び理事会、評議員会の活動状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（最新のもの）	
	学生便覧（学習案内 pp.66～pp.253）シラバス	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	シラバス（キリスト教学 I・II）	
【資料 1-1-2】	2015 年度盛岡大学学生礼拝実施一覧表	
【資料 1-1-3】	平成 28 年度入学式・平成 27 年度卒業式次第	
【資料 1-1-4】	平成 28 年 4 月教授会資料	
【資料 1-1-5】	学校法人盛岡大学職員礼拝運営要領	
【資料 1-1-6】	オフィスアワー（シラバス）	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-1-7】	学生便覧 2016 (p.25)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-8】	後援会報「学苑だより」第 70 号（盛岡さんさ踊り）	
【資料 1-1-9】	盛岡大学ホームページ（ホームカミングデー） http://www.morioka-u.ac.jp	
【資料 1-1-10】	盛岡大学ホームページ	【資料 1-1-9】と同じ

盛岡大学

【資料 1-1-11】	平成 28 年度入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-1-12】	学生便覧 2016 (p.4)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-13】	学校法人盛岡大学 21 世紀委員会答申	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	盛岡大学学則 第 1 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-2】	学生便覧 2016 (p.80,p.222)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-3】	盛岡大学ホームページ	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 1-2-4】	学生便覧 2016(p.225)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-5】	学生便覧 2014	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	盛岡大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-3-2】	学生便覧 2016 (p.4)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-3】	盛岡大学教授会資料 (平成 27 年 3 月 16 日)	
【資料 1-3-4】	盛岡大学教授会運営規則	
【資料 1-3-5】	2016 盛岡大学大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-6】	学生便覧 2016	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-7】	盛岡大学ホームページ	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 1-3-8】	2016 ガイドブック DVD 版	
【資料 1-3-9】	中期目標	
【資料 1-3-10】	盛岡大学・盛岡大学短期大学部中長期プロジェクト推進室設置 運営規程	
【資料 1-3-11】	中期目標達成のための工程表	
【資料 1-3-12】	平成 28 年度盛岡大学 (文学部・栄養科学部) 委員会等所属一 覧	
【資料 1-3-13】	いわて高等教育コンソーシアム地域研究推進委員会資料	
【資料 1-3-14】	盛岡大学・盛岡大学短期大学部地域連携センター規程	
【資料 1-3-15】	盛岡大学学則 (第 1 章第 1 条)	【資料 F-3】と同じ

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	盛岡大学学則 (第 1 章第 1 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-1-2】	平成 22 年度入学試験要項 (AP の制定)	
【資料 2-1-3】	平成 28 年度入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	入試ガイド 2016 (入試要項・データ編)	
【資料 2-1-5】	2016 盛岡大学大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-6】	盛岡大学ホームページ	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 2-1-7】	平成 27 年度本学主催入試説明会実施要領	
【資料 2-1-8】	平成 27 年度業者主催入試相談会	
【資料 2-1-9】	平成 27 年度高校内進学相談会	
【資料 2-1-10】	平成 27 年度オープンキャンパス実施要領	
【資料 2-1-11】	平成 27 年度高校訪問実施計画	
【資料 2-1-12】	2016 盛岡大学大学案内 ((p.5)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-13】	盛岡大学ホームページ	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 2-1-14】	入試ガイド 2016 (入試要項・データ編)	【資料 2-1-4】と同じ
【資料 2-1-15】	平成 28 年度入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-16】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移 (過去 5 年間)	【表 2-1】と同じ
【資料 2-1-17】	平成 24 年度入学試験要項	
【資料 2-1-18】	平成 25 年度入学試験要項	

盛岡大学

【資料 2-1-19】	平成 26 年度入学試験要項	
【資料 2-1-20】	IR 室作成資料	
【資料 2-1-21】	学生広報スタッフ、SNS 等の資料	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	盛岡大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-2-2】	盛岡大学ホームページ	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 2-2-3】	2016 盛岡大学大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-2-4】	学生便覧 2016	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-5】	英語力 UP!特別研修	
【資料 2-2-6】	英語の具体的面接指導	
【資料 2-2-7】	学内スピーチコンテスト	
【資料 2-2-8】	原書の読書講読会	
【資料 2-2-9】	平成 27 年度「日本文学科学生紀要」	
【資料 2-2-10】	平成 27 年度卒業研究論文発表会レジュメ集	
【資料 2-2-11】	授業コンテスト・テーマ劇コンテスト	
【資料 2-2-12】	実践保育研究会	
【資料 2-2-13】	岩手県スクールトライアル事業	
【資料 2-2-14】	児童教育学会	
【資料 2-2-15】	学生便覧 2016	
【資料 2-2-16】	カリキュラムマップ	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-17】	第三者によるシラバスチェック	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	盛岡大学教務委員会規則	
【資料 2-3-2】	平成 28 年度履修ガイダンス予定表	
【資料 2-3-3】	達成度自己評価システム資料	
【資料 2-3-4】	学生便覧 2016 (p.84,110,143,178,230)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-5】	WEB ポータルシステム資料	
【資料 2-3-6】	学修支援関係資料	
【資料 2-3-7】	学生支援アンケート(hyper-QU)関係資料	
【資料 2-3-8】	留学生支援(チューター制)資料	
【資料 2-3-9】	平成 28 年度入学前教育関係資料	
【資料 2-3-10】	初年次教育関係資料	
【資料 2-3-11】	学修・授業支援が必要な学生の把握に関する資料	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	盛岡大学学則(第 12 条～15 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-2】	学生便覧 2016 (p.80,222) (p.77)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-3】	シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-4-4】	盛岡大学編入学規程(第 9 条)	
【資料 2-4-5】	盛岡大学 GPA 運用内規	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	盛岡大学就職対策委員会規則	
【資料 2-5-2】	平成 28 年度盛岡大学(文学部・栄養科学部)委員会等所属一覧	【資料 1-3-12】と同じ
【資料 2-5-3】	盛岡大学・盛岡大学短期大学部無料職業紹介業務運営規程	
【資料 2-5-4】	平成 27 年度就職センター事業報告	
【資料 2-5-5】	平成 28 年度就職センター事業計画	
【資料 2-5-6】	学校法人盛岡大学管理運営規程(別表 2-2-(7))	
【資料 2-5-7】	平成 27 年度卒業生の主な就職先等一覧	
【資料 2-5-8】	盛岡大学教員養成サポートセンター規程	
【資料 2-5-9】	盛岡大学教員養成サポートセンター管理委員会規則	
【資料 2-5-10】	盛岡大学教員養成サポートセンター専門委員会規則	

盛岡大学

【資料 2-5-11】	滝沢市ラーニング・サポーター・プロジェクト	
【資料 2-5-12】	被災地学校支援プロジェクト	
【資料 2-5-13】	児童・生徒の学び舎プロジェクト資料	
【資料 2-5-14】	教職ガイダンス・セミナー開講実績表（過去 3 年間）	
【資料 2-5-15】	教職ガイダンス	
【資料 2-5-16】	教員採用試験対策特別講座実績表（過去 3 年間）	
【資料 2-5-17】	外部講師による教員採用試験対策講座実績表（過去 3 年間）	
【資料 2-5-18】	教員採用試験模擬試験実施実績表（過去 3 年間）	
【資料 2-5-19】	教員採用試験説明会実施実績表（過去 3 年間）	
【資料 2-5-20】	教育庁訪問実績表	
【資料 2-5-21】	私立学校訪問実績表	
【資料 2-5-22】	相談室利用実績表	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	授業効果調査（抜粋）	
【資料 2-6-2】	FD 研修会	
【資料 2-6-3】	ベストレクチャー賞	
【資料 2-6-4】	達成度自己評価システム	【資料 2-3-3】と同じ
【資料 2-6-5】	学生生活調査	
【資料 2-6-6】	「授業評価報告書」2012 年度	
【資料 2-6-7】	授業効果調査	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 2-6-8】	カリキュラムマップ	【資料 2-2-16】と同じ
【資料 2-6-9】	履修系統図	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	盛岡大学・盛岡大学短期大学部学生相談室規程	
【資料 2-7-2】	学生相談室、医務室等の利用状況	【表 2-12】と同じ
【資料 2-7-3】	平成 28 年度新入生特別研修	
【資料 2-7-4】	学生便覧 2016（p.284,288）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-5】	特別支援配慮願	
【資料 2-7-6】	東日本大震災学生に対する平成 28 年度学生納付金減免に関する規程	
【資料 2-7-7】	盛岡大学奨学会会則	
【資料 2-7-8】	盛岡大学奨学会貸与奨学金規程	
【資料 2-7-9】	盛岡大学奨学会給付奨学金規程	
【資料 2-7-10】	盛岡大学特別奨学生規程	
【資料 2-7-11】	学生生活調査	【資料 2-6-5】と同じ
【資料 2-7-12】	奨学金制度新設検討委員会資料	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	盛岡大学人事委員会規則	
【資料 2-8-2】	盛岡大学文学部教員資格審査基準	
【資料 2-8-3】	盛岡大学栄養科学部教員資格審査基準	
【資料 2-8-4】	ベストレクチャー賞	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 2-8-5】	盛岡大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則	
【資料 2-8-6】	盛岡大学 FD 研修会実施一覧（平成 21 年度～平成 27 年度）	
【資料 2-8-7】	盛岡大学カリキュラム委員会規則	
【資料 2-8-8】	教養教育専門委員会	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	平成 26 年度私立大学教育研究活性化設備整備費事業	
【資料 2-9-2】	学校法人盛岡大学中期（平成 26～29 年度）経営計画	
【資料 2-9-3】	平成 24 年度私立大学教育研究活性化設備整備事業	
【資料 2-9-4】	中期目標	【資料 1-3-9】と同じ
【資料 2-9-5】	中期計画	
【資料 2-9-6】	砂込キャンパスネットワーク委員会規則	

盛岡大学

【資料 2-9-7】	教育課程表	
【資料 2-9-8】	新入生オリエンテーション	
【資料 2-9-9】	就職ガイダンス	
【資料 2-9-10】	ベストレクチャー賞	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 2-9-11】	FD 研修会	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 2-9-12】	達成度自己評価システム	【資料 2-3-3】と同じ
【資料 2-9-13】	教育研究業績	
【資料 2-9-14】	教養教育専門委員会	【資料 2-8-8】と同じ

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人盛岡大学管理運営規程	【資料 2-5-6】と同じ
【資料 3-1-2】	学校法人盛岡大学就業規則	
【資料 3-1-3】	職員の懲戒に関する細則	
【資料 3-1-4】	盛岡大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-5】	学校法人盛岡大学中期（平成 26～29 年度）経営計画	【資料 2-9-2】と同じ
【資料 3-1-6】	盛岡大学個人情報の保護に関する規則	
【資料 3-1-7】	盛岡大学・盛岡大学短期大学部におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対策等に関する規則	
【資料 3-1-8】	盛岡大学・盛岡大学短期大学部におけるパワーハラスメントの防止及び対策等に関する施行規則	
【資料 3-1-9】	学校法人盛岡大学情報公開規程	
【資料 3-1-10】	盛岡大学ホームページ	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 3-1-11】	学校法人盛岡大学寄附行為（第 3 条、16 条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-12】	学校法人盛岡大学管理運営規程（第 2 条）	【資料 2-5-6】と同じ
【資料 3-1-13】	盛岡大学教授会運営規則	【資料 1-3-4】と同じ
【資料 3-1-14】	学校法人盛岡大学公益通報に関する規程	
【資料 3-1-15】	学校法人盛岡大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 3-1-16】	学校法人盛岡大学パワーハラスメントの防止に関する規程	
【資料 3-1-17】	学校法人盛岡大学防災管理規程	
【資料 3-1-18】	自衛消防組織図	
【資料 3-1-19】	避難訓練マニュアル（平成 27 年度版）	
【資料 3-1-20】	盛岡大学ホームページ（盛岡大学情報公開）	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 3-1-21】	学校法人盛岡大学寄附行為（第 35 条第 2 項）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-22】	学校法人盛岡大学情報公開規程	【資料 3-1-9】と同じ
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人盛岡大学寄附行為（第 3 条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-2-2】	学校法人盛岡大学案件審査会議設置運営要綱	
【資料 3-2-3】	役員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-2-4】	定例連絡会議の開催要領	
【資料 3-2-5】	学校法人盛岡大学平成 22 年度→平成 25 年度経営計画	
【資料 3-2-6】	学校法人盛岡大学中期（平成 26～29 年度）経営計画	【資料 2-9-2】と同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長		
【資料 3-3-1】	盛岡大学教授会運営規則	【資料 1-3-4】と同じ
【資料 3-3-2】	盛岡大学運営委員会規則	
【資料 3-3-3】	平成 28 年度盛岡大学（文学部・栄養科学部）委員会等所属一覧	【資料 1-3-12】と同じ
【資料 3-3-4】	盛岡大学文学部長及び栄養科学部長並びに盛岡大学短期大学部長の選任に関する規程	

盛岡大学

【資料 3-3-5】	コア・ミーティング	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人盛岡大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-2】	盛岡大学時報	
【資料 3-4-3】	月間行事予定一覧	
【資料 3-4-4】	定例連絡会議の開催要領	【資料 3-2-4】と同じ
【資料 3-4-5】	学校法人盛岡大学寄附行為（第 4 章第 22 条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-6】	中期目標	【資料 1-3-9】と同じ
【資料 3-4-7】	教職員研修会（平成 26 年 12 月）	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人盛岡大学管理運営規程	【資料 2-5-6】と同じ
【資料 3-5-2】	いわて高等教育コンソーシアム FD・SD 連携推進委員会	
【資料 3-5-3】	平成 11 年財政確立計画策定	
【資料 3-5-4】	盛岡大学・盛岡大学短期大学部スタッフ・ディベロップメント委員会規則	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	学校法人盛岡大学中期（平成 26～29 年度）経営計画	【資料 2-9-2】と同じ
【資料 3-6-2】	学校法人盛岡大学情報公開規程	【資料 3-1-9】と同じ
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人盛岡大学経理規程	
【資料 3-7-2】	学校法人盛岡大学固定資産及び物品管理規程	
【資料 3-7-3】	物件等の調達に関する規則	
【資料 3-7-4】	退職金支給引当特定資産運用規程	
【資料 3-7-5】	学校法人盛岡大学資産運用基準及び基準外運用の手続き等に関する規程	
【資料 3-7-6】	学校法人盛岡大学監事監査規程	
【資料 3-7-7】	学校法人盛岡大学経理規程（第 3 条第 2 項第 1 号）	【資料 3-7-1】と同じ
【資料 3-7-8】	学校法人盛岡大学平成 22 年度→平成 25 年度経営計画	【資料 3-2-5】と同じ
【資料 3-7-9】	学校法人盛岡大学中期（平成 26～29 年度）経営計画	【資料 2-9-2】と同じ

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	盛岡大学自己評価委員会規則	
【資料 4-1-2】	平成 7 年 10 月の自己評価委員会の中間報告	
【資料 4-1-3】	平成 11 年 10 月「盛岡大学自己点検・自己報告書」	
【資料 4-1-4】	平成 15 年 3 月「盛岡大学自己点検・自己評価報告書」	
【資料 4-1-5】	平成 19 年 3 月「盛岡大学自己点検・自己評価報告書」	
【資料 4-1-6】	平成 27 年 3 月「盛岡大学自己点検・自己評価報告書」	
【資料 4-1-7】	平成 21 年 6 月「自己評価報告書」	
【資料 4-1-8】	盛岡大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則	【資料 2-8-5】と同じ
【資料 4-1-9】	「授業評価報告書」2012 年度	【資料 2-6-6】と同じ
【資料 4-1-10】	平成 21 年 7 月からの運営委員会資料（課題解決プロジェクト委員会関係）	
【資料 4-1-11】	AP・CP・DP	
【資料 4-1-12】	教育目標（平成 15 年 3 月「盛岡大学自己点検・自己評価報告書」p.14）	
【資料 4-1-13】	中期目標	【資料 1-3-9】と同じ
【資料 4-1-14】	盛岡大学・盛岡大学短期大学部中長期プロジェクト推進室設置運営規則	【資料 1-3-10】と同じ

4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	授業効果調査	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 4-2-2】	学生生活調査アンケート	
【資料 4-2-3】	就職センターの事業計画・報告（平成 28 年 3 月教授会資料）	
【資料 4-2-4】	入試広報の計画・アンケート・報告など（平成 27 年 4 月教授会資料）	
【資料 4-2-5】	盛岡大学・盛岡大学短期大学部 IR 室運営規則	
【資料 4-2-6】	平成 27 年度 IR 室活動概況	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	平成 21 年 7 月からの運営委員会資料（課題解決プロジェクト委員会関係）	【資料 4-1-10】と同じ
【資料 4-3-2】	中長期プロジェクト推進室資料	

基準 A. 社会連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学の施設の解放、公開講座、免許状更新講習など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 A-1-1】	盛岡大学・盛岡大学短期大学部地域連携センター規程	【資料 1-3-14】と同じ
【資料 A-1-2】	滝沢市と盛岡大学・盛岡大学短期大学部との包括的連携に関する協定書	
【資料 A-1-3】	滝沢市ラーニング・サポーター・プロジェクト	【資料 2-5-11】と同じ
【資料 A-1-4】	岩手県スクールトライアル事業	【資料 2-2-13】と同じ
【資料 A-1-5】	盛岡市内拠点校実習	
【資料 A-1-6】	たきざわ GP	
【資料 A-1-7】	たきざわ夢プロジェクト	
【資料 A-1-8】	たきざわ学びフェスタ	
【資料 A-1-9】	児童・生徒の学び舎プロジェクト	【資料 2-5-13】と同じ
【資料 A-1-10】	いわて高等教育コンソーシアム地域研究推進委員会資料	【資料 1-3-13】と同じ
【資料 A-1-11】	学外者の図書館利用状況一覧（過去 5 年間）	
【資料 A-1-12】	地域貢献事業関係資料	
【資料 A-1-13】	いわて高等教育コンソーシアム実績報告書	
【資料 A-1-14】	シンポジウム報告書（録）	
【資料 A-1-15】	被災地学校支援ボランティア実績表（過去 3 年間）	
【資料 A-1-16】	盛岡大学ホームページ（被災地図書館支援プロジェクト）	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 A-1-17】	盛岡大学公開講座開設状況	
【資料 A-1-18】	陸前高田市と盛岡大学・盛岡大学短期大学部との相互連携・協力協定	
【資料 A-1-19】	平成 27 年度盛岡大学・盛岡大学短期大学部公開講座	
【資料 A-1-20】	教員免許状更新講習実施状況（平成 26 年度、27 年度）	
【資料 A-1-21】	児童・生徒の学び舎プロジェクト	【資料 2-5-13】と同じ
【資料 A-1-22】	滝沢市と盛岡大学・盛岡大学短期大学部との包括的連携に関する協定書	【資料 A-1-2】と同じ
【資料 A-1-23】	希望郷いわて国体・希望郷いわて大会（障害者スポーツ大会）」の選手団サポートボランティア養成協力校	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。